

保健所業務概要

令和 5 年度版
(令和 4 年度実績)

八 戸 市

健 康 都 市 宣 言

わたしたち八戸市民は、生涯を通じて心身ともに健康で、
生きがいのある生活が出来るように、一人ひとりが健康づくり
を心がけるとともに、地域が協力しあい、健康で住みよい
まちを目指し、ここに「健康都市はちのへ」を宣言します。

- 1 健康について学び、健康づくりを実践します。**
- 1 生活を見直し、正しい生活習慣を身につけます。**
- 1 一に予防、二に健診を心がけます。**

平成15年9月28日

八 戸 市

目 次

◇ 総 括

1. 八戸市の概況	1
2. 八戸市保健所の沿革	2
3. 保健所設置の考え方	4
4. 組織機構図と分掌事務	5
(1)組織機構図	
(2)分掌事務	
(3)職名別・職種別職員数	
5. 施設の概要	8
(1)八戸市総合保健センター	
(2)八戸市休日夜間急病診療所	
(3)八戸市休日歯科診療所	
6. 令和5年度予算概要	10
(1)保健衛生関係予算	
(2)主な事業と当初予算額	
7. 附属機関	12
(1)附属機関一覧	
(2)会議の開催状況	
8. 実習等受入の状況	14
9. 調査研究実施の状況	14

◇ 八戸市の人口動態

1. 八戸市人口統計	15
2. 地区別人口	16
3. 人口動態	18
4. 死亡状況	20
(1)死因別	
(2)死因順位の推移	
(3)三大死因の死亡率の推移	
(4)悪性新生物の部位別死者数	
(5)脳血管疾患の種類別死者数	
(6)乳児死亡率の推移	

◇ 令和4年度事業実績

« 保健所 »

保健総務課

【1】医事及び薬事関係

1. 医事関係	25
(1)医療監視の状況	
(2)医療施設等数	
2. 薬事関係	26
(1)薬事監視等の状況	
(2)薬務関係施設数	

【2】医療安全支援センターの運営

(1)八戸市医療安全支援センター	
(2)医療相談等	

【3】統計報告・調査

(1)統計報告・調査一覧	
(2)医師・歯科医師・薬剤師医療従事者数	

【4】地域医療の推進

1. 医療体制の確保	30
(1)一次救急医療体制	
(2)二次救急医療体制	
(3)三次救急医療体制	
(4)連携中枢都市圏事業	
(5)青森県救急医療情報システム	
2. 健康・医療情報ネットワークシステム事業	34
3. 献血推進事業	35
4. AED普及啓発事業	35
5. 医療従事者の確保	36
(1)医師確保対策事業	
(2)看護師等修学資金貸与事業	

健康づくり推進課

【5】成人保健事業

1. 健康教育	37
(1)市民健康づくり講座	
(2)食生活改善推進員養成研修会	
(3)各地区健康教室	

2. 健康相談	39	マタニティ健康相談	
(1) 庁内相談		(2) 赤ちゃん健康相談・よちよち健康相談	
(2) 電話による健康相談		(3) 2~3歳児発達相談(のびのびクラス)	
(3) 各地区健康相談		(4) 3~5歳児発達相談(あいあいクラス)	
3. 健康診査	40	(5) 療育相談	
(1) 健康診査及び保健指導		(6) 各地区健康相談	
(2) がん検診等		4. 健康診査	67
4. 訪問指導	49	(1) 妊婦委託健康診査	
【6】栄養改善事業(成人)		(2) 妊婦歯科健康診査	
1. 成人関係	50	(3) 産婦健康診査	
2. 特定給食施設等栄養管理指導事業	50	(4) 乳児一般委託健康診査及び精密検診	
3. 国民健康・栄養調査	51	(5) 先天性股関節脱臼検診	
4. 食品表示法(保健事項)・健康増進法に係る食品表示の指導・相談	52	(6) 1歳6か月児健康診査及び精密検診	
【7】健康づくり推進事業		(7) 3歳児健康診査及び精密検診	
1. 第2次健康はつのへ21	53	(8) 1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査	
2. 保健推進員活動	54	5. 家庭訪問	71
3. わが家の健康カレンダーによる事業の普及	55	(1) 妊産婦・新生児(乳幼児)訪問指導	
4. 健康はつのへ21 ポイントアプリ事業	55	(2) 乳児家庭全戸訪問事業	
【8】組織活動の育成及び支援		(3) 養育支援訪問事業	
1. 八戸市食生活改善推進員協議会	56	6. その他	72
2. 健康づくり推進協議会	56	(1) 乳児健診受診票(一式)の交付	
3. 八戸婦人ボランティア「いちいの会」	57	(2) 八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	
【9】母子保健事業		(3) 八戸市特定不妊治療費助成事業	
1. 子育て世代包括支援センター事業	58	(4) 八戸市不育症検査費用助成事業	
(1) 八戸市子育て世代包括支援センター		(5) 不妊専門相談センター事業	
(2) 産前・産後サポート事業		(6) 女性健康支援センター事業	
(3) 産後ケア事業		【10】栄養改善事業(母子)	
(4) はちまむ応援金(国の出産・子育て応援給付金)			
2. 健康教育	61	1. 母子関係	76
(1) 両親学級		【11】小児慢性特定疾病事業・未熟児養育医療給付事業	
(2) すくすく離乳食教室			
(3) 各地区健康教室			
3. 健康相談	63	1. 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児慢性特定疾病児童手帳交付	77
(1) 妊娠届出受理・母子健康手帳交付及び			

すくすく親子健康課

【9】母子保健事業

1. 子育て世代包括支援センター事業	58
(1) 八戸市子育て世代包括支援センター	
(2) 産前・産後サポート事業	
(3) 産後ケア事業	
(4) はちまむ応援金(国の出産・子育て応援給付金)	
2. 健康教育	61
(1) 両親学級	
(2) すくすく離乳食教室	
(3) 各地区健康教室	
3. 健康相談	63
(1) 妊娠届出受理・母子健康手帳交付及び	

保健予防課

【12】健康危機管理関係

1. 平常時の健康危機管理体制	79
2. 新型インフルエンザ等対策	79

3. 高病原性鳥インフルエンザ等対策	79	7. コホート検討会	96
【13】予防接種事業			
1. 定期の予防接種	80	1. 難病医療講演会	97
(1) BCG接種（結核）		2. 難病対策実務者連絡会	97
(2)麻しん・風しん予防接種		3. 難病患者等相談	97
(3)水痘予防接種		4. 家庭訪問	97
(4)B型肝炎予防接種		5. 療養生活に関するアンケート調査	98
(5)四種混合予防接種		6. 難病患者会活動支援	98
(6)二種混合予防接種		7. 青森県重症難病患者在宅療養支援事業の利用登録申請事業	98
(7)日本脳炎予防接種			
(8)Hib感染症の予防接種（ヒブ）			
(9)小児の肺炎球菌感染症の予防接種			
(10)ロタウイルス感染症の予防接種			
(11)ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（子宮頸がん）			
(12)高齢者の季節性インフルエンザ予防接種			
(13)高齢者肺炎球菌予防接種			
(14)成人男性の風しん 第5期の定期接種			
2. 任意の予防接種	87		
風しん抗体検査・ワクチン接種の費用助成			
【14】感染症予防事業			
1. エイズ予防関係	88	1. 地域自殺対策強化事業	100
(1)検査・相談		(1)普及啓発事業	
(2)普及啓発		(2)人材養成事業	
2. ウイルス性肝炎相談・検査	88	2. いのち支える八戸市自殺対策計画	101
3. 感染症発生状況	89		
4. 感染症発生動向調査状況	89		
5. 集団発生施設指導状況	90		
6. 感染症診査協議会	90		
【15】結核予防事業			
1. 結核患者登録状況	91	1. ひきこもり講演会	102
2. 結核健診	93	2. ひきこもり関係団体への支援	102
3. 訪問指導等実施状況	94	(1)ひきこもり対策ケース会議の開催	
4. 結核対策特別促進事業実施状況	95	(2)民間団体への支援	
(1)特別対策事業			
(2)一般対策事業			
5. 感染症診査協議会の診査状況	95		
6. 結核読影会の実施状況	96		
【16】難病関係事業			
1. 難病医療講演会	97		
2. 難病対策実務者連絡会	97		
3. 難病患者等相談	97		
4. 家庭訪問	97		
5. 療養生活に関するアンケート調査	98		
6. 難病患者会活動支援	98		
7. 青森県重症難病患者在宅療養支援事業の利用登録申請事業	98		
【17】精神保健福祉関係事業			
1. 精神障害に係る申請・通報・届出	99		
2. 精神科入院届出等受理・進達	99		
3. 精神保健福祉相談	99		
4. ケア会議・連絡調整等	99		
【18】自殺対策強化関係事業			
1. 地域自殺対策強化事業	100		
(1)普及啓発事業			
(2)人材養成事業			
2. いのち支える八戸市自殺対策計画	101		
【19】ひきこもり関係事業			
1. ひきこもり講演会	102		
2. ひきこもり関係団体への支援	102		
(1)ひきこもり対策ケース会議の開催			
(2)民間団体への支援			
【20】健康被害関係事業			
1. 公害健康被害者救済事業	104		
(1)認定患者数			
(2)公害健康被害者認定審査会の実施			
2. 石綿健康被害の申請事務及び相談	104		

衛 生 課

【21】衛生関係事業

1. 食品衛生関係	105
(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況（旧法許可施設）	
(2) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況（新法許可施設）	
(3) 営業届出を要する業種・施設・監視等の状況	
(4) 食品の収去検査実施状況	
(5) 不良食品等の発見及び措置状況	
(6) 行政処分等の状況	
(7) 食中毒発生状況	
(8) 食品衛生関係講習会の実施状況	
2. 化製場等関係	111
(1) 化製場の設置状況	
(2) 化製場法第8条で規定される施設の設置状況	
(3) 死亡獣畜取扱場の設置状況	
3. 生活衛生関係	112
(1) 生活衛生関係営業施設の状況	
(2) 生活衛生関係営業施設の検査確認、許可等に関する状況	
(3) 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況	
4. 専用水道、簡易専用水道関係	112
5. 特定建築物衛生関係	112
6. その他の施設関係	113
7. 温泉利用許可関係	113
8. 家庭用品関係	113

【22】動物愛護関係事業

1. 飼い犬の登録、狂犬病予防関係	114
(1) 犬の登録	
(2) 狂犬病予防注射	
(3) 接種率向上の取り組み	
2. 動物愛護管理関係	116
(1) 捕獲・引取り・収容状況	
(2) 苦情・相談等処理状況	
(3) 咬傷事故	

新型コロナウイルス感染症関係

【23】新型コロナウイルス感染症への対応状況	
1. 八戸市保健所の動き	118
(1) 八戸市保健所の新型コロナウイルス感染症対策の経過	
(2) 保健師等応援職員の受入・派遣状況	
2. 対策会議及び対策本部の運営状況	121
(1) 八戸市新型コロナウイルス感染症対策本部	
(2) 感染症診査協議会	
3. 感染防止対策事業	123
はちのへwithコロナあんしん行動サービス	
4. 相談の状況	124
(1) 受診相談センター	
(2) 相談体制等	
5. 検査の状況	125
(1) 検査体制	
(2) クラスター対策事業	
(3) 妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業	
6. 陽性者の状況	127
7. ワクチン接種の状況	128

總括

1. 八戸市の概況

八戸市は、古くは藩政時代から、北奥羽地域の経済・社会・文化の中心として栄え、全国屈指の水産都市として、また北東北随一の工業都市として発展し、平成29年1月1日の中核市移行とともに八戸市保健所を設置した。

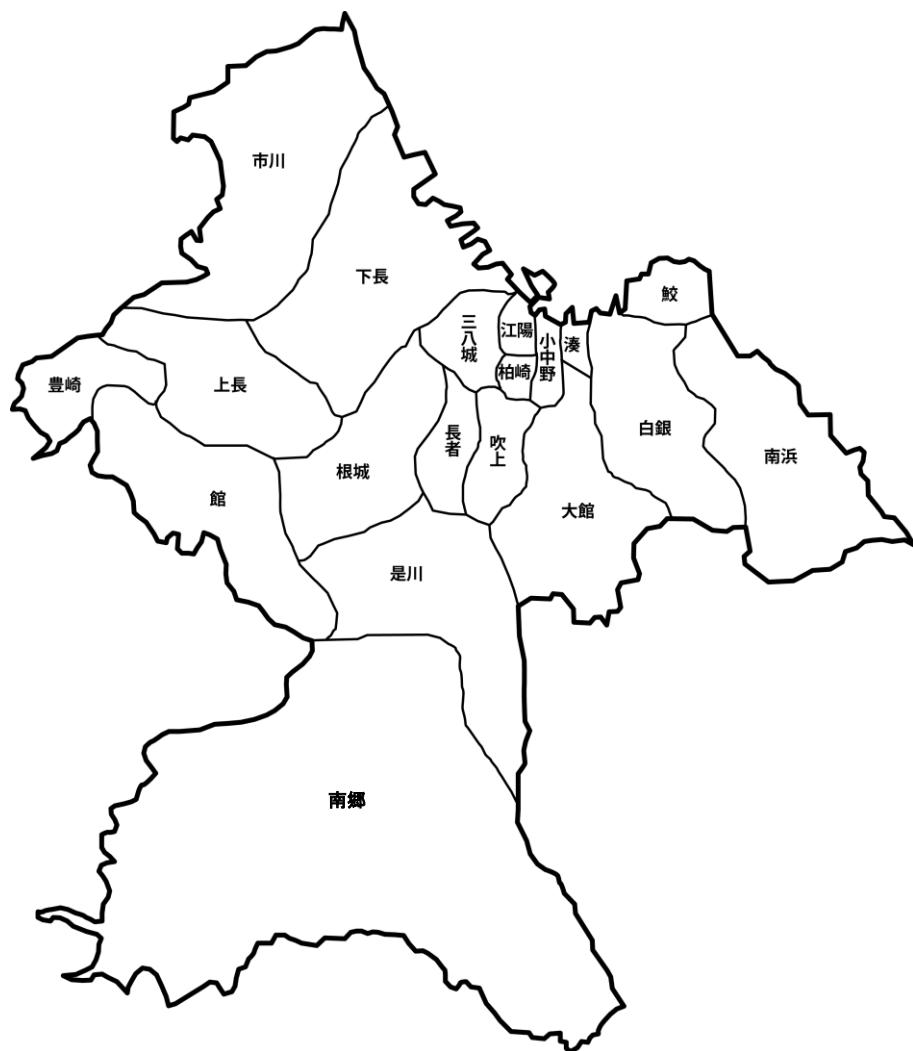
中核市移行後の平成29年3月には八戸圏域連携中枢都市圏（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）を形成し、連携中枢都市としてより一層の中枢機能の充実を目指している。

当市の人口（国勢調査）は、平成7年（1995年）の249,358人をピークに人口減少傾向が続いているが、平成27年（2015年）には231,257人であったが、令和2年（2020年）には223,415人となっており、5年間で7,842人の減少となっている。

令和5年3月31日現在の住民基本台帳人口を地区別に見ると、上位3地区は根城地区、白銀地区、下長地区であり、次いで大館地区、吹上地区の順となっている。

産業大分類別就業者数では、第一次産業1,952人(2.6%)、第二次産業16,097人(21.3%)、第三次産業56,996人(75.5%)である。（「令和2年国勢調査結果」より）

[市域図]



2. 八戸市保健所の沿革

年月日	内 容
平成26年 5月 23日	○中核市の要件を緩和する地方自治法の一部を改正する法律案が国会で可決・成立
平成26年 5月 26日	○八戸市議会議員全員協議会にて市長が平成28年度内の中核市移行を表明
平成26年 5月 30日	○地方自治法の一部を改正する法律公布(平成27年4月1日施行)
平成27年 7月 17日	○「八戸市中核市移行計画(保健所設置方針を含む)」策定
平成27年12月14日	○八戸市議会にて「中核市の指定に係る申出について」の議案議決
平成28年 3月 23日	○青森県議会において「中核市指定の申出に係る同意について」議案議決
平成28年 4月 7日	○市長から総務大臣へ「中核市の指定に係る申出書」
平成28年 6月 15日	○中核市の指定に係る政令公布
平成29年 1月 1日	○中核市移行 ○八戸市保健所設置（八戸市内丸一丁目1-1、分室：県三戸地方保健所の一部借用） ○中核市移行式・八戸市保健所開所式(平成29年1月4日) 保健所業務開始(4課9グループ体制) <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 保健総務課－総務企画G、医事薬事G 健康づくり推進課－健康推進G、母子保健G、成人保健G 保健予防課－感染症対策G、保健福祉G 衛生課－生活衛生G、食品衛生G(市保健所分室) </div> ○健康づくり推進課内に「女性健康支援センター」及び「不妊専門相談センター」を設置
平成30年 4月 1日	○保健総務課内に「医療安全支援センター」を設置 ○健康づくり推進課に子育て世代包括支援Gを新設(4課10グループ体制)
平成30年10月 1日	○健康づくり推進課内に「子育て世代包括支援センター」を設置
令和 2年 4月 1日	○八戸市総合保健センターの供用開始に向け、健康部内で地域医療を所管していた 総合保健センター推進室を保健総務課の課内室として設置(4課10グループ・1室体制)
令和 2年 6月 1日	○「八戸市総合保健センター」供用開始 ○保健総務課 総合保健センター推進室、教育委員会 こども支援センター、休日夜間 急病診療所を移転、休日歯科診療所を新設し、総合保健センターで業務開始 ○総合保健センター推進室を廃止し、施設管理Gを新設(4課11グループ体制)
令和 2年 8月11日	○健康部保健所(八戸市保健所)、健康部こども家庭相談室及び福祉部高齢福祉課 介護予防センターが総合保健センターに移転し、業務開始
令和 3年 1月15日	○保健予防課内に「新型コロナワクチン対策室」を新設(4課11グループ・1室体制) <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 保健総務課－総務企画G、医事薬事G、施設管理G 健康づくり推進課－健康推進G、母子保健G、成人保健G、子育て世代包括支援G 保健予防課－感染症対策G、保健福祉G、新型コロナワクチン対策室 衛生課－生活衛生G、食品衛生G(市保健所分室) </div>

年 月 日	内 容
令和 4年 4月 1日	<p>○「健康づくり推進課」から母子保健に関する業務を分離し、「すくすく親子健康課」を新設 (5課12グループ・1室体制)</p> <p>〔 保健総務課－総務企画G、医事薬事G、施設管理G 　　健康づくり推進課－健康推進G、成人保健G 　　すくすく親子健康課－保健医療G、母子保健G、発育支援G 　　保健予防課－感染症対策G、保健福祉G、新型コロナワクチン対策室 　　衛生課－生活衛生G、食品衛生G(市保健所分室) 〕</p>
令和 5年 4月 1日	<p>○「保健予防課」に予防接種Gを新設 (5課13グループ体制)</p> <p>〔 保健総務課－総務企画G、医事薬事G、施設管理G 　　健康づくり推進課－健康推進G、成人保健G 　　すくすく親子健康課－保健医療G、母子保健G、発育支援G 　　保健予防課－感染症対策G、保健福祉G、予防接種G(コロナワクチン、予防接種) 　　衛生課－生活衛生G、食品衛生G(市保健所分室) 〕</p>

3. 保健所設置の考え方

市民の健康の保持増進と安全で安心な暮らしの実現を図るため、次の3つの考え方に基づき、市保健所を設置した。

(1) 地域保健の中核機能の強化

地域保健に係る統計情報等に基づき、地域の特性に応じた施策を企画立案するとともに、関係機関等との調整・指導を行うことにより、地域保健の中核としての機能の強化を図る。

[取組例]

- ・地域保健に係る情報の収集、分析・管理による施策への反映
- ・市民や関係機関・団体に対する積極的な周知活動
- ・保健推進員、食品衛生推進員、町内会等とのネットワークづくり

(2) 総合的な保健衛生サービスの提供

市がこれまで行ってきた健康相談、健康教育等の業務と、新たに移譲される感染症対策や食品衛生等の業務の推進体制の一元化を図ること等により、質の高い、総合的な保健衛生サービスを提供する。

[取組例]

- ・市民一人ひとりのニーズや特性に対応した適切なサービスの提供
- ・保健、医療、福祉等の関連施策との連携強化

(3) 健康危機管理体制の構築

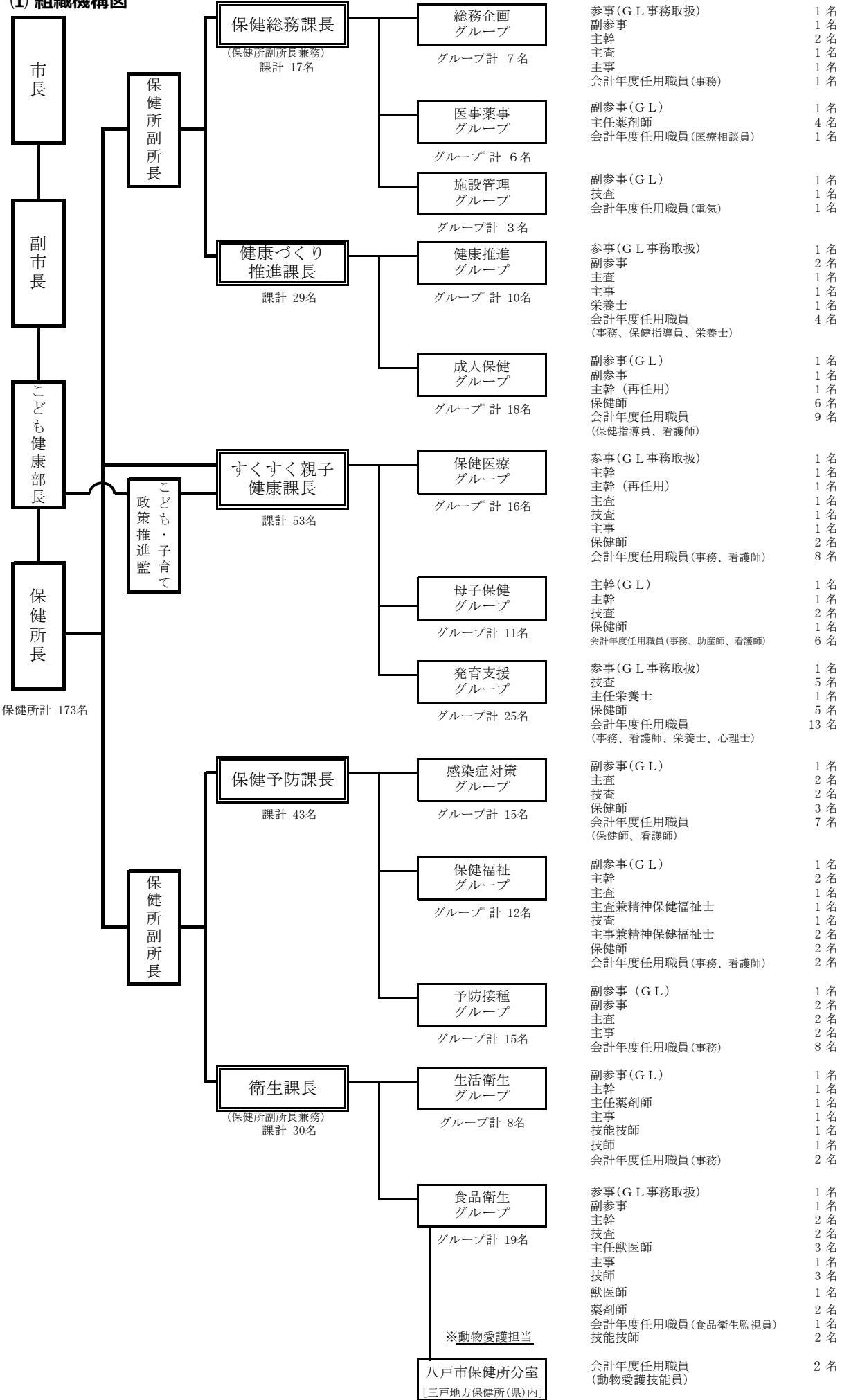
大規模災害、食中毒、感染症等の発生による市民の生命、健康に重大な影響を及ぼすおそれのある事態に対し、国、県などの関係機関と相互に協力・連携し、迅速な判断に基づき適切に対応できる健康危機管理体制を構築する。

[取組例]

- ・監視業務や関係団体に対する指導又は助言等による健康被害の未然防止
- ・健康危機管理事例に関する情報収集、調査研究、模擬訓練等の実施
- ・健康危機発生情報の収集及び市民等への適切な情報提供

4. 組織機構図と分掌事務 (令和5年4月1日現在)

(1) 組織機構図



(2) 分掌事務

保 健 所

■保健総務課

- 1 地域保健対策の推進に関する事務を行う。
- 2 保健衛生統計に関する事務を行う。
- 3 動物愛護施設の整備に関する事務を行う。
- 4 病院、診療所、助産所、歯科技工所、施術所及び衛生検査所に関する事務を行う。
- 5 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業等に関する事務を行う。
- 6 毒物劇物販売業等に関する事務を行う。
- 7 医療相談に関する事務を行う。
- 8 死体解剖に関する事務を行う。
- 9 総合保健センターの整備に関する事務を行う。
- 10 地域の医療に関する事務を行う。
- 11 休日夜間急病診療所に関する事務を行う。
- 12 献血の推進に関する事務を行う。
- 13 総合健診センターとの連絡調整に関する事務を行う。
- 14 保健所内の調整に関する事務を行う。
- 15 保健所内の他の課に属しない事務を行う。

■健康づくり推進課

- 1 八戸市健康増進計画に基づく健康づくりの推進に関すること
- 2 成人保健に関すること
- 3 栄養改善(成人)に関すること
- 4 地域の健康づくりの人材育成に関すること

■すくすく親子健康課

- 1 母子保健に関すること
- 2 不妊相談に関すること
- 3 女性健康相談に関すること
- 4 栄養改善(母子)に関すること
- 5 小児慢性特定疾病に関すること
- 6 未熟児養育医療の給付に関すること
- 7 結核児童療育医療の給付に関すること

■保健予防課

- 1 予防接種の実施に関すること
- 2 感染症の予防及びまん延防止に関すること
- 3 エイズ検査・相談に関すること
- 4 新型インフルエンザ等対策に関すること
- 5 難病関係
難病患者地域支援対策推進事業に関すること
- 6 自殺対策強化事業に関すること
- 7 精神保健福祉関係
 - (1)精神保健福祉相談に関すること
 - (2)精神障がい者等の相談、通報・入院届出等の受理進達に関すること
 - (3)その他精神保健福祉に関すること
- 8 公害健康被害者への医療費の給付、審査会に関すること
- 9 石綿健康被害の申請事務及び相談等に関すること

■衛生課

- 1 食品衛生に関すること
 - (1)食品関係営業の許可、届出の受付及び監視指導を行う。
 - (2)食品の収去検査を行う。
 - (3)食中毒等の調査及び食品に関する苦情や相談への対応を行う。
 - (4)給食施設の報告及び監視指導を行う。
 - (5)食品表示(衛生事項)に係る指導、相談業務を行う。
- 2 化製場等に関すること
化製場等の許可、届出の受付及び監視指導を行う。
- 3 生活衛生に関すること
 - (1)理容所・美容所・クリーニング所の開設届の受付、検査及び監視指導を行う。
 - (2)興行場・旅館業・公衆浴場業の営業許可及び監視指導を行う。
 - (3)専用水道・簡易専用水道の各種届出の受付及び衛生上の措置、指導を行う。
 - (4)飲用井戸及び小規模受水槽水道施設の衛生管理に関する指導を行う。
 - (5)特定建築物の届出の受付及び立入検査を行う。
 - (6)温泉利用の許可及び監視指導を行う。
 - (7)衛生害虫の駆除及び防疫に関する指導・啓発を行う。
 - (8)遊泳用プールの監視指導を行う。
- 4 犬の登録、狂犬病予防及び動物の愛護及び管理に関すること
 - (1)飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底を図り、犬の正しい飼い方の指導・啓発に努める。
 - (2)放浪犬の捕獲、抑留、返還及び咬傷事故に対する対応を行う。
 - (3)飼い犬及び飼い猫の引取りを行う。
 - (4)負傷した犬猫等の収容及び治療を行う。
 - (5)ペットに関する苦情等の相談業務を行う。

(3) 職名別・職種別職員数 (令和5年4月1日現在)

(単位：人)

課名		保健所	保健総務課	健 康 づ く り 推 進 課	すくすく親子 健 康 課	保健予防課	衛生課	計
職 名 別	所長	1						1
	副所長		1				1 (1)	2 (1)
	副理事							0
	課長		※副所長兼務	1	1	1	※副所長兼務	3
	参考事		1	1	2		1	5
	副参考事		3 (1)	4		5	2	14 (1)
	主幹		2	1 <1>	4 <1>	2	3	12 <2>
	主査		1	1	1	5		8
	技査		1		8	3	2	14
	主任獣医師						3	3
	主任薬剤師		4				1	5
	主任栄養士				1			1
	主事		1	1	1	2	2	7
	技師						4	4
	獣医師						1	1
	薬剤師						2	2
	保健師			6	8	5		19
	看護師							0
	主査兼精神保健福祉士					1		1
	主事兼精神保健福祉士					2		2
	栄養士			1				1
	技能技師						3	3
職員計		1	14 (1)	16 <1>	26 <1>	26	25 (1)	108
会計年度 任用職員			3	13	27	17	5	65
合計		1	17 (1)	29 <1>	53 <1>	43	30 (1)	173 (2) <2>
職 種 別	医師	1						1
	獣医師						7 (1)	7 (1)
	薬剤師		4				3	7
	保健師			10 <1>	21 <1>	10		41 <2>
	看護師							0
	精神保健福祉士					3		3
	栄養士			2	1			3
	化学技師						4	4
	農芸化学技師						3	3
	機械技師		1					1
	電気技師		1					1
	事務		8 (1)	4	4	13	5	34 (1)
	技能技師						3	3
	会計年度 任用職員	保健師				4		4
	看護師			9	17	4		30
	助産師				3			3
	栄養士			2	1			3
	電気技師		1					1
	食品衛生監視員						1	1
	事務		1	2	5	9	2	19
	臨床心理士				1			1
	医療相談員		1					1
	技能員						2	2

注1 ()は国からの派遣職員数の再掲　注2 < >は再任用職員数の再掲

5. 施設の概要

八戸市では、平成 27 年 7 月に策定した「(仮称)八戸市総合保健センター基本構想」に基づき、八戸市医師会、八戸歯科医師会、八戸薬剤師会、八戸市総合健診センターと協力し、「総合的な医療・健康対策の拠点」の整備を進め、令和 4 年 1 月に八戸市総合健診センターと八戸市医師会(臨床検査センター)の移転をもって、全ての事業が完了した。

その中で、市が整備した「八戸市総合保健センター」は令和 2 年 6 月より供用を開始している。当該センターには、「保健所」「こども家庭相談室」「こども支援センター」「休日夜間急病診療所」が移転、「休日歯科診療所」「介護予防センター」が新設され、医療・保健・福祉・教育分野の関係部署が集約された。また、センターの供用開始にあわせて八戸休日夜間薬局が移転している。

(1) 八戸市総合保健センター



《位置図》

所 在 地：八戸市田向三丁目 6 番 1 号
構 造 等：鉄骨造 地上 4 階 塔屋 1 階
延 床 面 積：11,093.03 m²
建 築 面 積：4,681.75 m²
最 高 高 さ： 22.5m
駐 車 場：無料 駐車台数 300 台
(うち障がい者専用駐車スペース 8 台)



《各フロア図》

4 F	保健所検査室[⑯]
3 F	八戸市保健所【保健総務課[⑧]・健康づくり推進課[⑨]・すくすく親子健康課[⑩]・保健予防課[⑪]・衛生課[⑫]】、こども家庭相談室[⑬]、会議室[⑭]、八戸薬剤師会事務局[⑮]、八戸歯科医師会事務局[⑯]、八戸食品衛生協会事務局[⑰]】
2 F	こども支援センター[⑮]、介護予防センター[⑯]
1 F	保健所診療所[①]、八戸市休日夜間急病診療所[②]、八戸市休日歯科診療所[③]、大ホール[④]、こども健診・相談エリア[⑤]

※[]内の番号は次ページの平面図と対応

《各階平面図》



(2) 八戸市休日夜間急病診療所

所 在 地：八戸市田向三丁目 6 番 1 号（八戸市総合保健センター 1 階）

診 療 科 目：内科、小児科、外科系

診 療 日：年中無休

診 療 時 間：19 時～23 時（日曜・祝日、12/31～1/3 は 12 時～23 時）

(3) 八戸市休日歯科診療所

所 在 地：八戸市田向三丁目 6 番 1 号（八戸市総合保健センター 1 階）

診 療 科 目：歯科

診 療 日：日曜・祝日、12/31～1/3、8/13～8/15

診 療 時 間：9 時～15 時

6. 令和5年度予算概要（令和5年4月1日現在）

（1）保健衛生関係予算

（単位：千円）

	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
一般会計	3,303,677	3,606,182	△ 302,505	-8.4%
3款 民生費（保健所関係）	68,449	64,528	3,921	6.1%
障害者福祉費	68,449	64,528	3,921	6.1%
4款 衛生費（保健所関係）	3,235,228	3,541,654	△ 306,426	-8.7%
保健衛生総務費	684,584	760,538	△ 75,954	-10.0%
予防費	1,548,425	1,786,773	△ 238,348	-13.3%
母子保健指導費	510,075	512,578	△ 2,503	-0.5%
健康増進対策費	373,527	365,418	8,109	2.2%
老人保健対策費	180	185	△ 5	-2.7%
環境衛生費	64,535	62,321	2,214	3.6%
公害健康被害対策費	5,347	6,610	△ 1,263	-19.1%
休日夜間急病診療所運営経費	34,796	34,796	0	0.0%
休日歯科診療所運営経費	13,759	12,435	1,324	10.6%
国民健康保険特別会計（健康づくり推進課関係）	2,459	2,453	6	0.2%
保健事業費	2,459	2,453	6	0.2%

（2）主な事業と当初予算額

■保健総務課

（単位：千円）

No.	事業名	令和5年度	令和4年度
1	衛生統計調査事業（中核市）	1,480	2,283
2	医務業務指導事業（中核市）	5,085	4,948
3	休日夜間急病診療所・休日歯科診療所運営経費	48,555	47,231

■健康づくり推進課

（単位：千円）

No.	事業名	令和5年度	令和4年度
1	各種がん検診事業（公約）	296,797	296,870
2	健康相談事業（健康増進対策費）	3,677	3,580
3	成人訪問指導事業	25,107	24,783
4	健康意識啓発事業	13,048	10,677
5	健康づくり団体等活動支援事業（創生）	6,746	6,973
6	歯周疾患検診事業	9,553	8,821

■すくすく親子健康課

（単位：千円）

No.	事業名	令和5年度	令和4年度
1	母子健康診査事業（創生）	244,861	228,625
2	不妊治療費助成事業（創生）・（中核市）	0	11,634
3	健康相談事業（創生）	20,641	19,445
4	母子訪問指導事業	19,903	26,757
5	妊娠・出産包括支援事業（創生）	189,329	4,302
6	子育て世代包括支援センター事業（創生）	7,394	7,015
7	小児慢性特定疾病事業（中核市）	64,684	63,477
8	未熟児養育医療給付事業	17,255	15,485

■保健予防課

(単位：千円)

No.	事業名	令和5年度	令和4年度
1	精神保健福祉相談等事業	3,765	1,051
2	乳幼児予防接種事業	410,776	398,973
3	高齢者予防接種事業	221,824	225,817
4	任意予防接種事業	8,839	8,615
5	風しん追加的対策事業	20,985	23,044
6	感染症予防事業（中核市）	307,150	206,281
7	結核予防事業（中核市）	13,527	13,142
8	特定感染症検査等事業（中核市）	988	987
9	難病患者相談事業（中核市）	4,009	1,351
10	公害健康被害対策費（一般管理事務費）	5,347	6,610
11	新型コロナワイルスワクチン接種事業	564,000	909,562
12	こころの健康づくり事業	916	794

■衛生課

(単位：千円)

No.	事業名	令和5年度	令和4年度
1	専用水道・簡易専用水道調査事業	50	50
2	衛生営業六法に基づく事務（中核市）	752	713
3	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務（中核市）	22,294	22,507
4	食品衛生法に基づく事務（中核市）	18,471	18,212
5	狂犬病予防対策事業	4,208	4,173

7. 附属機関

(1) 附属機関一覧

八戸市地域保健医療対策協議会 (平成29年4月設置)	目的	地域保健法（昭和22年法律第101号）第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するために設置する。
	委員	25人以内
	会議	年2回開催予定
八戸市感染症診査協議会 (平成29年1月設置)	目的	感染症法（平成10年法律第114号）第24条の規定に基づき、感染症患者の就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び結核の適正医療等に係る事項を審議するために設置する。
	委員	3人
	会議	定期（月2回）及び随時開催
八戸市予防接種健康被害調査委員会	目的	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき市が実施した予防接種及び市が自らの行政措置として実施した予防接種に起因して発生したと思われる健康被害に関して、当該予防接種と健康被害との因果関係等について、医学的な見地から調査審議を行い、その結果を報告するために設置する。
	委員	5人以内
	会議	随時開催
八戸市小児慢性特定疾病審査会 (平成29年1月設置)	目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定に係る事項を審査するために設置する。
	委員	3人
	会議	毎月1回開催
八戸市健康福祉審議会健康・保健専門分科会 (平成19年4月設置)	目的	八戸市健康福祉審議会規則第5条第1項により、健康、保健に関する事項を調査・審議するために設置する。
	委員	7人
	会議	年1回開催予定
八戸市公害健康被害者認定審査会 (昭和52年6月設置)	目的	八戸市公害健康被害者の救済に関する条例及び八戸市公害健康被害者認定審査会規則により、公害健康被害者の障害等級を審査するために設置する。
	委員	6人
	会議	年1回及び随時開催

(2) 会議の開催状況（公開している会議）

・八戸市地域保健医療対策協議会

日 時	令和4年8月（書面開催）
場 所	—
出席委員数	19人
内 容	(1) 令和3年度保健所事業の実績について (2) その他
日 時	令和5年3月（書面開催）
場 所	—
出席委員数	19人
内 容	(1) 令和5年度保健所事業計画について (2) 健康はちのへ21 ポイントアプリの運用開始について (3) その他

・八戸市健康福祉審議会 健康・保健専門分科会

日 時	令和5年1月25日(水) 14時
場 所	八戸市総合保健センター1階 大ホールほか (オンライン会議システム Zoom を使用したオンライン開催)
出席委員数	7人
内 容	(1) 八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」の進捗状況について (2) 各団体の健康づくりに係る取組状況について (3) 健康はちのへ21 ポイントアプリ事業について (4) その他

8. 実習等受入の状況

実施期間	研修内容	対象者	担当課
R4. 5. 31～6. 10 ※ R4. 5. 10～5. 20、 R4. 7. 12～9. 22 は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 (15日間(週3日×5回))	在宅看護論実習	千葉学園看護専攻科 2学年 11名	すくすく親子健康課
R4. 6. 20～6. 24 (5日間)	公衆栄養学臨地実習	青森県立保健大学健康科学部 栄養学科3学年 3名	健康づくり推進課 すくすく親子健康課
中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため)	地域保健展開実習	青森県立保健大学健康科学部 看護学科 4学年 4名	健康づくり推進課 すくすく親子健康課
R4. 9. 26～10. 7 (10日間)	公衆衛生看護学実習	八戸学院大学健康医療学部 看護学科 4学年 4名	健康づくり推進課 すくすく親子健康課
R4. 7. 12 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	地域総合診療実習・ 地域包括医療実習	東北医科薬科大学医学部 6学年 4名	保健総務課
R4. 12. 7～R5. 1. 24 (5日間)	地域保健事業 地域歯科保健 事業臨地実習	八戸保健医療専門学校 歯科衛生士学科 3学年 17名	すくすく親子健康課

9. 調査研究実施の状況

報告年月日	報告した学会名等	テーマ	担当課
	令和4年度実施なし		

八戸市の人口動態

1. 八戸市人口統計

(単位：人、%)

年	総 人 口		年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老齢人口 (65歳以上)		うち後期高齢者 (75歳以上)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
R1	男	109,652	13,841	12.6%	67,033	61.1%	28,778	26.2%	12,447	11.4%
	女	119,072	13,038	10.9%	66,461	55.8%	39,573	33.2%	21,230	17.8%
	計	228,724	26,879	11.8%	133,494	58.4%	68,351	29.9%	33,677	14.7%
R2	男	108,518	13,501	12.4%	65,900	60.7%	29,117	26.8%	12,718	11.7%
	女	117,959	12,724	10.8%	65,153	55.2%	40,082	34.0%	21,553	18.3%
	計	226,477	26,225	11.6%	131,053	57.9%	69,199	30.6%	34,271	15.1%
R3	男	107,498	13,196	12.3%	64,769	60.3%	29,533	27.5%	12,696	11.8%
	女	117,052	12,506	10.7%	64,061	54.7%	40,485	34.6%	21,635	18.5%
	計	224,550	25,702	11.4%	128,830	57.4%	70,018	31.2%	34,331	15.3%
R4	男	106,437	12,857	12.1%	65,365	61.4%	28,215	26.5%	13,153	12.4%
	女	115,729	12,103	10.5%	64,589	55.8%	39,037	33.7%	22,155	19.1%
	計	222,166	24,960	11.2%	129,954	58.5%	67,252	30.3%	35,308	15.9%
R5	男	105,228	12,461	11.8%	63,133	60.0%	29,634	28.2%	13,676	13.0%
	女	114,220	11,740	10.3%	61,994	54.3%	40,486	35.4%	22,716	19.9%
	計	219,448	24,201	11.0%	125,127	57.0%	70,120	32.0%	36,392	16.6%

(各年4月30日時点の人口 (外国人住民を含む))

出典：市民課統計データ 「町内毎年令人口分布表」

2. 地区別人口（世帯数、男女別、年齢分布）

(単位：世帯、人、%)

地区名 〔世帯数〕	総 人 口		年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老齢人口 (65歳以上)		うち後期高齢者 (75歳以上)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
三八城 〔 6,341〕	男	5,625	671	11.9%	3,626	64.5%	1,328	23.6%	585	10.4%
	女	6,028	623	10.3%	3,468	57.5%	1,937	32.1%	1,062	17.6%
	計	11,653	1,294	11.4%	7,094	60.9%	3,265	28.0%	1,647	14.1%
柏 崎 〔 5,360〕	男	4,677	558	11.9%	2,859	61.1%	1,260	26.9%	549	11.7%
	女	5,192	509	9.8%	2,867	55.2%	1,816	35.0%	991	19.1%
	計	9,869	1,067	10.8%	5,726	58.0%	3,076	31.2%	1,540	15.6%
吹 上 〔 8,249〕	男	7,650	1,030	13.5%	4,613	60.3%	2,007	26.2%	945	12.4%
	女	8,824	1,007	11.4%	4,931	55.9%	2,886	32.7%	1,654	18.7%
	計	16,474	2,037	12.4%	9,544	57.9%	4,893	29.7%	2,599	15.8%
長 者 〔 5,716〕	男	5,169	612	11.8%	2,976	57.6%	1,581	30.6%	791	15.3%
	女	5,833	531	9.1%	2,975	51.0%	2,327	39.9%	1,383	23.7%
	計	11,002	1,143	10.4%	5,951	54.0%	3,908	35.5%	2,174	19.8%
小中野 〔 7,239〕	男	6,449	719	11.1%	3,897	60.4%	1,833	28.4%	819	12.7%
	女	6,909	632	9.1%	3,722	53.9%	2,555	37.0%	1,478	21.4%
	計	13,358	1,351	10.1%	7,619	57.0%	4,388	32.8%	2,297	17.2%
湊 〔 8,108〕	男	7,671	825	10.8%	4,658	60.7%	2,188	28.5%	969	12.6%
	女	8,326	772	9.3%	4,584	55.1%	2,970	35.7%	1,683	20.2%
	計	15,997	1,597	10.0%	9,242	57.8%	5,158	32.2%	2,652	16.6%
白 銀 〔12,774〕	男	12,095	1,270	10.5%	7,087	58.6%	3,738	30.9%	1,732	14.3%
	女	13,203	1,202	9.1%	6,930	52.5%	5,071	38.4%	2,858	21.6%
	計	25,298	2,472	9.8%	14,017	55.4%	8,809	34.8%	4,590	18.1%
鮫 〔 3,321〕	男	3,146	289	9.2%	1,765	56.1%	1,092	34.7%	502	15.9%
	女	3,430	256	7.5%	1,676	48.9%	1,498	43.7%	912	26.6%
	計	6,576	545	8.3%	3,441	52.3%	2,590	39.4%	1,414	21.5%
根 城 〔12,842〕	男	12,903	1,925	14.9%	8,022	62.2%	2,956	22.9%	1,405	10.9%
	女	14,414	1,855	12.9%	8,307	57.6%	4,252	29.5%	2,371	16.4%
	計	27,317	3,780	13.8%	16,329	59.8%	7,208	26.4%	3,776	13.8%

地区名 〔世帯数〕	総人口	年少人口 (0歳~14歳)		生産年齢人口 (15歳~64歳)		老齢人口 (65歳以上)		うち後期高齢者 (75歳以上)		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
是川 〔2,140〕	男	1,995	152	7.6%	986	49.4%	857	43.0%	489	24.5%
	女	2,203	142	6.4%	939	42.6%	1,122	50.9%	685	31.1%
	計	4,198	294	7.0%	1,925	46.0%	1,979	47.2%	1,174	28.0%
上長 〔4,967〕	男	5,060	711	14.1%	3,148	62.2%	1,201	23.7%	522	10.3%
	女	5,540	758	13.7%	3,125	56.4%	1,657	29.9%	924	16.7%
	計	10,600	1,469	13.9%	6,273	59.2%	2,858	27.0%	1,446	13.6%
市川 〔5,676〕	男	5,655	659	11.7%	3,451	61.0%	1,545	27.3%	715	12.6%
	女	5,607	576	10.3%	3,022	53.9%	2,009	35.8%	1,147	20.5%
	計	11,262	1,235	11.0%	6,473	57.5%	3,554	31.5%	1,862	16.5%
館 〔1,648〕	男	1,644	130	7.9%	879	53.5%	635	38.6%	322	19.6%
	女	1,732	104	6.2%	799	46.1%	829	47.9%	473	27.3%
	計	3,376	234	6.9%	1,678	49.7%	1,464	43.4%	795	23.5%
豊崎 〔724〕	男	723	60	8.3%	401	55.5%	262	36.2%	122	16.9%
	女	787	53	6.7%	362	46.0%	372	47.3%	208	26.4%
	計	1,510	113	7.5%	763	50.5%	634	42.0%	330	21.9%
大館 〔9,370〕	男	9,079	1,106	12.2%	5,362	60.4%	2,611	28.8%	1,255	13.8%
	女	9,894	1,079	10.9%	5,348	55.4%	3,467	35.0%	1,982	20.0%
	計	18,973	2,185	11.5%	10,710	56.4%	6,078	32.0%	3,237	17.1%
下長 〔12,426〕	男	12,285	1,515	12.3%	7,618	62.0%	3,152	25.7%	1,376	11.2%
	女	12,728	1,422	11.8%	7,328	57.6%	3,978	31.3%	1,924	15.1%
	計	25,013	2,937	11.7%	14,946	57.8%	7,130	28.5%	3,300	13.2%
南浜 〔1,177〕	男	1,209	95	7.9%	670	55.4%	444	36.7%	173	14.3%
	女	1,281	76	5.9%	641	50.0%	564	44.0%	329	25.7%
	計	2,490	171	6.9%	1,311	52.7%	1,008	40.5%	502	20.2%
南郷 〔2,100〕	男	2,193	134	6.1%	1,115	50.8%	944	43.0%	405	18.5%
	女	2,289	143	6.2%	970	42.4%	1,176	51.4%	652	28.5%
	計	4,482	277	6.2%	2,085	46.5%	2,120	47.3%	1,057	23.6%
合計 〔110,178〕	男	105,228	12,461	11.8%	63,133	60.0%	29,634	28.2%	13,676	13.0%
	女	114,220	11,740	10.3%	61,994	54.3%	40,486	35.4%	22,716	19.9%
	計	219,448	24,201	11.0%	125,127	57.0%	70,120	32.0%	36,392	16.0%

(令和5年4月30日時点の数値)

出典：市民課統計データ「町内毎年人口分布表、人口と世帯数一覧（地区別町内別）」

3. 人口動態（参考）

三市、県、全国

(単位：人、人口千対)

区分	年	総人口 ※各年10月1日時点	出 生		合計 特殊 出生 率	低体重児 2,500g未満の出生 (再掲)		死 亡	
			実数	実数		実数	率	実数	率
八 戸 市 <small>注1)</small>	H29	227,778	1,599	7.0	1.47 注3)	159	9.9	2,710	11.9
	H30	225,463	1,600	7.1		156	9.8	2,801	12.4
	R1	223,338	1,460	6.5		154	10.5	2,899	13.0
	R2	222,252	1,378	6.2		142	10.3	2,750	12.4
	R3	221,150	1,283	5.8		120	9.4	2,995	15.9
青 森 市 <small>注1)</small>	H29	282,032	1,836	6.5	1.27 注3)	158	8.6	3,495	12.4
	H30	279,133	1,752	6.3		180	10.3	3,644	13.1
	R1	275,786	1,643	6.0		140	8.5	3,685	13.4
	R2	274,158	1,480	5.4		116	7.8	3,566	13.0
	R3	271,982	1,483	5.5		123	8.3	3,835	20.4
弘 前 市 <small>注1)</small>	H29	174,287	1,147	6.6	1.23 注3)	98	8.5	2,335	13.4
	H30	172,447	1,110	6.4		114	10.3	2,317	13.4
	R1	170,556	999	5.9		102	10.2	2,443	14.3
	R2	167,760	1,041	6.2		92	8.8	2,435	14.5
	R3	166,469	937	5.6		97	10.4	2,593	15.6
青 森 県 <small>注1)</small>	H29	1,274,000	8,035	6.3	1.43	709	8.8	17,575	13.8
	H30	1,258,000	7,803	6.2	1.43	774	9.9	17,936	14.3
	R1	1,240,000	7,170	5.8	1.38	683	9.5	18,424	14.9
	R2	1,232,227	6,837	5.5	1.33	591	8.6	17,905	14.5
	R3	1,216,000	6,513	5.4	1.31	595	9.1	18,785	15.4
全 国 <small>注2)</small>	H29	124,648,471	946,146	7.6	1.43	89,360	9.4	1,340,567	10.8
	H30	124,218,285	918,400	7.4	1.42	86,269	9.4	1,362,470	11.0
	R1	123,731,176	865,239	7.0	1.36	81,462	9.4	1,381,093	11.2
	R2	123,398,962	840,835	6.8	1.33	77,539	9.2	1,372,755	11.1
	R3	122,780,487	811,622	6.6	1.30	76,060	9.4	1,439,856	11.7

$$\text{出生率} : \frac{\text{出生数}}{\text{人口}} \times 1,000 \quad \text{合計特殊出生率} : \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \quad \text{の15歳から49歳までの合計}$$

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年度の年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の平均こども数に相当する

$$\text{低体重児出生割合} : \frac{\text{低体重児数}}{\text{出生数}} \times 100 \quad \text{死亡率} : \frac{\text{死亡数}}{\text{人口}} \times 1,000 \quad \text{乳児死亡率} : \frac{\text{乳児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

乳児死亡		新生児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
5	3.1	4	2.5	41	25.0	10	6.2	1,038	4.6	415	1.82
2	1.3	1	0.6	37	22.6	4	2.5	954	4.2	398	1.77
8	5.5	6	4.1	43	28.6	6	4.1	935	4.2	376	1.68
4	2.9	4	2.9	34	24.1	10	7.2	843	3.8	349	1.57
2	1.6	0	0.0	30	22.8	1	0.8	769	3.5	364	1.65
6	3.3	5	2.7	41	21.8	11	6.0	1,141	4.0	449	1.59
6	3.4	4	2.3	36	20.1	7	4.0	1,062	3.8	462	1.66
4	2.4	3	1.8	25	15.0	7	4.3	1,044	3.8	442	1.60
4	2.7	2	1.4	27	17.9	4	2.7	938	3.4	421	1.54
2	1.3	0	0.0	32	21.1	8	5.4	889	3.3	367	1.35
2	1.7	2	1.7	21	18.0	3	2.6	761	4.4	283	1.62
3	2.7	3	2.7	29	25.5	3	2.7	675	3.9	238	1.38
1	1.0	1	1.0	24	23.5	5	5.0	657	3.9	276	1.62
3	2.9	3	2.9	23	21.6	5	4.8	546	3.3	262	1.56
4	4.3	1	1.1	21	21.9	7	7.4	541	3.2	253	1.52
18	2.2	13	1.6	173	21.1	32	4.0	5,122	4.0	2,092	1.64
15	1.9	10	1.3	191	23.9	21	2.7	4,737	3.8	2,022	1.61
23	3.2	15	2.1	168	22.9	36	5.0	4,601	3.7	2,009	1.62
18	2.6	15	2.2	145	20.8	32	4.7	4,032	3.3	1,915	1.55
11	1.7	3	0.5	150	22.5	25	3.8	3,736	3.1	1,783	1.47
1,762	1.9	833	0.9	20,364	21.1	3,309	3.5	606,952	4.9	212,296	1.70
1,748	1.9	801	0.9	19,614	20.9	2,999	3.3	586,481	4.7	208,333	1.68
1,654	1.9	755	0.9	19,454	22.0	2,955	3.4	599,007	4.8	208,496	1.69
1,512	1.8	704	0.8	17,278	20.1	2,664	3.2	525,507	4.3	193,253	1.57
1,399	1.7	658	0.8	16,277	19.7	1,815	3.4	501,138	4.1	184,384	1.50

$$\text{新生児死亡率} : \frac{\text{新生児死亡数}}{\text{出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} : \frac{\text{死 産 数}}{\text{出生数} + \text{死産数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} : \frac{\text{妊娠22週以後の死産数} + \text{早期新生児死亡数}}{\text{出生数} + \text{妊娠第22週以後の死産数}} \times 1,000$$

注1) 出典：「令和3年青森県保健統計年報」

注2) 出典：「令和3年人口動態統計（確定数）」

注3) 国勢調査の年を中心とした5年間のデータを取りまとめたもの。令和5年までは、平成27年を中心とした平成25年～平成29年のデータを掲載する

4. 死亡状況（令和3年分）

(1) 死因別

(単位：人、人口10万対)

区分		八戸市	青森県	全国
死亡者合計	実数	2,995	18,785	1,439,856
	率	1,237.3	1,453.1	1,172.7
悪性新生物	実数	797	5,135	381,505
	率	360.4	422.3	310.7
心疾患	実数	416	2,810	214,710
	率	188.1	231.1	174.9
脳血管疾患	実数	270	1,496	104,595
	率	122.1	123.0	85.2
肺炎	実数	195	1,118	73,194
	率	88.2	91.9	59.6
不慮の事故	実数	85	597	38,355
	率	38.4	49.1	31.2
腎不全	実数	59	423	28,688
	率	26.7	34.8	23.4
自殺	実数	49	284	20,291
	率	22.2	23.4	16.5
老衰	実数	202	1,801	152,027
	率	91.3	148.1	123.8
慢性閉塞性肺疾患	実数	43	211	16,384
	率	19.4	17.4	13.3
糖尿病	実数	36	210	14,356
	率	16.3	17.3	11.7
肝疾患	実数	33	190	18,017
	率	14.9	15.6	14.7
結核	実数	4	21	1,845
	率	1.8	1.7	1.5
その他	実数	806		
	率	364.5		

(1月1日～12月31日までの数値)

出典：「令和3年人口動態統計（確定数）」（全国）、「令和3年青森県保健統計年報」（青森県・八戸市）

※死因別死亡率：
$$\frac{\text{死因別死亡数}}{\text{人口}} \times 100,000$$

(2) 死因順位の推移(八戸市)

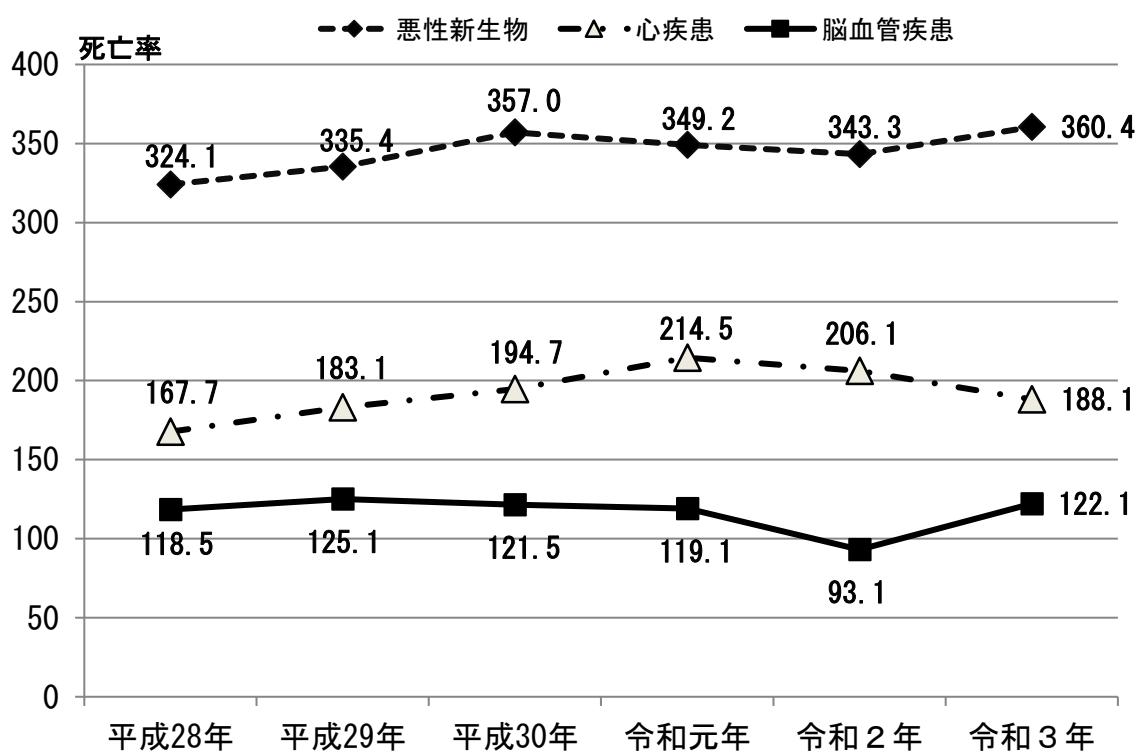
(単位:人、%)

年	全死亡数	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
H29	2,710人	悪性 新生物	(28.2) 764	心疾患	(15.4) 417	脳血管 疾患	(10.5) 285	肺炎	(5.6) 153	老衰	(4.6) 124
H30	2,801人	悪性 新生物	(28.7) 805	心疾患	(15.7) 439	脳血管 疾患	(9.8) 274	肺炎	(5.8) 162	老衰	(4.9) 137
R1	2,899人	悪性 新生物	(26.9) 780	心疾患	(16.5) 479	脳血管 疾患	(9.2) 266	肺炎	(5.9) 171	老衰	(5.1) 149
R2	2,750人	悪性 新生物	(27.7) 763	心疾患	(16.7) 458	脳血管 疾患	(7.5) 207	肺炎	(7.0) 192	老衰	(6.0) 164
R3	2,995人	悪性 新生物	(26.6) 797	心疾患	(13.9) 416	脳血管 疾患	(9.0) 270	老衰	(6.7) 202	肺炎	(6.5) 195

出典：「令和3年青森県保健統計年報」

(3) 三大死因の死亡率の推移(八戸市)

(人口10万対)



出典：「令和3年青森県保健統計年報」

(4) 悪性新生物の部位別死亡者数(八戸市)

(単位:人、%)

年		H29		H30		R1		R2		R3	
総数		764	100%	805	100%	780	100%	763	100%	797	100%
部位別内訳	食道	28	3. 66%	35	4. 35%	33	4. 23%	28	3. 67%	26	3. 26%
	胃	91	11. 91%	79	9. 81%	77	9. 87%	78	10. 22%	80	10. 03%
	結腸	92	12. 04%	94	11. 68%	66	8. 46%	81	10. 62%	94	11. 79%
	直腸	41	5. 37%	47	5. 84%	47	6. 03%	41	5. 37%	33	4. 14%
	肝	45	5. 89%	43	5. 34%	43	5. 51%	37	4. 85%	52	6. 52%
	胆のう	43	5. 63%	36	4. 47%	45	5. 77%	28	3. 67%	46	5. 77%
	膵	76	9. 95%	70	8. 70%	76	9. 74%	75	9. 83%	86	10. 79%
	気管・肺	138	18. 06%	159	19. 75%	160	20. 51%	167	21. 89%	154	19. 32%
	乳房	38	4. 97%	32	3. 98%	35	4. 49%	36	4. 72%	39	4. 89%
	子宮	11	1. 44%	16	1. 99%	7	0. 90%	17	2. 23%	6	0. 75%
	白血病	15	1. 96%	21	2. 61%	15	1. 92%	13	1. 70%	17	2. 13%
	その他	146	19. 10%	173	21. 49%	176	22. 56%	162	21. 23%	164	20. 58%

出典：「令和3年青森県保健統計年報」

(5) 脳血管疾患の種類別死亡者数(八戸市)

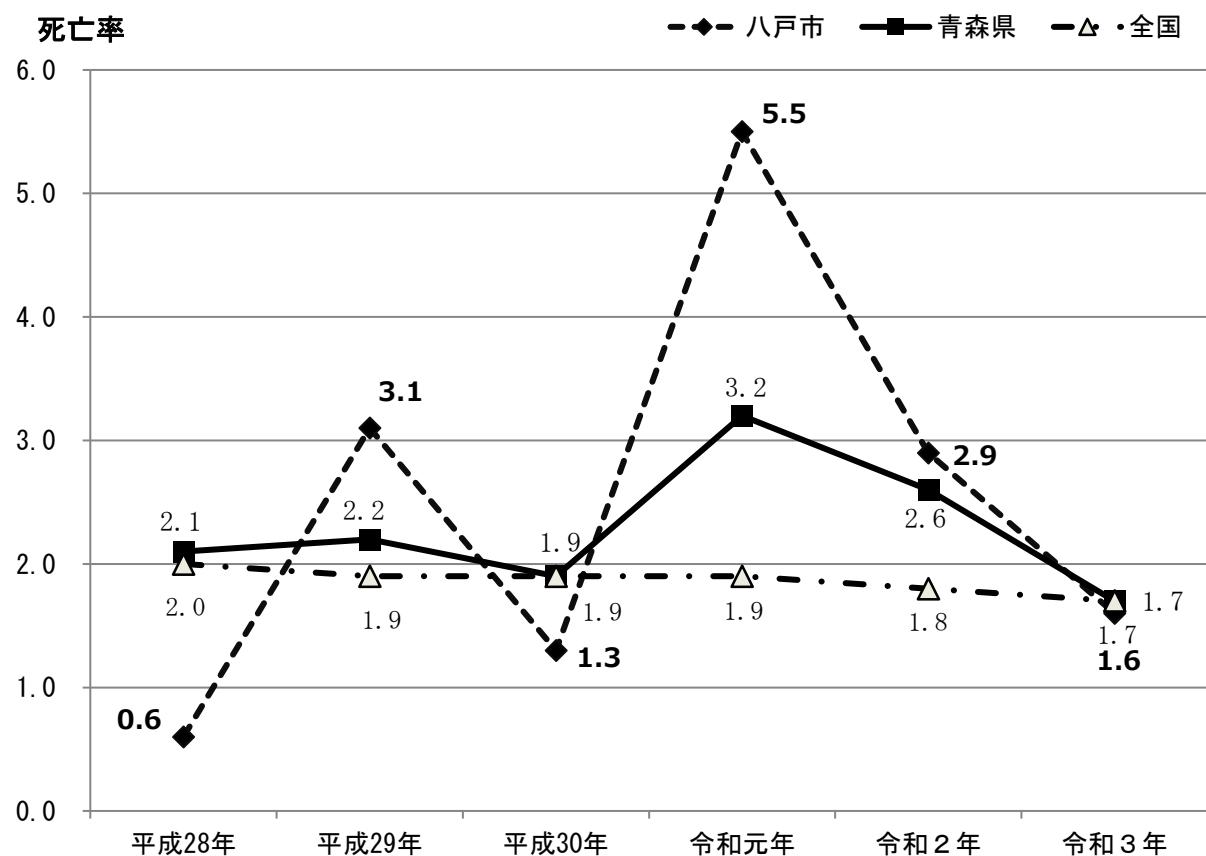
(単位:人、%)

年		H29		H30		R1		R2		R3	
総数		285	100%	274	100%	266	100%	207	100%	270	100%
くも膜下	25	8. 77%	26	9. 49%	25	9. 40%	16	7. 73%	22	8. 15%	
脳内出血	77	27. 02%	74	27. 01%	75	28. 20%	60	28. 98%	81	30. 00%	
脳梗塞	178	62. 46%	164	59. 85%	160	60. 15%	122	58. 94%	163	60. 37%	
その他	5	1. 75%	10	3. 65%	6	2. 26%	9	4. 35%	4	1. 48%	

出典：「令和3年青森県保健統計年報」

(6) 乳児死亡率の推移

(単位:出生千対)



出典：「令和3年人口動態統計（確定数）」（全国）、「令和3年青森県保健統計年報」（青森県・八戸市）

令和4年度事業実績

(保 健 所)

保 健 総 務 課

健 康 づ く り 推 進 課

すくすく親子健康課

保 健 予 防 課

衛 生 課

新型コロナウイルス感染症関係

【1】医事及び薬事関係

1. 医事関係

(1) 医療監視の状況

- ・目的 医療法、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、歯科技工士法及び臨床検査技師等に関する法律に基づき、市内の病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所に対して立入検査を行い、市民への良質かつ適切な医療の提供に資する。
- ・従事者 医療監視員

<実績>

(単位：施設、件、%)

年度	R2			R3			R4		
	対象施設数	実施数	実施率	対象施設数	実施数	実施率	対象施設数	実施数	実施率
病院	21	0	0.0	21	4	19.0	21	21	100
有床診療所	25	1	4.0	24	2	8.3	22	2	9.1
無床診療所	145	18	12.4	143	4	2.8	148	26	17.6
歯科診療所	94	2	2.1	92	1	1.1	92	8	8.7
助産所	1	0	0	1	0	0	1	0	0
施術所	218	16	7.3	213	6	2.8	214	14	6.5
歯科技工所	58	1	1.7	57	0	0	54	4	7.4
衛生検査所	2	0	0.0	2	0	0	2	0	0

※令和4年度の病院に対する実施数は、書面による自主点検を含む

(2) 医療施設等数 (各年度末時点)

<実績>

(単位：施設)

年度	R2	R3	R4
病院	21	21	21
病床数	4,048	4,048	3,879
一般	2,222	2,222	2,153
療養	433	433	433
精神	1,387	1,387	1,287
感染	6	6	6
有床診療所	25	24	22
病床数	348	339	310
無床診療所	145	143	148
歯科診療所	94	92	92
助産所	1	1	1
施術所	218	213	214
あん摩、はり、きゅう	141	139	138
柔道整復	77	74	76
歯科技工所	58	57	54
衛生検査所	2	2	2

2. 薬事関係

(1) 薬事監視等の状況

- ・目的 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び毒物及び劇物取締法に基づき、薬局、医薬品販売業者、高度管理医療機器等販売・貸与業者及び毒物劇物販売業者に対して立入検査を行い、市民の保健衛生の向上に資する。
- ・従事者 薬事監視員

<実績>

(単位：施設、件、%)

年度	R2			R3			R4		
	対象 施設数	実施数	実施率	対象 施設数	実施数	実施率	対象 施設数	実施数	実施率
薬局製剤製造販売業・製造業	9	1	11.1	9	1	11.1	9	1	11.1
薬局	125	25	20.0	127	26	20.5	129	45	34.9
医薬品販売業	68	11	16.1	67	35	52.2	67	33	49.3
高度管理医療機器等販売・貸与業	177	32	18.0	179	38	21.2	183	68	37.2
毒物劇物販売業	161	24	14.9	160	25	15.6	155	60	38.7

(2) 薬務関係施設数 (各年度末現在)

<実績>

(単位：施設)

年度	R2	R3	R4
薬局製剤製造販売業・製造業	9	9	9
薬局	125	127	129
医薬品販売業	68	67	67
店舗販売業	68	67	67
旧薬種商販売業	0	0	0
特例販売業	0	0	0
高度管理医療機器等	177	179	183
販売・貸与業	83	83	84
販売業	94	96	99
毒物劇物販売業	161	160	155
一般	127	127	125
農業用品目	24	23	21
特定品目	10	10	9

【2】医療安全支援センターの運営 (平成30年4月から実施)

(1) 八戸市医療安全支援センター

- ・目的 患者等からの医療に関する相談、苦情、心配に対応するほか、患者等又は病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設に対して助言又は情報提供等を行うことにより、本市における医療の質の向上を図ることを目的とする。
- ・場所 八戸市保健所 保健総務課 八戸市田向三丁目6-1
- ・業務内容
 - 1) 患者又は家族等からの医療相談等への対応
 - 2) 患者若しくは家族等又は医療提供施設に対する助言及び情報提供
 - 3) 医療安全施策の普及啓発
 - 4) その他医療の質の向上に関し必要な業務

(2) 医療相談等

- ・対象 患者又は家族等
- ・受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
9時から12時まで、13時から16時まで
- ・方法 電話、面接等
- ・従事者 医療相談員

<実績>

(単位：件)

年度	受付件数			内訳							
	相談	苦情	計	医療行為・医療内容	（説明・マナー等）	コミュニケーション	医療機関等の施設	医療情報の取扱	医療機関等の紹介・案内	医療費	医療知識等
R2	232	40	272	123	26	4	4	49	11	7	48
R3	172	39	211	62	21	5	9	63	13	11	27
R4	202	55	257	106	15	4	8	78	10	17	19

【3】統計報告・調査

(1) 統計報告・調査一覧

調査名	実施時期	目的	対象
人口動態調査	毎月	人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数
国民生活基礎調査	R4年6月	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定する。	国勢調査区から無作為抽出した地区内のすべての世帯及び世帯員（市内2地区）
社会保障・人口問題基本調査 (結婚と出産に関する全国調査(第16回出生動向基本調査))	R4年6月	社会保障及び人口問題に関する事項について調査し、社会保障及び人口問題に関する研究のための分析を行うとともに、厚生労働行政等における各種の施策に資する基礎資料を提供する。 ※「生活と支え合いに関する調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」、「出生動向基本調査」及び「人口移動調査」の5つで構成され、5年のローテーションで実施する。	国民生活基礎調査で設定された調査地区から無作為抽出した調査地区内のすべての世帯（市内1地区）
病院報告	毎月	医療施設における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	病院及び療養病床を有する診療所（市内21病院）
医療施設動態調査	毎月	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	開設・廃止・変更等の届出の受理又は処分をした病院及び診療所
医療施設静態調査	R4年度実施なし (3年に1回)	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	調査の期日において開設しているすべての病院及び診療所

調査名	実施時期	目的	対象
患者調査	R4年度実施なし (3年に1回)	医療施設を利用する患者について、その疾病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	全国の病院及び診療所から無作為抽出した病院及び診療所を利用する患者
受療行動調査	R4年度実施なし (3年に1回)	医療施設を利用する患者について、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	全国の一般病院から無作為抽出した一般病院を利用する患者(外来・入院) ※往診・訪問診療を除く
医師・歯科医師・薬剤師統計	R4年12月 (2年に1回)	医師・歯科医師・薬剤師について、性別等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	市内に住所がある医師・歯科医師・薬剤師
衛生行政報告例	【年度報】 R4年5月 (R3年度実績) 【隔年報】 R4年1月 (2年に1回)	中核市業務報告として衛生行政の実態を把握する。	墓地、食品・生活衛生、薬事等に関する事項
地域保健・健康増進事業報告	R4年6月 (R3年度実績)	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等を把握し、地域保健施策のための基礎資料を得る。	検診、母子保健、健康増進、精神保健福祉、難病、環境衛生、試験検査等に関する事項

(2) 医師・歯科医師・薬剤師医療従事者数 (令和2年12月31日現在)

(単位：人)

	医師	歯科医師	薬剤師
八戸市	551	157	463
青森県	2,773	735	2,345
全国	339,623	107,443	321,982
八戸市 (人口 10万対)	246.6	70.3	207.2
青森県 (人口 10万対)	224.0	59.4	189.4
全国 (人口 10万対)	269.2	85.2	255.2

出典：厚生労働省ホームページ「令和2(2020)年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」

【4】地域医療の推進

1. 医療体制の確保

(1) 一次救急医療体制

① 在宅当番医制運営事業※

- ・目的 休日又は夜間における一次救急医療体制を確保するため、八戸市医師会に委託している。
- ・診療時間 休日 午前9時から午後6時まで 休日夜 午後7時から午後11時まで
平日 午後7時から午後11時まで
- ・実施年度 昭和35年度から医師会主導で実施

<実績> (利用患者数と疾患別内訳)

(単位:回、人)

年度	当番回数	利用患者数	取扱患者の内訳		疾患別		
			入院	外来	小児系	内科系	その他
R2	151	559	15	544	20	224	315
		月平均 46.5	月平均 1.3	月平均 45.3	3.6%	40.1%	56.4%
R3	132	353	10	343	5	187	161
		月平均 29.4	月平均 0.8	月平均 28.6	1.4%	53.0%	45.7%
R4	124	375	11	364	5	228	142
		月平均 31.2	月平均 0.9	月平均 30.3	1.3%	60.8%	37.9%

<実績> (年齢別利用患者数)

(単位:人)

年度	年齢(歳)								
	0~5	6~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~
R2	30	26	48	18	47	50	75	70	53
	5.4%	4.7%	8.6%	3.2%	8.4%	8.9%	13.4%	12.5%	9.5%
R3	13	6	46	33	37	32	37	44	105
	3.7%	1.7%	13.0%	9.3%	10.5%	9.1%	10.5%	12.5%	29.7%
R4	9	10	68	37	36	38	49	49	79
	2.4%	2.7%	18.1%	9.9%	9.6%	10.1%	13.1%	13.1%	21.0%

※:在宅当番医制運営事業については、八戸市医師会と協議の上、令和5年3月で終了。

令和5年度から、休日夜間の軽い体調不良時に受診できる医療機関は、八戸市休日夜間急病診療所に集約している。

② 八戸市休日夜間急病診療所

- ・目的 休日又は夜間における急病患者の医療の確保を図るため、八戸市長が診療所を開設した。平成18年4月から指定管理者制度を導入し、八戸市医師会を管理者に指定し運営している。
- ・診療時間 休日 正午から午後11時まで 平日 午後7時から午後11時まで
- ・診療科目 内科・小児科・外科系
- ・開設年月日 昭和60年11月1日

<実績>

(単位:人)

年度	利用患者数	診療別			地域別			移送患者数
		内科	小児科	外科	市内	市外	県外	
R2	8,078	3,137	2,759	2,182	6,763	1,115	200	94
	月平均 673	38.8%	34.2%	27.0%	83.7%	13.8%	2.5%	1.2%
R3	10,622	4,767	3,578	2,277	8,802	1,481	339	139
	月平均 885	44.9%	33.7%	21.4%	82.9%	13.9%	3.2%	1.3%
R4	18,915	10,623	6,307	1,985	16,083	2,311	521	128
	月平均 1,576	56.2%	33.3%	10.5%	85.0%	12.2%	2.8%	0.7%

<実績>

(単位:人)

年度	年齢(歳)									利用状況		
	0~5	6~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	一日平均	平日平均	休日平均
R2	2,365	707	840	844	666	621	556	532	947	22.2	13.6	59.1
	29.3%	8.8%	10.4%	10.4%	8.2%	7.7%	6.9%	6.6%	11.7%			
R3	2,858	784	1,241	1,131	1,097	906	747	644	1,214	29.1	17.9	75.4
	26.9%	7.4%	11.7%	10.7%	10.3%	8.5%	7.0%	6.1%	11.4%			
R4	3,625	1,632	2,886	2,153	1,946	1,848	1,634	1,299	1,892	51.8	35.4	119.8
	19.1%	8.6%	15.3%	11.4%	10.3%	9.8%	8.6%	6.9%	10%			

③ 八戸市休日歯科診療所

- ・目的 休日における歯科急病患者に対し応急的な診療を行うため、八戸市長が歯科診療所を開設した。
- ・診療時間 休日 午前9時から午後3時まで
- ・開設年月日 令和2年6月1日

<実績>

(単位:人、日)

年度	利用患者数	診療日数	備考
R2	630	60	6月診療開始
R3	754	72	
R4	803	72	

(2) 二次救急医療体制

- ・目的 在宅当番医・休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急患者搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日又は夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図るため、病院群輪番制を実施している。
- ・診療時間 土曜日・休日：午前8時30分から翌日の午前8時30分
平日：午後4時30分から翌日の午前8時30分
- ・参加病院 八戸市立市民病院、八戸赤十字病院、青森労災病院、
八戸城北病院（平成9年5月より参加）、
メディカルコート八戸西病院（平成16年4月より参加）
- ・実施年度 昭和60年11月から休日と土曜日夜で実施
昭和61年11月から平日実施
平成11年10月から土曜日昼実施

<実績>

施設名	年度	当番回数(回)						取扱患者総数(人)			当番日1回あたりの平均取扱患者数(人)		
		休日		土曜		平日	計						
		昼	夜	昼	夜		入院	外来	計	入院	外来	計	
八戸赤十字病院	R2	16	26	28	21	96	187	1,329	2,939	4,268	7.2	14.9	22.1
	R3	3	34	15	24	99	175	1,160	2,510	3,670	6.8	13.6	20.4
	R4	14	26	15	26	96	177	1,230	2,895	4,125	7.0	15.5	22.5
青森労災病院	R2	25	22	0	17	24	88	283	1,277	1,560	3.2	14.5	17.7
	R3	38	4	0	27	22	91	340	1,448	1,788	3.7	15.9	19.6
	R4	34	5	1	28	23	91	337	1,530	1,867	3.7	16.8	20.5
八戸城北病院	R2	0	0	0	0	24	24	5	45	50	0.2	1.9	2.1
	R3	0	0	0	0	23	23	2	47	49	0.1	2.0	2.1
	R4	0	0	0	0	23	23	4	50	54	0.2	2.2	2.4
メディカルコート八戸西病院	R2	0	0	0	0	23	23	7	57	64	0.3	2.5	2.8
	R3	0	0	0	0	22	22	4	37	41	0.2	1.7	1.9
	R4	0	0	0	0	21	21	4	52	56	0.2	2.5	2.7
合計	R2	41	48	28	38	167	322	1,624	4,318	5,942	5.0	13.4	18.4
	R3	41	38	15	51	166	311	1,506	4,042	5,548	4.8	13.0	17.8
	R4	48	31	16	54	163	312	1,575	4,527	6,102	5.0	14.5	19.5

※八戸市立市民病院については、(3)三次救急医療体制〈実績〉に掲載

(3) 三次救急医療体制

- ・目的 初期救急医療施設や病院群輪番制病院、救急患者搬送機関との円滑な連携体制のもとに、八戸地域医療圏における緊急を要する重篤・重症な救急患者の医療の確保を図るために八戸市立市民病院内に救命救急センターを設置している。
- ・診療時間 24時間体制
- ・実施年度 平成9年9月1日開設

<実績>

(単位：人)

年度	利用者数	内訳				1日あたり 取扱患者数
		一次	二次	三次	死亡	
R2	15,718	9,157	5,349	1,020	192	43.1
R3	19,025	12,005	5,669	1,148	203	52.1
R4	20,445	13,182	5,902	1,123	238	56.0

(4) 連携中枢都市圏事業**① 医師派遣事業**

- 目的・内容 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の規定に基づき、三戸中央病院、五戸総合病院、南部町医療センター、おいらせ病院を対象に、医師充足数の実態に応じて、八戸市立市民病院から医師の派遣を実施している。

<実績>

(単位：回)

区分	派遣先 協定締結時期	概要	派遣回数		
			R2	R3	R4
三戸町	三戸町国民健康保険	当初：整/週1回/日勤	62	59	62
	三戸中央病院	H29.8.1追加：内/月2回/宿直			
	平成21年10月1日(定住)	H29.10.1変更：整/週2回/日勤			
	平成29年4月1日(連携)	H29.12.1追加：脳/月1回/日勤			
五戸町	国民健康保険	当初：内/常時	91	96	142
	五戸総合病院	H24.4.1変更：内/週3回/日勤			
	平成22年10月1日(定住)	H29.4.1変更：内/週1回/日勤			
	平成29年4月1日(連携)	H29.8.1追加：内/月1回/宿直			
		H30.10.1追加：精/月1回/日勤(半日)			
		H31.4.1変更：精/月2回/日勤(半日)			
田子町	田子町国民健康保険	R4.10.1追加：外/月1回/宿日直	—	—	—
	田子診療所	変更：内/週2回/日勤			
	平成23年5月1日(定住)	R4.11.1追加：漢/月2回/日勤(半日)			
南部町	国民健康保険	当初：内/週1回	100	112	126
	南部町医療センター	H24.4.1：休止			
	平成29年9月29日(連携)	R3.10.1追加：耳/月2回/日勤(半日)			
おいらせ町	国民健康保険	当初：外/月1回/日直	59	82	82
	おいらせ病院	外/週1回/宿直			
	平成29年9月29日(連携)	R3.10.1追加：耳/月2回/日勤(半日)			
		H29.12.1追加：脳/月1回/日勤			
		H30.5.11変更：外/月2回/日直			
		R2.4.1変更：脳/月1回/日勤(半日)			

整：整形外科系の医師、内：内科系の医師、脳：脳神経外科系の医師、外：外科系の医師、

精：精神神経科系の医師、眼：眼科系の医師、耳：耳鼻咽喉科系の医師、漢：漢方内科系の医師

② ドクターカー運行事業

- ・目的・内容 地域における救急医療の更なる充実を図るため、連携中枢都市圏の圏域内を運行区域とする八戸市立市民病院が導入するドクターカーの運行経費(運転手人件費、燃料費、車両維持整備費等)を負担している。
- ・事業開始 平成22年3月

<実績>

(単位:件)

年度	八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村	おいらせ町	その他	合計
R2	1,207	25	50	11	42	73	7	44	98	1,557
R3	1,107	29	39	9	52	66	6	54	73	1,435
R4	1,187	26	45	12	41	78	4	69	63	1,525

(5) 青森県救急医療情報システム

- ・目的 救急医療活動の円滑な推進と、医療資源の効率的な活用を図るため青森県が主体となりシステムを構築している。八戸市でもこのシステムを利用して、市内及び近隣市町村の医療機関の応需状況を把握し、消防機関等の搬送業務の効率化を図っている。
- ・運用開始 昭和62年11月

2. 健康・医療情報ネットワークシステム事業

- ・目的 八戸市、一般社団法人八戸市医師会、八戸歯科医師会、一般社団法人八戸薬剤師会などで、市民の健康管理・市民サービスの向上、医療環境の向上を目指し、八戸市提供のネットワーク用サーバを共同利用してシステムを運用している。
- ・開発経過 平成2年4月 開発に着手し、平成3年4月本稼動
平成3年度 外注検査データ配信システムを開発
平成4年10月 厚生省より「厚生行政総合情報システム」の利用承認を受ける
平成11年11月 機器更新
平成16年11月 機器更新
平成22年8月 機器更新
平成30年3月 機器更新
- ・内容
 - ・検査データ配信システム（医師会の臨床検査センターの検査結果を依頼元の会員へインターネットで配信する）
 - ・会員サービスシステム（会員のみの電子掲示板・電子メール利用等）
 - ・「八戸市健康医療情報ネットワーク」のホームページを利用して、一般向けに在宅当番医、医療機関案内、健康一口メモ等の情報を提供している。

3. 献血推進事業

- ・目的 輸血や血液製剤製造のための血液の無償提供を促進するため、献血思想の普及と献血の受け入れ体制の整備を図っている。
- ・内容
 - 1) 献血の実施
 - ・市内の移動献血車の運行（200ml・400ml献血を実施）
 - ・市内の各事業所及び学校、各種団体などの献血の実施
 - ・ボランティア団体等の協力による街頭献血の実施
 - 2) 献血思想の普及
 - ・各事業所、学校及び町内にチラシ・ポスター等を配布し、献血の協力を依頼
 - ・青森県献血推進員による献血の推進

<実績> (献血バスの実施状況)

年度	確保目標 (l) (A)	稼働台数 (台)	献血者数(人)			一台平均 (人)	確保量(l) (B)	達成率(%) (B) / (A)
			200ml	400ml	計			
R2	1,896.6	127	388	5,271	5,659	44.6	2,186.0	115.3
R3	1,809.6	123	330	5,379	5,709	46.4	2,217.6	122.5
R4	1,774.8	130	340	5,312	5,652	43.5	2,192.8	123.6

※平成29年4月1日から八戸献血ルーム休止

4. AED普及啓発事業

- ・目的 市内において自動体外式除細動器（AED）が設置されている事業所・公共施設等を広く周知するとともに、講習会の開催等を通じ、AEDの普及啓発を図っている。
- ・内容
 - 1) AED設置の普及
 - ・市のホームページへ市内のAED設置施設一覧及びAEDマップを掲載（令和2年3月現在 450箇所に設置）
 - ・AED本体（2台）及び講習用機器（5セット）の貸出
 - 2) 救命講習会の普及
 - ・市民ボランティアサークル「いのちの輪」と連携し、救命講習会を開催

<実績>

年度	AED本体の 貸付数	AED講習用 機器の貸付数		救命講習会 開催数	
		団体数(団体)	台数(台)	回数(回)	参加者数(人)
R2	1	15	34	0	0
R3	2	9	28	0	0
R4	5	8	25	1	63

5. 医療従事者の確保

(1) 医師確保対策事業

- ・目的 弘前大学医学生に対して修学資金を貸与するとともに、卒業後、一定期間の県内自治体医療機関等への勤務を義務付け、本県人材の進学誘導及び県内定着によって、地域医療の確保を図る医師確保対策事業に負担金を支出している。
- ・事業主体 青森県国民健康保険団体連合会
- ・募集定員 一般枠A22名程度、一般枠B 7名以内、特別枠 5名以内
※一般枠Aについては、特別枠との合算で27名以内
- ・事業開始 平成17年度

(2) 看護師等修学資金貸与事業

- ・目的 八戸市内の養成施設に在学する者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、八戸市内の医療施設等における看護師、准看護師の確保を図っている。
- ・内容
 - 1) 修学資金の貸与

看護師修学資金	(私立)	月額36,000円	(年額432,000円)
	(公立)	月額15,000円	(年額180,000円)
准看護師修学資金	(私立)	月額21,000円	(年額252,000円)
 - 2) 修学資金免除

修学資金の貸与を受けた者が養成所を卒業後1年以内に免許を取得し、直ちに八戸市内の医療施設等に従事し、5年以上従事した場合は全額免除する。

<実績> (単位：人)

年度	新規貸与者数
R2	11
R3	11
R4	13

【5】成人保健事業

1. 健康教育

(1) 市民健康づくり講座 (平成18年度から実施)

- ・目的 早世の減少と健康寿命の延伸を図るために、生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発を図る。
- ・場所 令和2年度 八戸市総合保健センター 1階大ホール
令和3年度 八戸市福祉公民館 2階大会議室
令和4年度 八戸市福祉公民館 2階大会議室
- ・対象 一般市民 (感染症拡大防止対策のため、事前申込制とした)
- ・内容 講演
- ・周知方法 ポスター・チラシ、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」等
- ・従事者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、保健推進員
(令和2年度と令和3年度は、感染症対策のため保健推進員の従事はなし)

<実績>

(単位：回、人)

①会場

年度	回数	参加者数	講演内容
R2 ※1	4	95	目の病気、薬の飲み方、歯の健康、アレルギー性鼻炎
R3 ※2	5	90	歯の健康、糖尿病、肝臓の病気、嗅覚について
R4 ※3	7	192	心の健康、歯の健康、糖尿病、COPD、薬の飲み方、耳の疾患

※1 1回の定員は40人。令和2年8月、9月、11月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

※2 1回の定員は50人。令和3年8月、9月、令和4年1月、2月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

※3 1回の定員は50人。令和4年7月、8月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

②オンデマンド配信

年度	回数	申込者数	動画再生回数	講演内容
R3	1	17	22	嗅覚について
R4 ※1	3	16	71	糖尿病、薬の飲み方、耳の疾患

※1 令和4年7月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止。

(2) 食生活改善推進員養成研修会 (平成4年度から実施)

- ・目的 健康づくりのための食生活改善に対する正しい知識と技術を持ち、実践活動ができるボランティアを育成する。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 一般市民
- ・回数 6日間
- ・内容 食生活を中心とした健康づくりに役立つ知識と技術（講話と調理実習等）
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」等
- ・従事者 医師、健康運動指導士、食品衛生監視員、保健師、栄養士

<実績>

(単位：日、人)

年度	日数	受講者		修了者数 (入会者)	従事内訳及び延人数				
		実人員	延人員		医師	健康運動 指導士	保健師	栄養士	その他
R2※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R3※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4※2	4	4	13	3(3)	0	0	3	12	5

※1 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和4年度は6日間を予定していたが、うち2回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とし、代替研修の受講に変更した。

(3) 各地区健康教室

- ・目的 生活習慣病等の予防のため、日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方等正しい知識の普及啓発を図る。
- ・場所 地区公民館等
- ・対象 一般市民等
- ・回数 隨時
- ・内容 成人保健に関する講話（町内健康教育、保健推進員研修会、健康づくり推進協議会等）
- ・周知方法 町内回覧等
- ・従事者 保健師、栄養士等

<実績>

(単位：回、人)

年度	64歳以下		65歳以上	
	回数	参加者数	回数	参加者数
R2	7	119	4	119
R3	32	821	19	469
R4	53	1,104	12	275

2. 健康相談

- ・目的 成人の心身の健康に関する個別の相談に応じ、健康の保持増進ができるように支援する。
- ・場所 八戸市保健所 健康づくり推進課
- ・対象 一般市民
- ・回数 毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ・内容 一般健康相談
- ・周知方法 「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「八戸市ホームページ」等
- ・従事者 保健師、栄養士等

（1） 庁内相談（平成6年度から実施）

<実績>

(単位：回、人)

年度	保健師等		栄養士	
	回数	件数	回数	件数
R2	36	40	21	9
R3	32	33	18	9
R4※	12	12	15	7

※令和5年2月より、毎月第1水曜日(祝日の場合、第2水曜日)にオンライン健康相談を開始。令和4年度の実績は0件。

（2）電話による健康相談（平成17年度から実施）

<実績>

(単位：回、人)

年度	保健師等		栄養士	
	回数	件数	回数	件数
R2	386(242)	1,877(1,544)	9	9
R3	447(242)	909(294)	17	18
R4	394(243)	650(327)	13	18

※ () 内は再掲：新型コロナウイルス感染症に関する一般健康相談

（3）各地区健康相談

- ・場所 各地区公民館等
- ・対象 一般市民
- ・回数 隨時
- ・内容 個別相談（町内健康相談、地区健康まつり等）
- ・周知方法 町内回覧等
- ・従事者 保健師、栄養士等

<実績>

(単位：回、人)

年度	64歳以下		65歳以上	
	回数	参加者数	回数	参加者数
R2	2	2	0	0
R3	4	28	4	45
R4	1	14	0	0

3. 健康診査

(1) 健康診査及び保健指導（平成20年度から実施）

生活習慣病予防対策として脳卒中・心臓病等の循環器疾患の早期発見・早期治療に結びつけるとともに、健康診査の結果をもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスクの高さに応じて、対象者が自分の健康状況を自覚し生活改善のための自主的な取り組みを継続できるよう支援する。

① 健康診査

健診名	対象者 (医療保険の種類)	内 容	健診場所	自己 負担
八戸市国保 特定健康診査 担当課： 国保年金課	40～74歳の八戸市 国民健康保険加入者	問診・身体診察・計測・ 血圧測定・肝機能・脂質・ 血糖検査・尿検査・腎機能・ 尿酸・貧血検査・心電図・ 聴力等	・健診センター ・受託医療機関 (65～74歳及び 40～64歳の 心身障がい者)	無料
後期高齢者 健康診査 実施主体： 青森県後期高齢者 医療広域連合 担当課： 国保年金課	後期高齢者医療保険 加入者で希望する者	問診・身体診察・計測・ 血圧測定・肝機能・脂質・ 血糖検査・尿検査等	・健診センター ・受託医療機関	無料
健康診査 担当課： 健康づくり推進課	40～満74歳の 医療保険未加入者 (生活保護受給者等)	「八戸市国保特定健康診査」 と同じ内容	・健診センター ・受託医療機関 (65歳以上及び 40～64歳の 心身障がい者)	無料
	満75歳以上の 医療保険未加入者 (生活保護受給者等)	「後期高齢者健康診査」 と同じ内容		無料

※「八戸市国民健康保険」、「後期高齢者医療保険」以外の医療保険(協会けんぽや共済組合等)に加入している人の特定健診については、加入している医療保険者または勤め先へ問い合わせし受診する。

<実績>

ア. 八戸市国保特定健康診査

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者			受診率
		健診センター	医師会	小 計	
R2	34,558	9,336	359	9,695	28.1
R3	33,582	9,251	336	9,587	28.5
R4	32,599	9,689	300	9,989	30.6

イ. 後期高齢者健康診査

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者			受診率
		健診センター	医師会	小計	
R2	32,349	3,931	1,016	4,947	15.3
R3	32,428	4,096	1,240	5,336	16.5
R4	32,024	4,555	1,185	5,740	17.9

ウ. 健康診査（医療保険未加入者）

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者			受診率
		健診センター	医師会	小計	
R2	2,278	179	34	213	9.4
R3	3,624	165	43	208	5.7
R4	3,498	181	39	220	6.3

② 保健指導

区分	対象者	内 容	指導場所	自己負担
動機付け支援	40～74歳で、八戸市国保特定健診又は健康診査の結果、動機づけ支援が必要と判定された者	初回面接を実施後、3～6か月後に面接、電話、文書等で生活改善の取り組みを確認	・健診センター ・対象者の自宅	無料
積極的支援	40～64歳で、八戸市国保特定健診又は健康診査の結果、積極的支援が必要と判定された者	対象者がたてた生活改善目標を継続的に実行していくように、個別面接や電話等により3～6か月間にわたる支援を実施	・健診センター	無料

<実績>

ア. 八戸市国保特定保健指導

(単位：人、%)

年度	動機づけ支援			積極的支援			合 計		
	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率
R1	836	348	41.6	205	35	17.1	1,041	383	36.8
R2	676	245	36.2	215	29	13.5	891	274	30.8
R3	654	218	33.3	171	26	15.2	825	244	29.6

出典：国保特定健診等データ管理システム特定健診・特定保健指導実施結果総括表

イ. 保健指導（医療保険未加入者）

(単位：人、%)

年度	動機づけ支援			積極的支援			合 計		
	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率	対象者	終了者	終了率
R1	5	4	80.0	0	0	0	5	4	80.0
R2	6	4	66.6	0	0	0	6	4	66.6
R3	10	3	30.0	10	1	10.0	20	4	20.0

※ 医療保険未加入者の保健指導は平成28年度から実施

(2) がん検診等

検診の種類	対象者	検査項目	検診場所	自己負担 (※1)
胃がん検診 (昭和40年度から実施)	40歳以上	胃部レントゲン撮影 (バリウムによる検査)	健診センター 受託医療機関 (※2)	1,000円
肺がん・結核検診 (平成元年度から実施)	40歳以上	胸部レントゲン撮影 【必要により喀痰検査】	健診センター	400円
大腸がん検診 (昭和62年度から実施)	40歳以上	便の潜血反応検 (2日法)	健診センター 受託医療機関 (※2)	600円
前立腺がん検診 (平成11年度から実施)	50歳以上の男性	採血によるPSA検査	健診センター	1,000円
乳がん検診 (昭和57年度から実施)	30～38歳の女性で偶数年齢の人	乳腺超音波検査 看護師等による自己触診指導	健診センター	1,000円
	40歳以上の女性で偶数年齢の人	乳房X線撮影		
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 (平成27年度から実施)	40歳女性 (R4.4.1現在) (対象者に無料クーポン券と検診手帳を送付)	同上	同上	無料
子宮頸がん検診 (昭和45年度から実施)	20歳以上の女性	子宮頸部の内診・細胞診	健診センター	1,000円
			受託医療機関	
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 (平成27年度から実施)	20歳女性 (R4.4.1現在) (対象者に無料クーポン券と検診手帳を送付)	同上	同上	無料
肝炎ウイルス検診 (平成14年度から実施) (特定感染症検査等事業は平成29年1月から実施)	過去に一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがない者等	問診、血液検査 (B型及びC型ウイルス検査)	健診センター 受託医療機関	無料
骨粗鬆症検診 (平成9年度から実施)	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	骨量検査(超音波)	健診センター	1,000円
骨の健康度健診 (平成8年度から実施)	30～39歳の女性	身体計測・血压測定・血中脂質・尿検査・貧血検査・骨量検査	健診センター	1,000円
歯周病検診 (平成13年度から実施)	40・50・60・70歳	問診・口腔内診査	受託歯科医院	無料
中学生ピロリ菌検査 (令和2年度から実施)	市内の中学2年生	・血液検査 (一次検査) ・尿素呼気試験 (二次検査)	各学校及び受託医療機関	無料

※1 次の該当者は自己負担無料 ①70歳以上、②65～70歳で一定の障がいがあり後期高齢者医療の加入者、
③生活保護世帯、④市民税非課税世帯

※2 胃がん検診及び大腸がん検診の受託医療機関は65歳以上又は40～64歳の心身障がい者のみ

① 胃がん検診

<実績>

ア. 検診結果 (令和4年度の精検受診者数は令和5年5月末現在の人数)

(単位:人、%)

年度	対象者	受診者			受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率
		健診センター	医師会	小計				
R2	63,741	4,753	21	4,774	11.5	155	131	84.5
R3	63,680	4,549	17	4,566	10.1	144	122	84.7
R4	62,259	4,813	17	4,830	10.5	156	107	68.6

※対象者：50歳～69歳の男女

※受診率は（前年度の受診者数+当該年度の受診者数－2年連続受診者数）÷当該年度対象者数により算出

イ. 精検受診結果

(単位:人)

年度	精検受診者	異常なし	所見あり	内訳						
				胃がん	疑胃がん	食道がん	胃・十二指腸潰瘍	胃ポリープ	慢性胃炎	その他
R2	131	28	103	2	1	0	5	18	51	26
R3	122	28	94	1	1	2	5	13	48	24
R4	107	26	81	2	2	0	2	16	41	18

② 肺がん検診

<実績>

ア. 検診結果

(単位:人、%)

ア. 胸部X線 (喀痰細胞診受診者含む) (令和4年度の精検受診者数は令和5年5月末現在の人数)

年度	対象者	受診者	受診率	要精検者			小計	精検受診者(Eのみ)	精検受診率(Eのみ)			
				判定区分								
				D1	D2～4	E						
R2	94,813	6,365	6.7	0	64	104	168	94	90.4			
R3	93,882	6,179	6.6	0	56	104	160	97	93.3			
R4	91,550	6,588	7.2	0	59	94	153	78	83.0			

※ 対象者：40歳～69歳の男女

※ 令和元年度より結核検診は肺がん検診と同時検査

※ D1：結核性疑 D2～4：非結核性疑(肺がん以外) E：肺がん疑

イ. 胸部X線及び喀痰細胞診

(単位:人、%)

年度	実施者	要精検者			小計	精検受診者	精検受診率			
		判定区分								
		D	E							
R2		110	2	7	9	6	66.7			
R3		98	2	1	3	1	33.3			
R4		103	1	0	1	0	0			

※ D：悪性腫瘍を疑う E：悪性腫瘍を認める

健康づくり推進課

イ. 精検受診結果 (a + b) []は、内喀痰受診者分

(単位：人)

年度	実人員	異常なし	所見あり	内 訳		
				肺がん	結核	その他
R2	94[6]	93[6]	1[0]	1[0]	0[0]	0[0]
R3	97[1]	95[1]	2[0]	1[0]	0[0]	1[0]
R4	78[0]	78[0]	0	0[0]	0[0]	0[0]

③ 大腸がん検診 (RPHA法による便潜血反応検査)

<実績>

ア. 検診結果 (令和4年度の精検受診者数は令和5年5月末現在の人数)

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者			受診率	要 精 檢 者	精 檢 受 診 者	精 檢 受 診 率
		健 診 セ ン タ ー	医師会	小 計				
R2	94,813	6,578	69	6,647	7.0	391	293	74.9
R3	93,882	6,419	69	6,488	6.9	375	288	76.8
R4	91,550	6,905	59	6,964	7.6	432	231	53.5

※ 対象者：40歳～69歳の男女

イ. 精検受診結果

(単位：人)

年度	精 檢 受 診 者	異常なし	所見あり	内 訳				
				大腸がん	その他の がん	ポリープ	憩室	その他
R2	293	144	149	8	0	127	6	8
R3	288	129	159	11	0	133	7	8
R4	231	115	116	9	0	96	1	10

④ 前立腺がん検診

<実績>

ア. 検診結果 (令和4年度の精検受診者数は令和5年5月末現在の人数)

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	要精検者	精検受診者	精検受診率
R2	52,330	5,725	10.9	385	314	81.6
R3	54,027	5,905	10.9	396	325	82.1
R4	50,341	6,446	12.8	448	274	61.2

イ. 精検受診結果

(単位：人)

年度	精 檢 受 診 者	異常なし	所見あり	内 訳		
				前立腺がん	前立腺肥大	その他
R2	314	99	215	63	121	31
R3	325	97	228	56	144	28
R4	274	73	201	47	127	27

⑤ 乳がん検診

<実績>

ア. 検診結果（令和4年度の精検受診者数は令和5年5月末現在の人数）

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	乳がん		
				要 精検者	精 檢 受診者	精 檢 受診率
R2	48,012	3,639	15.0	173	164	94.8
R3	47,463	3,755	15.2	208	194	93.3
R4	46,592	3,926	16.1	227	197	86.8

※対象者：40歳～69歳の女性

※受診率は（前年度の受診者数+当該年度の受診者数－2年連続受診者数）÷当該年度対象者数により算出

※ 平成29年度以降、乳がん検診の視触診廃止に伴い、甲状腺の検査も廃止

イ. 精検受診結果

ア 乳がん要精検者

(単位：人)

年度	精 檢 受診者	異常なし	所見あり	内訳			
				がん	乳腺症	乳頭分泌	その他
R2	164	77	87	13	17	0	57
R3	194	99	95	16	19	5	55
R4	197	84	113	14	26	0	73

⑥ 子宮頸がん検診

<実績>

ア. 検診結果（令和4年度の精検受診者数は令和5年5月末現在の人数）

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者			受診率	要 精検者	精 檢 受診者	精 檢 受診率
		健 診 センタ	医師会	小 計				
R2	68,169	2,586	4,806	7,392	16.8	171	149	87.1
R3	67,253	2,576	4,848	7,424	16.6	210	181	86.2
R4	64,428	2,819	4,736	7,555	17.6	243	167	68.7

※対象者：20歳～69歳の女性

※受診率は（前年度の受診者数+当該年度の受診者数－2年連続受診者数）÷当該年度対象者数により算出

イ. 精検受診結果

(単位：人)

年度	精検 受診者	異常なし	所見あり	内訳				
				がん	異形成			その他
					高度	中等度	軽度	
R2	149	69	80	2	9	12	57	0
R3	181	74	107	2	12	13	79	1
R4	167	89	78	1	6	12	59	0

<年度別がん検診別受診率>

<実績>

(単位：%)

年度		胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	子宮頸がん検診	乳がん検診
R2	国	7.0	5.5	6.5	15.2	15.6
	県	14.0	8.2	10.9	17.5	19.0
	市	11.5	6.7	7.0	16.8	15.0
R3	国	3.6	6.0	7.0	15.4	15.3
	県	11.2	8.6	11.5	18.0	18.8
	市	10.1	6.6	6.9	16.6	15.2
R4	国	—	—	—	—	—
	県	—	—	—	—	—
	市	10.5	7.2	7.6	17.6	16.1

※ 受診率は、検診対象者（分母）を40歳～69歳（胃がんは50歳～69歳、子宮頸がんは20歳～69歳）の全住民として算出

⑦ 結核検診

<実績>

ア. 検診結果（令和4年度の精検受診者数は令和5年5月末現在の人数）

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	要精検者			精 檢 受診者	精 檢 受診率		
				判定区分		小計				
				D1	D2～4					
R2	45,830	11,222	24.5	0	186	239	425	239 56.2		
R3	52,037	14,758	28.4	0	202	310	512	282 55.1		
R4	49,776	16,091	32.3	0	208	324	532	281 52.8		

※ 令和元年度より肺がん検診と同時検査

※ D1：結核性疑 D2～4：非結核性疑(肺がん以外) E：肺がん疑

イ. 精密検査結果

(単位：人)

年度	精検受診者	異常なし	所見あり	内 訳		
				結核	肺がん	その他
R2	226	218	8	0	6	2
R3	282	276	6	0	6	0
R4	281	281	0	0	0	0

⑧ 肝炎ウイルス検診

<実績>

(単位：人)

年度	区分	受 診 者			判定結果	
		基本型 (B型+C型)	B型のみ	C型のみ	B型	C型
					陽性	陽性
R2	40歳未満	15	1	0	0	0
	40歳以上	410	0	0	7	1
	計	425	1	0	7	1
R3	40歳未満	15	0	1	0	0
	40歳以上	347	2	0	7	1
	計	362	2	1	7	1
R4	40歳未満	9	0	0	0	0
	40歳以上	373	1	1	6	0
	計	382	1	1	6	0

※ 平成29年1月の中核市移行に伴い、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診（40歳以上）に加え、特定感染症検査等事業による肝炎ウイルス検査を開始し、対象を40歳未満にも拡大、上記実績は健診センター及び受託医療機関実施分、保健所実施分については保健予防課で計上

⑨ 骨粗鬆症検診

<実績> (令和4年度の精検受診者数は令和5年5月末現在の人数)

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	結果内訳			精 検 受診者	精 検 受診率
				異常なし	要観察	要精検		
R2	11,447	833	7.3	70	585	178	100	56.2
R3	10,772	818	7.6	96	562	160	85	53.1
R4	10,544	961	9.1	159	680	122	55	45.1

※ 令和3年度から、対象者を40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の全住民（女性）に変更。比較のため令和元、令和2年度の対象者も同様に変更した。

⑩ 骨の健康度健診

<実績>

ア. 骨の健診結果（令和4年度の精検受診者数は令和5年5月末現在の人数）

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	骨密度結果内訳			精 検 受診者	精 検 受診率
				異常なし	要観察	要精検		
R2	11,326	35	0.3	30	5	0	0	0.0
R3	11,080	25	0.2	22	3	0	0	0.0
R4	10,528	30	0.3	29	1	0	0	0

※ 令和3年度から対象者を30～39歳の全住民（女性）に変更。比較のため令和元、令和2年度の対象者も同様に変更した。

イ. その他の健診結果

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	要 精 検 者 (実人員)	要精検者内訳（延）					
					計	血圧	尿検査		脂質	貧血
							糖	蛋白		
R2	11,326	35	0.3	9	9	0	0	1	2	6
R3	11,080	25	0.2	5	5	0	0	1	2	2
R4	10,528	30	0.3	6	6	0	0	0	1	5

⑪ 歯周病検診

<実績>

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者	受診率	異常なし	所見あり	内訳	
						要指導	要精検
R2	13,013	1,665	12.8	150	1,515	530	985
R3	12,445	1,913	15.4	187	1,726	605	1,121
R4	12,535	1,938	15.5	170	1,768	1,223	545

⑫ 中学生ピロリ菌検査

<実績>

(単位:人、%)

年度	区分	対象者	受診者数	受診率	判定結果		
					陰性	要二次検査	陽性
R2	一次検査	1,949	1,799	92.3	1,564	174	61
	二次検査	174	114	65.5	108		6
R3	一次検査	1,897	1,702	89.7	1,619	83	
	二次検査	83	65	78.3	38		27
R4	一次検査	1,872	1,675	89.5	1,594	81	
	二次検査	81	63	77.8	42		21

4. 訪問指導 (昭和58年度から実施)

- ・目的 保健指導が必要であると認められる者に対して、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るために支援する。
- ・対象 特定健診の結果、積極的支援を健診センターで受けていない者、動機づけ支援を健診センターで受けていない者、情報提供レベルで保健指導判定値を超えた者、精密検査未受診の者、その他、個別指導の必要な者
- ・回数 随時
- ・内容 保健指導、栄養指導
- ・従事者 保健師、栄養士、保健指導員

<実績>

(単位:人)

年度	区分	訪問総数		健診事後指導		特定保健指導		糖尿病重症化予防		医療費適正化事業		被災者		その他	
		64歳以下	65歳以上	64歳以下	65歳以上	64歳以下	65歳以上	64歳以下	65歳以上	64歳以下	65歳以上	64歳以下	65歳以上	64歳以下	65歳以上
R2	実数	657	1,055	341	691	0	0	10	12	152	302	149	43	5	7
	延数	670	1,069	341	693	0	0	10	21	152	302	155	45	9	8
R3	実数	301	664	199	398	0	0	5	12	89	248	0	8	6	0
	延数	313	678	199	400	0	0	11	16	89	248	0	14	14	0
R4	実数	414	957	265	577	0	0	13	13	136	366	0	0	0	1
	延数	427	973	265	585	0	0	22	13	140	374	0	0	0	1

※ 八戸市復興計画は令和2年度で終了したため、それに伴い東日本大震災の被災者としての訪問は終了した。

【6】栄養改善事業(成人)

1. 成人関係(昭和55年度から実施)

- ・目的 成人の健康増進及び生活習慣病予防のため、栄養・食生活の改善を図る。
- ・場所 健康づくり推進課、各地区公民館等
- ・対象 一般市民、各種事業参加者、健診の結果栄養指導が必要な者
- ・回数 隨時
- ・内容 栄養教育(各地区栄養教室、食生活改善推進員養成研修会等)
栄養相談(栄養士による個人相談・電話相談等)
家庭訪問
- ・周知方法 「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」町内回覧
- ・従事者 栄養士

<実績> (栄養指導回数及び人数)

(単位:回、人)

年度	回数	集団指導	個別指導
R2 ※	106	10	360
R3 ※	89	52	234
R4	105	180	289

※令和2・3年度の食生活改善推進員養成研修会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

2. 特定給食施設等栄養管理指導事業(中核市移譲事業 平成29年1月から実施)

- ・目的 適切な栄養管理が行われるようにするため、給食施設関係者に対し指導を行い、利用者の栄養管理に努めることにより、市民の栄養状態の改善・健康の維持向上を図る。
- ・対象 特定給食施設、その他給食施設
- ・内容 巡回指導、研修会の開催
- ・従事者 栄養指導員(管理栄養士)、栄養士

<実績> (巡回指導件数)

(単位:件)

年度	指定特定給食施設	特定給食施設	その他給食施設	合計
R2	0	9	23	32
R3	1	20	16	37
R4	0	10	40	50

<実績> (研修会の実施状況)

年度	テーマ	実施回数	参加人数
R2	対象：幼稚園、児童福祉施設等 「日本人の食事摂取基準2020年版」 「給食施設の衛生管理」 オンライン研修会開催案内 「児童福祉施設給食関係者研修」 ※資料配布	1回	(配布) 81人
R3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため 中止		
R4	対象：高齢者施設、病院 「高齢者の低栄養対策と免疫力維持について」 「給食施設の衛生管理」	オンデマンド 配信 2週間	(申込) 84人

3. 国民健康・栄養調査 (中核市移譲事業 平成 29 年度から実施)

- ・目的 健康増進法に基づき、国民の身体の状況、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。
- ・対象 国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出された世帯で国民生活基礎調査に協力した世帯、調査対象者は 11 月 1 日現在で満 1 歳以上の世帯員
- ・内容 身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査
- ・時期 毎年 11 月
- ・従事者 保健所長・保健師・栄養士・事務

<実績>

(単位：地区、世帯、人)

年度	対象地区	被調査世帯数	20 歳以上被調査 世帯員数	調査協力 世帯数	血液検査 人数	筋肉量調査 人数
R2 ※1	—	—	—	—	—	斜線
R3 ※1	—	—	—	—	—	斜線
R4※2	—	—	—	—	—	斜線

※1 令和 2 ・ 3 年度は調査中止

※2 令和 4 年度は調査対象地区該当なし

4. 食品表示法（保健事項）・健康増進法に係る食品表示の指導・相談

(中核市移譲事業 平成29年1月から実施)

- ・目的 食品表示法（保健事項）・健康増進法に基づき、食品として販売されているものに関する相談、監視、指導を実施し、市民の健康の保護及び増進に努める。
- ・対象 食品加工事業者
- ・回数 隨時
- ・内容 食品表示（保健事項）・健康増進法の虚偽誇大広告の禁止に関する相談・指導、説明会の開催
- ・従事者 栄養士

<実績> (指導・相談件数)

(単位：件)

年度	栄養成分表示	栄養強調表示	栄養機能食品	誇大表示の禁止	その他	合計
R2	57	7	0	2	2	68
R3	19	5	0	0	0	24
R4	4	1	0	0	0	5

<実績> (説明会開催回数・参加者数) (単位：回、人)

年度	実施回数	参加人数
R2	1	41
R3	0	0
R4	0	0

【7】健康づくり推進事業

1. 第2次健康はちのへ21

すべての市民が共に支え合い、健康で生きがいのある住みよいまちを目指し、一次予防にとどまることなく、重症化予防を重視し、早世の減少と健康寿命の延伸を図る。

・内 容 1) 第2次健康はちのへ21の実践に向けて市民への普及啓発を図る。

保健事業時における啓発のほか、毎年8月21日を「健康はちのへ21の日」とし、重点施策のテーマを市民健康づくり講座に講演

※令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

2) 重点施策の取り組み

- ・がん予防
- ・糖尿病予防
- ・脳血管疾患予防
- ・歯・口腔の健康づくり
- ・こころの健康づくり

・周知方法 「広報はちのへ」「わが家の健康カレンダー」「八戸市ホームページ」、保健師・栄養士活動及び保健推進員活動による周知等

・経 過 平成15年2月 「健康はちのへ21」計画策定

平成20年3月 中間評価・後期計画作成（平成24年度まで）

平成25年7月 第2次健康はちのへ21策定

平成30年2月 中間評価・第2次健康はちのへ21改訂版策定

令和3年2月 第2次健康はちのへ21改訂版の計画期間延長（令和6年度まで）を決定

令和4年2月 第2次健康はちのへ21の計画期間延長に伴う評価及び目標値の見直しの実施

<実績> (領域ごとの普及啓発実績)

(単位:回、件)

領 域	R2		R3		R4※	
	回数	件数	回数	件数	回数	件数
全 部	7	178	30	813	41	986
栄養・食生活	323	5,303	278	4,118	17	208
身体活動・運動	8	137	12	322	8	162
こころの健康	74	3,230	69	3,188	4	82
喫煙	311	5,129	261	3,686	1	28
飲酒	11	393	10	471	0	0
歯・口腔の健康	309	5,064	257	3,459	2	47
糖尿病	254	1,792	196	1,457	282	2,055
循環器	254	1,792	196	1,457	282	2,055
がん	295	3,642	213	2,611	282	2,055
合 計	1,846	26,660	1,522	21,582	919	7,678

※令和4年度より機構改革で2課に分かれたため、成人保健事業のみの集計に変更した。

2. 保健推進員活動

保健活動の地域推進員として、市民の保健衛生思想の高揚と健康の保持増進を図る。

保健推進員は、町内会長が推薦し市長が委嘱する。2年任期（令和4・5年度）

- ・内 容
 - 1) 第2次健康はちのへ21の推進
 - 2) 各種健診の受診勧奨及び取りまとめ
 - 3) 健康教室の周知及び従事
 - 4) 市民の健康状態の情報提供
 - 5) 研修会や会議への出席

- ・研 修 会
 - 1) 中央研修会 1回
 - 2) 地区研修会 各地区2回以上

- ・経 過

昭和37年12月保健協力員として設置
 昭和60年度より長年従事者表彰を実施
 平成12年度より保健推進員に名称変更、設置基準：町内会単位で230世帯に1人

＜八戸市保健推進員活動＞

年度		R2	R3	R4
委嘱	設置町内数	421町内	422町内	415町内
	保健推進員数	630人	632人	617人
表彰	八戸市長年従事者表彰	表彰式中止（対象者14人） 令和3年度に表彰予定。 (※1)	令和2年度 15人 令和3年度 2人	19人
	青森県健康づくり事業功労者等表彰	2人	2人	2人
研修会等	中央研修会	中止（※1）	令和3年6月23日 参加者 188人 ・講演会	令和4年6月29日 参加者 218人 ・講演会 ・活動発表
	新任研修会	中止（※1）		令和4年10月31日 参加者 61人
	地区研修会	2回 25人（※1,※2）	19回 387人（※1,※2）	19回 372人（※1,※2）
	健康まもり隊会議等	0回（8期生）（※1）	3回 81人（8期生）	1回 26人（8期生）
主な仕事	町内健康教室等の実施	14回	12回	10回
	市事業への協力	0回（※3）	0回（※3）	7回
	健康はちのへ21 計画推進隊登録者	36人（※3）	0人（※3）	66人

※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る対応業務優先のため中止

※3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため従事依頼せず

3. わが家の健康カレンダーによる事業の普及

保健・医療・福祉事業及び年間計画を市民に周知し、市民の健康づくり推進を図る。

- ・周知方法 3月中に全世帯に配布する。

4. 健康はちのへ21ポイントアプリ事業

市民が気軽に楽しく健康づくりに取り組むことができるスマートフォン向け健康アプリを通し、健康活動等に応じてポイントを付与するとともにインセンティブを提供することで、健康づくりに向けた行動を促し健康寿命の延伸を図る。

- ・運用開始日 令和5年3月1日
- ・アプリの愛称 「健はちプラス+」
- ・本アプリの特徴 八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」の普及啓発を図り、市民の健康づくりを推進するため、本アプリの健康活動（デイリーチェック）を当該計画の9つの「健康づくり戦略」のチャレンジ目標に絡め設定した。

<実績> (アプリダウンロード件数) (単位: 件)

年度	iPhone	Android	合計
R4	723	812	1,535

※R4: 1箇月間 (3/1~3/31)

【8】組織活動の育成及び支援

1. 八戸市食生活改善推進員協議会（八栄会）（昭和54年設立）

地域住民が自らの発意により、健康づくりのための自主的な食生活改善の普及啓発を行う食生活改善推進員の活動を支援する。

- ・対 象 食生活改善推進員協議会員
- ・内 容
 - 1) 市の委託事業の実施
 - 2) 会員研修会
 - 3) 会の運営支援
- ・従 事 者 栄養士、保健師

<実績> (単位:回、人)

年度	実施回数	人数	会員数
R2	7	74	171
R3	10	76	162
R4	15	237	153

2. 健康づくり推進協議会（昭和52年から平成16年度まで7地区で設置）

住民の自主的な参加による健康づくり事業をすすめるために設置された健康づくり推進協議会の活動を支援する。

- ・対 象 健康づくり推進協議会設置の7地区（館・豊崎・是川・湊・小中野・上長・南浜）
- ・内 容
 - 1) 健康づくり事業の共催及び支援
 - 2) 健康づくり推進協議会の組織育成
 - 3) 総会、会議等の運営支援

八戸市では、ふれあいのある健康で明るいまちづくりをめざして、昭和53年度から地区を指定し、健康づくり推進事業を実施してきた。指定終了後も、それぞれの地区で住民による健康づくり推進協議会を設置し、活動を継続している。

3. 八戸婦人ボランティア「いちいの会」(昭和60年9月発足)

介護の知識や技術を高め、地域ボランティア活動を積極的に進めると共に、会員の相互の交流が深められるように支援する。

- ・対 象 八戸婦人ボランティア「いちいの会」会員
- ・内 容 1) 市の事業への協力
2) 会員研修会
3) 会の運営支援
- ・従 事 者 保健師

<実績>

(単位:回、人)

年度	従事回数	参加人数	内 容	場 所
R2※	—	—		
R3※	—	—		
R4	1	37	総会への出席 保健師による講話 「生活習慣を見直し生き生き健康に」	八戸市福祉公民館

※令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

【9】母子保健事業

1. 子育て世代包括支援センター事業

(1) 八戸市子育て世代包括支援センター (平成30年10月設置)

- ・目的 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築する。
- ・場所 八戸市保健所 すぐすく親子健康課 八戸市田向三丁目6-1
- ・対象 妊産婦、乳幼児その保護者等
- ・内容
 - 1) 妊産婦及び乳幼児の実情の把握
 - 2) 妊娠・出産・育児に関する相談、情報の提供、助言及び保健指導
 - 3) 支援プランの策定
 - 4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ・回数 毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ等
- ・従事者 保健師、助産師、看護師、栄養士

① 支援プランの策定

○利用計画（セルフプラン）：妊産婦自身が作成するもの

母子健康手帳交付時の妊婦自身が妊娠・出産・子育てに向けて、必要とする母子保健や子育て支援サービスを適正に利用できるように利用計画を作成する。また、出産後の新生児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業含む）において、産婦自身が利用計画を見直し作成する。

○養育支援プラン：保健師等の専門職が策定するもの

妊産婦や乳幼児及び乳幼児の保護者の実情を把握し、包括的に支援するため養育支援プランを策定する。

<実績>

(単位：件)

年度	利用計画策定数	養育支援プラン策定数	計
R2	2,422	3,555	5,977
R3	2,273	3,075	5,348
R4	2,201	2,262	4,463

② 母子健康相談（はちまむ相談）

妊産婦や乳幼児及びその保護者等の健康や子育てについて個別の相談に応じ、不安や悩みが解消できるように支援する。

（「はちまむ」とは、妊産婦や乳幼児の保護者たち（はちのへのママたち）が気軽に相談できる所、応援するスタッフがいる所としての愛称）

<実績>

(単位：回、件)

年度	実施回数	府内健康相談件数	電話健康相談件数	計
R2	243	344	371	715
R3	242	367	269	636
R4	243	411	295	706

(2) 産前・産後サポート事業 (平成30年10月から実施)

① 妊婦への電話支援

- ・目的 妊娠・出産や子育ての不安や悩み等について相談支援を行い、安心して妊娠期を過ごし子育て出来るようにサポートする。
- ・場所 八戸市保健所 すぐすく親子健康課
- ・対象 母子健康手帳交付後の妊娠8～9か月頃の妊婦
- ・回数 毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・内容 個々の妊婦に対し、電話による相談支援を行う。
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ
- ・従事者 助産師、保健師

<実績>

(単位：回、件)

年度	実施回数	電話支援件数
R2	243	1,077
R3	242	1,040
R4	243	1,105

② 妊産婦交流会（はちまむサロン）(令和元年10月から実施)

- ・目的 妊産婦の心身の安定や育児不安、孤立感の解消を図れるよう相談支援を行い、安心して子育て出来るようにサポートする。
- ・場所 八戸市総合保健センター 1階 和室
- ・対象 妊婦及び産後4か月頃までの産婦と乳児
- ・回数 月1回（指定日）
- ・内容 妊産婦の交流をとおし、仲間づくりの場とする。
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ
- ・従事者 助産師、保健師

<実績>

年度	開催回数（回）	参加者	
		延組数（組）	延人数（人）
R2 ※1	10	76	151
R3 ※2	7	41	81
R4 ※3	10	53	106

※1 令和2年4月、5月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和3年8月、9月、1月、2月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和4年7月、8月の開催は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(3) 産後ケア事業 (平成30年10月から実施)

- ・目的 母親の身体的回復及び心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育むことにより、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する。
- ・対象 産後1年未満（施設により産後4か月未満）の産婦と乳児で、産後に心身の不調または育児に不安があり、家族等から支援が得られにくい者
- ・委託事業者 市内助産院1か所、市内医療機関1か所
- ・方法 日中通所型（半日又は1日コース）、宿泊型（令和4年7月から実施）により実施
利用希望日の1週間前までに申請、審査決定後の利用
通所型5日以内、宿泊型と併せて7日以内
利用者負担額の徴収あり（多胎加算あり、課税状況により減免あり）
- ・内容 産婦及び乳児に対する保健指導、心理的ケア、育児指導等
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ

<実績>

(単位：組、回)

年度	利用実人数	延利用回数	通所型		宿泊型
			半日コース	1日コース	
R2	7	10	5	5	
R3	7	8	2	6	
R4	18	23	3	15	5

(4) はちまむ応援金（国の出産・子育て応援給付金）(令和5年1月から実施)

- ・目的 全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して出産・子育てをする環境を整えるため出産・子育て応援給付金による支援を一体的に実施する。
- ・対象 A：妊娠届出及び母子健康手帳を交付した妊婦
B：出産し赤ちゃん訪問を受けた産婦
※令和4年4月1日以降の妊娠、出産について遡及適用
- ・内容 ①伴走型相談支援
対象者Aに対し、手続き時の面談等及び妊娠8か月頃の面談等を実施する。さらに対象者Bに対し、赤ちゃん訪問を実施し、出産、育児の見通しを立て、子育て世帯の相談に応じ、必要な支援につなぐ。
②出産・子育て応援給付金
【出産応援ギフト】支給対象者の妊娠1回につき、5万円給付
【子育て応援ギフト】対象乳児1人につき、5万円給付
「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「母子手帳アプリ」、チラシ
- ・周知方法

<実績>

年度	件数	出産応援ギフト	子育て応援ギフト
R4	2,459	1,382	1,077

2. 健康教育

(1) 両親学級 (平成4年度から実施)

- ・目的 出産を控える心の準備や親の役割について夫婦で共に学び考え、協力して子育てができるよう支援する。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 妊娠16週～33週の妊婦（初産の方）と夫 募集組数：午前午後それぞれ24組
- ・回数 12回（年6日で各1日2回ずつ）
- ・内容 赤ちゃんの育て方、妊娠体験ジャケット試着、赤ちゃんのお風呂の入れ方
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」
- ・従事者 保健師・助産師

<実績>

年度	回数(回)	日数(日)	受講者	
			夫婦(組)	実人数(人)
R2 ※1	10	5	173	346
R3 ※2	8	4	154	308
R4 ※3	8	4	148	296

※1 令和2年5月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和3年9月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和4年7月、9月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(2) すぐすぐ離乳食教室 (平成18年度から実施)

- ・目的 乳幼児期からの健全な食習慣の確立のため、適切な情報を提供するとともに、家庭における食育を支援する。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 生後3～5か月の乳児の保護者 募集人員：10組
- ・回数 34回
- ・内容 講話、調理実演
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「赤ちゃんの保健ガイド」「新生児訪問」「妊娠出産子育てガイド」
- ・従事者 栄養士、保健師

<実績>

(単位：回、組)

年度	回数	集団指導	個別指導
R2 ※1	24	165	88
R3 ※2	21	136	74
R4 ※3	26	128	63

※1 令和2年4月～6月・11月9日の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

午前・午後の2回開催とした。

※2 令和3年8月、令和4年2月～3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和4年7月・8月の開催（6回）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

2回は申込み無く開催しなかった。

(3) 各地区健康教室

- ・目的 母子保健に関する知識の普及を図ることにより、健康の保持増進や社会全体で安心して子どもを生み育てられる環境づくりができるよう支援する。
- ・場所 各地区公民館、小中学校等
- ・対象 一般市民（小学生、中学生を含む）
- ・回数 隨時
- ・内容 母子保健に関する講話（小・中学校での健康講話、思春期教室、パパママ体験学習、赤ちゃんふれあい体験学習含む）
- ・従事者 保健師、栄養士、看護師

<実績>

(単位：回、人)

年度	子育てサロン他		小・中学校での 健康講話		思春期教室 パパママ体験学習		赤ちゃんふれあい 体験学習	
	回数	出席者	回数	出席者	回数	出席者	回数	出席者
R2	8	115	0	0	4	224	0	0
R3	9	171	3	578	2	73	0	0
R4	9	82	2	609	3	217	0	0

3. 健康相談

(1) 妊娠届出受理・母子健康手帳交付及びマタニティ健康相談

- ・目的 早期の妊娠届出の勧奨に努め、母子健康手帳を交付し、母体の健康管理を図る。
妊娠中の健康不安や出産などの相談に応じ、安心して出産ができるよう支援する。
- ・場所 八戸市保健所 すぐすく親子健康課
- ・対象 妊婦
- ・時期 毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- ・内容 妊娠届出受理・母子健康手帳交付及び保健指導
「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」
「妊娠出産子育てガイド」等
- ・従事者 保健師、助産師、看護師

① 妊娠届出数

<実績>

(単位：件)

年度	妊娠届出数	届出週数内訳				
		満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週～分娩まで	分娩後
R2	1,325	1,268	46	5	4	2
R3	1,232	1,163	56	7	3	3
R4	1,227	1,135	82	6	4	0

② 母子健康手帳交付数

<実績>

(単位：件)

年度	交付数	交付内訳					
		妊娠届出数	多胎	再交付	海外からの転入	市民以外届出者	(再掲)英語版
R2	1,377	1,325	9	42	1	0	4
R3	1,279	1,232	13	33	1	0	6
R4	1,254	1,227	9	17	1	0	8

③ マタニティ健康相談（平成7年度から実施）

<実績>

(単位：件)

年度	相談件数	妊娠届出者	産後届出者(再掲)	転入者	市民以外届出者	その他
R2	1,416	1,325	2	91	0	0
R3	1,320	1,232	3	88	0	0
R4	1,284	1,227	0	57	0	0

(2) 赤ちゃん健康相談・よちよち健康相談 (昭和43年度から実施)

- ・目的 乳幼児を心身共に健やかに育てられるよう親の育児相談に応じる。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 赤ちゃん健康相談（4か月以上の乳児）、よちよち健康相談（1～2歳ころまでの幼児）
- ・回数 毎月1回（12回）
- ・内容 身長・体重測定、保育・栄養の個別相談
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」
「赤ちゃんの保健ガイド」「妊娠出産子育てガイド」
- ・従事者 保健師、栄養士

<実績>

(単位：回、人)

年度	回 数	来場者内訳		
		乳児	幼児	計
R2 ※2	7	80	37	117
R3 ※3	8	85	27	112
R4 ※4	11	84	29	113

※2 令和2年4月～7月、11月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和3年9月、10月、令和4年2月、3月の開催は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

※4 令和4年4月の開催は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

(3) 2～3歳児発達相談（のびのびクラス）(昭和62年度から実施、平成24年度から名称変更)

- ・目的 心身の発達に遅れや問題のある幼児とその親に対し、育児不安の解消と発達に応じた適切な対応ができるように支援する。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 1歳6か月児健康診査等において、運動・精神・言語の発達等問題が疑われる幼児とその保護者
- ・回数 12回（毎月第3木曜日）
- ・内容 集団遊び、発達相談、個別相談、講話
- ・周知方法 1歳6か月児健康診査、電話相談、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」市内幼稚園・保育園等
- ・従事者 発達相談員、保健師、臨床心理士、ことばの相談員
- ・協力団体 たいなか保育園

<実績>

(単位：人、件)

年度	回数	実人数			延人 数	年度内 新規相 談者 数	相談動機		相談結果						
		男	女	計			1.6 歳児 健診 事後 指導 から	保護者 から の相 談	次 年度 へ 継 続 支 援	終了	終了理由内訳				
											保護者 の主 訴 解 消	他 機 関 繼 続	3 歳 児 健 診 受 診	その 他	
R2 ※1	10	50	14	64	103	34	10	24	26	38	10	4	14	10	
R3 ※2	9	57	15	72	142	47	28	19	35	37	9	11	15	2	
R4	12	74	25	99	136	64	43	21	33	66	24	31	11	1	

※1 令和2年4月、5月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和3年9月、令和4年2月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(4) 3～5歳児発達相談（あいあいクラス）（平成11年度から実施、平成24年度から名称変更）

- ・目的 心身の発達に遅れや問題のある幼児とその親に対し、発達相談や助言を行うことにより、育児不安の解消と発達に応じた適切な対応ができるように支援する。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 3歳児健康診査等において、精神、言語、社会性の発達や行動上に遅れや問題があり、継続した支援が必要な幼児とその保護者
- ・回数 12回（毎月第2木曜日）
- ・内容 ふれあい遊び、個別相談、子育てワンポイントアドバイス
- ・周知方法 3歳児健康診査、電話相談、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」、「妊娠出産子育てガイド」、市内幼稚園・保育園等
- ・従事者 発達相談員、保健師、臨床心理士、こども支援センター幼児相談員
- ・協力団体 たいなか保育園

<実績>

(単位：人、件)

年度	回数	実人數			延人 数	相談動機				相談内容（延）				相談結果					
						年度内新規相談者数	3歳児健診	4歳時確認 (電話・アンケート)	保護者からの相談 (再掲) 園の勧め	遠城寺式発達検査	ことばのテスト	療育	保健指導	次年度へ継続支援	終了	終了理由内訳			
		男	女	計												保護者の主訴解消	他機関継続	その他	
R2 ※1	10	30	8	38	64	32	5	7	20	17	10	10	0	64	16	22	7	6	9
R3 ※2	9	43	11	54	103	38	7	19	12	9	0	3	0	103	19	35	5	12	18
R4 ※3	11	43	9	52	96	33	5	14	14	5	0	2	0	96	18	34	10	8	16

※1 令和2年4月、5月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和3年9月、令和4年2月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和4年4月の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(5) 療育相談（中核市移譲事業 平成29年1月から実施）

- ・目的 身体に障害のある児童または機能障害を招来するおそれのある児童を早期に発見し、保護者の育児不安の軽減や安心して療育を行うことが出来るように支援する。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 身体発育・運動発達等に心配のある乳幼児等
- ・回数 6回(奇数月第3木曜日)
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」
- ・従事者 専門医師・保健師・栄養士等

<実績>

(単位：回、人)

年度	回数	相談者延人数
R2	2	2
R3 ※2	2	2
R4	3	7

※2 令和3年9月、令和4年1月、3月の開催は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

(6) 各地区健康相談

- ・目 的 地区で開催される子育てサロン等において、健康や子育て等に関する個別の相談に応じ、健康の保持増進ができるように支援する。
- ・場 所 地区公民館等
- ・対 象 一般市民（妊娠婦及び乳幼児を保育している者等）
- ・回 数 隨時
- ・内 容 個別相談
- ・周知方法 町内回覧等
- ・従 事 者 保健師、栄養士等

<実績> (単位：回、人)

年度	回数	相談者延人数
R2	2	5
R3	6	31
R4	7	21

4. 健康診査

(1) 妊婦委託健康診査 (平成9年度から実施)

- ・目 的 妊娠中におこりやすい疾病の予防と早期発見に努め、安全な出産ができるように母子保健に資する。
- ・場 所 受託医療機関及び助産所
※ただし、県外の里帰り出産の場合、受託以外の医療機関及び助産所でも可能
- ・対 象 妊婦
- ・回 数 全妊婦…14回分を交付
多胎妊婦…7回分を追加交付
転入者…転入日の妊娠週数に応じて交付
- ・内 容
 - ①基本的な妊婦健康診査 14回 (多胎21回)
 - ②子宮頸がん検診 1回
 - ③超音波検査 4回
 - ④HTLV-1抗体検査 1回
 - ⑤性器クラミジア検査 1回
 - ⑥B群溶血性レンサ球菌検査 1回
 - ⑦ラクトバチルス 1回

※追加して行う検査（基本的な妊婦健康診査にあわせて実施）
血液検査（血算3回・血糖2回・その他血液型等1回）／B型肝炎抗原検査／C型肝炎抗体検査／梅毒血清反応検査／HIV抗体検査／風疹ウィルス抗体価検査
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」

<実績>

(単位：人、%、件)

年度	交付者 ()は多胎妊婦の再掲	1回目 受診者	受診率	延受診者 ()は償還払いの再掲	異常なし (延)	所見あり (延)
R2	1,414(9)	1,309	98.7	16,796(297)	14,174	2,622
R3	1,317(13)	1,214	98.5	15,900(349)	13,604	2,255
R4	1,284(9)	1,221	99.3	14,797(346)	12,627	2,170

(2) 妊婦歯科健康診査 (平成27年10月から実施)

- ・目 的 う歯や歯周病等に罹患しやすいとされる妊婦に対し、歯科健康診査の機会を提供することにより、妊婦の歯科口腔保健と胎児の健全な発育に寄与する。
- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 妊婦
- ・回 数 妊娠期間中に1回
- ・内 容 口腔内診査、歯科保健指導
※診査の結果、治療が必要となった場合は、後日各自保険診療
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、産科医療機関等にポスター掲示及びチラシ配布

<実績>

(単位：人、%)

年度	交付者	受診者	受診率	異常なし	所見あり (要指導及び要治療)
R2	1,396	606	43.3	142	464
R3	1,300	644	49.5	185	459
R4	1,279	625	48.9	191	434

(3) 産婦健康診査（令和2年10月から実施）

- ・目的 産後のうつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成し、産後の母子に対する支援をする。
- ・場所 受託医療機関
- ・対象 出産後56日までの産婦
- ・回数 2回
- ・内容 産後2週間健診及び産後1か月健診で実施する問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、メンタルヘルスチェックの項目。
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」

<実績>

(単位：人、%)

年度	対象者	産後1か月健診受診者	受診率	延受診者 () は償還払いの再掲
R2	642	611	95.2	1,156 (19)
R3	1,304	1,239	95.0	2,293 (88)
R4	1,198	1,170	97.7	2,154 (95)

(4) 乳児一般委託健康診査及び精密検診（昭和49年度から実施）

- ・目的 発育・発達の遅れや病気の早期発見・早期治療に努め、乳児の順調な発育に資する。
- ・場所 受託医療機関
- ・対象 乳児
- ・内容 乳児一般委託健康診査 公費精密検診
- ・回数 3回（H30年度から実施）
- ・周知方法 個別送付、「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」

<実績>

(単位：人、%)

年度	対象者	受診者 (転入者含む)	受診率	異常なし (延)	所見あり (延)	所見あり内訳					
						既医療	要経観	要精検	要治療	その他	要指導
R2	1,392	1,341	98.6	3,113	176		88	23	44	5	16
R3	1,271	1,225	96.4	2,812	188	33	89	21	41	4	
R4	1,235	1,200	97.2	2,769	127	29	57	19	19	3	

※令和2年度より、所見項目に変更あり。要指導を削除し、既医療を追加した。

(5) 先天性股関節脱臼検診 (昭和54年度から実施)

- ・目的 股関節異常の早期発見・早期治療に努める。
- ・場所 八戸市総合健診センター
- ・対象 生後90日～120日までの乳児
- ・回数 46回 毎週水曜日（祝日、お盆、年末年始を除く）
- ・内容 問診、触診、X線撮影
- ・周知方法 個別送付、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」

※平成26年度からブックスタート事業（主管課：図書館）を開始し、検診受診者に対し会場で絵本の読み聞かせ、ブックスタートパックの配布を実施している。

<実績>

（単位：人、%）

年度	対象者	受診者	受診率	要再検者	再検受診者	再検受診率
R2	1,383	1,329	96.1	87	83	95.4
R3	1,270	1,228	96.7	108	105	97.2
R4	1,235	1,184	95.9	166	160	96.4

※その他整形外科で受診した数も含む。

(6) 1歳6か月児健康診査及び精密検診 (昭和54年8月から実施)

- ・目的 心身の発育・発達の遅れや問題及び疾病の早期発見・早期治療に努め、幼児の順調な発育に資する。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 1歳7か月児
- ・回数 23回（概ね毎月第1・3火曜日）
- ・内容 問診、身体計測、診察（小児科・歯科）、個別保健指導、栄養相談
ことばやきこえの相談、公費精密検診
- ・周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」
- ・従事者 医師（小児科・歯科）、歯科衛生士、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士、事務
- ・協力団体 県立八戸聾学校

<実績>

（単位：人、%）

年度	回数	対象者	受診者	受診率	異常なし	所見あり
R2 ※1	39	1,599	1,575	98.5	1,317	258
R3 ※2	18	1,097	1,092	99.5	906	186
R4 ※3	23	1,574	1,565	99.4	1,305	260

※1 令和2年4、5月の開催（4回）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

令和2年6月から新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、第2・4水曜日に18回増やし、受診人数を調整して実施

※2 令和3年8月、9月、令和4年2月、3月の開催（7回）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和4年8月の開催（2回）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
11月～12月は2回追加し、実施した。

(7) 3歳児健康診査及び精密検診

(平成9年度から実施、昭和36年度から平成8年度までは八戸保健所が実施主体)

- ・目的 心身の発育・発達の遅れや問題及び疾病の早期発見・早期治療に努め、幼児の順調な発育に資する。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 3歳6か月児
- ・回数 25回（概ね毎月第2・4火曜日）
- ・内容 問診、身体計測、尿検査、視力検査（令和元年6月から視機能検査開始）、聴覚検査、診察（小児科・耳鼻科・歯科）、個別保健指導、栄養相談、ことばのテスト、公費精密検診
- ・周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」
- ・従事者 医師（小児科・耳鼻科・歯科）、歯科衛生士、保健師、看護師、栄養士、臨床心理士、事務、こども支援センター幼児相談員

<実績>

(単位：人、%)

年度	回数	対象者	受診者	受診率	異常なし	所見あり
R2※1	41	1,880	1,848	98.3	1,246	602
R3※2	18	1,178	1,154	97.9	738	416
R4※3	28	1,776	1,791	100.8	1,162	629

※1 令和2年4、5月の開催（4回）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

令和2年6月から新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、受診人数を調整して実施

※2 令和3年9月、令和4年1月～3月の開催（6回）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※3 令和4年7月～8月の4回は感染拡大防止のため中止、7回追加。

(8) 1歳6か月児及び3歳児精神発達精密健康診査

(平成24年度から実施、平成23年度までは八戸児童相談所が実施主体)

- ・目的 心身の健全な発育に障害をもたらすおそれのある疾病、異常の早期発見に努め、適切な指導を行い、幼児の順調な発育に資する。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 1歳6か月児及び3歳児健康診査において精神発達精密健康診査が必要と認められた児
- ・回数 24回（毎月第4木・金曜日）
- ・内容 問診、心理検査、保護者への説明と助言
- ・周知方法 個別通知
- ・従事者 臨床心理士、保健師

<実績>

(単位：人、件)

年度	受診者数	結果（延件数）				
		知的水準 正常・正常 範囲内	精神発達 の問題	言語発達 の問題	情緒発達 の問題	環境の問題
R2	43	5	18	22	23	6
R3	41	2	12	25	32	1
R4	47	1	13	26	40	0

5. 家庭訪問

- ・目的 妊娠・分娩・産後の健康管理と子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳幼児の健やかな発育・発達を支援する。
- ・場所 市内全域
- ・対象
 - ①全乳児及び産婦
 - ②低体重児・未熟児
 - ③特定妊娠・ハイリスク妊娠
 - ④発育や発達のフォローが必要な幼児
 - ⑤育児支援の必要な親
 - ⑥継続看護として医療機関や他市町村等から連絡のあったもの
- ・回数 毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ・内容 保健指導、身体計測
- ・周知方法 「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」
- ・従事者 保健師、保健指導員（保健師・看護師・助産師）、栄養士

(1) 妊産婦・新生児(乳幼児)訪問指導

<実績>

(単位：件、人)

年度		訪問総数	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他
R2	実数	4,528	35	1,428	1,452	803	810
	延数	6,123	62	1,972	2,015	1,001	1,073
R3	実数	4,290	44	1,368	1,385	693	800
	延数	5,573	74	1,808	1,818	806	1,067
R4	実数	4,159	45	1,303	1,327	720	764
	延数	5,167	60	1,624	1,657	879	947

(2) 乳児家庭全戸訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業）

<実績>

(単位：人、件、%)

生まれ年	出生数	家庭訪問（実）	訪問実施率
R2	1,383	1,340	96.8
R3	1,287	1,267	98.4
R4	1,234	1,223	99.1

(3) 養育支援訪問事業

<実績>

(単位：件)

年度	実施件数（延）			
	妊婦	産婦	保護者等	計
R2	45	390	110	545
R3	53	339	71	463
R4	52	261	90	403

6. その他

(1) 乳児健診受診票（一式）の交付

- ・目 的 乳幼児への保健事業を周知し積極的な参加を勧めることにより、乳幼児保健に資する。
- ・場 所 八戸市保健所 すぐすく親子健康課
- ・対 象 乳児
- ・内 容 出生及び転入の乳児に乳児健診受診票（一式）を交付
 - ・乳児一般委託健康診査受診票
 - ・先天性股関節脱臼検診受診券
 - ・赤ちゃんの保健ガイド
- ・従 事 者 保健師、看護師、事務

<実績>

(単位：件)

年度	R2	R3	R4
交付件数	1,463	1,386	1,200

(2) 八戸市ハイリスク妊産婦アクセス支援事業（平成29年度から実施）

- ・目 的 ハイリスク妊産婦が周産期母子医療センター（青森県立中央病院・弘前大学医学部附属病院・岩手医科大学附属病院）へ通院・分娩・NICU等入院の面会等をするために要する交通費及び宿泊費の助成を行い、妊産婦の経済的負担軽減を図る。
- ・対 象 妊産婦
- ・内 容 ①助成上限額…1回の妊娠・分娩につき100,000円まで
②助成対象経費

【交通費】公共交通機関、タクシー、自家用車、有料道路、有料駐車場
青森県立中央病院まで片道あたり2,000円（定額）

弘前大学医学部附属病院・岩手医科大学附属病院まで片道あたり3,000円（定額）

【宿泊費】妊産婦1人1泊あたり2,500円（定額）

<実績>

(単位：件)

年度	助成件数	医療機関		
		青森県立中央病院	弘前大学医学部附属病院	岩手医科大学附属病院※
R2	14	5	3	6
R3	10	7	1	2
R4	11	8	0	3

※岩手医科大学附属病院は平成30年度から対象施設に追加

(3) 八戸市特定不妊治療費助成事業 (中核市移譲事業 平成29年1月から実施)

- ・目的 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
- ・対象 指定医療機関において特定不妊治療を受けている夫婦で、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ・内容 保険外診療の特定不妊治療及び男性不妊治療に要した費用の一部助成
※令和4年4月より、不妊治療が保険適用されたが、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ1回の治療について、経過措置として助成の対象とした。
- ・助成回数 初回申請（治療開始）時点の妻の年齢による助成回数は以下のとおり

妻の年齢	治療終了日	
	令和2年12月31日以前	令和3年1月1日以降
39歳まで	生涯で通算6回	1子ごとに通算6回
40～42歳	生涯で通算3回	1子ごとに通算3回

- ・助成金額 助成1回の助成上限額は以下のとおり

治療内容	治療終了日	
	令和2年12月31日以前	令和3年1月1日以降
採卵を伴う治療	15万円（初回30万円）	30万円
採卵を伴わない治療	7万5千円	10万円
男性不妊治療	15万円（初回30万円）	30万円

<実績>

(単位：件)

年度	助成件数	助成実組数 (うち初回)	治療方法		
			採卵を伴う治療 (うち男性不妊治療を伴うもの)	採卵を伴わない治療	男性不妊治療のみ
R2	160	104(47)	86(1)	73	1
R3	219	134(82)	129(2)	90	0
R4	65	62(16)	36(0)	29	0

(4) 八戸市不育症検査費用助成事業 (令和3年10月から実施)

- ・目的 研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。
- ・対象 流産（生化学的流産を除く）又は死産の既往が合わせて2回以上ある者
- ・内容 先進医療として告示されている不育症検査に要した費用の一部助成
- ・助成回数 上限なし
- ・助成金額 1回の検査につき上限5万円まで

<実績>

(単位：件)

年度	助成件数
R3	0
R4	0

(5) 不妊専門相談センター事業 (中核市移譲事業 平成29年1月から実施)

① 八戸市不妊専門相談センター

・場 所 八戸市保健所 すぐすく親子健康課 八戸市田向三丁目6-1

② 不妊専門相談

- ・目 的 不妊・不育症に悩む方々の相談に応じ、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談や治療や検査の内容、医療機関等の情報提供を行う。
- ・場 所 八戸市総合保健センター3階 課内相談室
- ・対 象 不妊・不育に悩む夫婦等（八戸市民及び八戸圏域7市町村）
- ・回 数 12回（指定日）
- ・内 容 面談相談、事前予約制（1回2組まで、1組30分程度）
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、デジタルサイネージ、チラシ設置（府内、市内産婦人科医療機関等）
- ・従 事 者 産婦人科医師・保健師・助産師

<実績>

(単位：回、組、人)

年度	回数	相談組数	相談者数
R2	5	7	10
R3	1	1	2
R4	1	1	1

(6) 女性健康支援センター事業 (中核市移譲事業 平成29年1月から実施)

① 八戸市女性健康支援センター

・場 所 八戸市保健所 すぐすく親子健康課 八戸市田向三丁目6-1

② 女性の健康相談

- ・目 的 身体的、精神的な悩みがある女性の相談に応じることにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることができる。
- ・場 所 八戸市総合保健センター3階 課内相談室
- ・対 象 思春期から更年期にいたる女性
- ・方 法 隨時相談：毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）、面談・電話相談
※令和4年度より相談者が利用しやすいように定期相談から隨時相談とした。
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」「妊娠出産子育てガイド」、チラシ設置（府内、市内産婦人科医療機関等）
- ・従 事 者 保健師・助産師

<実績>

ア. 方法別相談件数

(単位：件)

年度	面談相談	電話相談	計	(再掲)定期相談 相談者数
R2	31	45	76	3
R3	32	29	61	3
R4	6	29	35	

イ. 目的別相談件数

(単位：件)

年度	相談件数（延）						
	思春期女子	妊娠・避妊	不妊	メンタルヘルス	婦人科・更年期	その他	計
R2	3	3	32	24	11	12	85
R3	0	0	45	8	6	3	63
R4	4	6	6	6	12	2	36

(3) 女性のための健康講座

- ・目的 女性は妊娠・出産等固有の機能を有し、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えているため、正しい知識の普及啓発を行う事で女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことが出来、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。
- ・場所 八戸市総合保健センター 大ホール
- ・対象 一般市民（八戸市民及び八戸圏域7町村）（R4年度は圏域に拡充した）

<実績>

年度	回数(回)	参加者数(人)	動画配信 視聴者数 (再掲)	演題
R2	1	49		大人の女性の栄養～未来を変えるのは食事から～
R3※2	1	40	40	生涯を通じた女性の健康に必要な婦人科疾患の知識～知っていますか？自分の中だと女性ホルモンのこと～
R4	1	37	15	生涯にわたる女性の健康づくり

※2 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため会場開催を中止し、令和4年3月4日～3月11日の期間、オンライン開催とし、動画配信を実施した。

【10】栄養改善事業(母子)

1. 母子関係 (昭和55年度から実施)

- ・目的 妊産婦、乳幼児の健康増進及び生活習慣病予防のため、栄養・食生活の改善を図る。
- ・場所 八戸市総合健診センター、各地区公民館等
- ・対象 妊産婦、乳幼児及びその保護者
- ・回数 隨時
- ・内容 栄養教育（すくすく離乳食教室、地区栄養教育等）
栄養集団指導（1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）
栄養相談（赤ちゃん健康相談・よちよち健康相談、庁内栄養相談、電話相談等）
家庭訪問
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」
「赤ちゃんの保健ガイド」
- ・従事者 栄養士

<実績> (栄養指導回数及び人数)

(単位：回、人)

年度	回数	集団指導	個別指導
R2	217	3,740	457
R3	166	2,486	326
R4	177	3,569	317

【11】小児慢性特定疾病事業・未熟児養育医療給付事業

(令和4年4月1日 保健予防課から移管)

1. 小児慢性特定疾病医療費支給事業及び小児慢性特定疾病児童手帳交付

小児慢性特定疾病児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成している。

令和3年11月1日からは、医療費助成の対象は16疾患群788疾病で、市内の小児慢性特定疾病医療受給者数は207人（令和5年3月31日現在）であった。

また、新規に小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けた児童に対し、小児慢性特定疾病児童手帳（ひまわり手帳）を交付した。

<実績>（小児慢性特定疾病医療受給者数（※）・R4年度小児慢性特定疾病児童手帳（ひまわり手帳）交付状況）

(令和5年3月31日現在) (単位：人)

項目	疾患種類																計
	01 悪性 新生物	02 慢性腎 疾患	03 慢性呼吸器 疾患	04 慢性心 疾患	05 内 分泌 疾患	06 膠原病	07 糖尿病	08 先天性代 謝異常	09 血液疾 患	10 免疫疾 患	11 神経・ 筋疾患	12 慢性消化 器疾患	13 染色体又は遺 伝子に 変化を伴う症 候群	14 皮膚疾 患	15 骨系 統疾 患	16 脈管 系疾 患	
受給者数	27	16	7	50	29	4	14	4	3	0	23	21	5	1	2	1	207
手帳交付	2	1	1	1	5	0	2	0	0	0	2	2	0	1	0	0	17

※同一人で2以上の疾患有を認定されている場合は、主要疾患で計上

2. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的に実施した。

1) 所内相談

<実績> (単位：件)

相談 実人員	相談内容（延件数）								計
	申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就学・就労	食事・栄養	歯科	その他	
39	23	57	51	20	13	13	2	29	208

※小児慢性特定疾病医療受給者証申請時及び交付時等の面接含む

- 2) 電話相談 29件 (実17件)
- 3) 訪問指導 14件 (実10件)
- 4) 「小児慢性特定疾病児童等療育指導連絡票」に基づく保健指導 2件
- 5) ケア会議（医療機関や訪問看護ステーション等とケア会議を実施） 4件
- 6) 関係機関連絡 0件

3. 小児慢性特定疾病審査会の実施

小児慢性特定疾病児童等の保護者から医療費支給認定の申請があった際、医療費支給認定をしないことをとするときは、小児慢性特定疾病審査会に審査を求めなければならないため、小児慢性特定疾病審査会を実施した。

小児慢性特定疾病審査会委員 3 名による認定審査を 8 回開催し、審査件数は 21 件（実人員 21 名）、うち承認 20 件、却下 1 件であった。

4. 小児慢性特定疾病指定医及び指定医療機関の指定

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請には、都道府県知事等（中核市市長含む）が指定した指定医が作成した医療意見書が必要であり、また、指定小児慢性特定疾病医療機関が行う医療に限り医療費助成の対象になる。中核市として指定医及び指定医療機関の申請、変更届等の受理・指定を行っている。

指定医 62 名、指定医療機関（病院・診療所 34 施設、薬局 119 施設、訪問看護ステーション 11 施設）

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

5. 未熟児養育医療給付事業

母子保健法第 20 条に規定される制度で、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院が必要と診断された乳児に対して、退院まで（最長 1 歳の誕生日の前々日まで）の医療を給付する。世帯の所得に応じて自己負担が生じる場合は、後日、費用徴収金を徴収している。

<実績>

（単位：人、件、日）

年度	給付決定人数	給付件数	延日数
R2	91	183	2,482
R3	98	160	2,122
R4	98	197	3,138

【12】健康危機管理関係

1. 平常時の健康危機管理体制

医療機関、学校及び社会福祉施設等から食中毒及び感染症の有症症状を呈する者に係る通報等があった場合は、保健予防課、衛生課で協力し同時に調査・原因究明にあたるとともに、感染症予防、食中毒予防並びに二次感染の防止の立場から施設や関係者の衛生指導を行った。

また、関係各課における医療監視、食品監視等により、関係施設及び関係業者に対し法令の遵守、衛生管理徹底等の指導に努めるとともに、各種機会をとらえて市民及び関係機関等に感染症・食中毒等の予防・拡大防止の普及啓発・周知を行った。

2. 新型インフルエンザ等対策

市では新型インフルエンザ等対策を整備するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の規定に基づき、平成27年2月に「新型インフルエンザ等対策八戸市行動計画」を作成したところであるが、中核市移行・保健所設置を踏まえて、平成28年12月に保健所が実施する役割等を新たに追加し、同計画を改定した。

3. 高病原性鳥インフルエンザ等対策

平成28年度に県内で発生した事例を踏まえ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合における農場関係者等の健康調査を円滑に実施するため、県と中核市（青森市・八戸市）が、全県的に共同体制をとることに合意し、平成29年10月に新たなマニュアルを策定した。

新マニュアル策定後は、県と連携し実動訓練を実施するなど、発生時に備えたまん延対策の実施体制の構築に努めている。

令和3年12月に三戸町で高病原性鳥インフルエンザ疑似家畜が確認されて以降、発生時は県の要請を受けて健康調査に従事している。（発生地管轄保健所は、農場関係者に対する積極的疫学調査を担当し、他7保健所は健康調査を担当する）

＜高病原性鳥インフルエンザ防疫作業従事者の健康調査の実施状況＞

健康調査期間・従事回数	発生場所	従事者	総数	役割
R3年12月12日～14日 計2回	三戸町養鶏場	保健所長、薬剤師 保健師、事務	9人	防疫作業従事者の作業前後の健康調査、タミフル予防投与の実施
R4年4月8日～13日 計4回	横浜町養鶏場	保健所長 (オンライン診療含) 薬剤師 保健師 事務	16人	
R4年4月15日～19日 計5回	横浜町養鶏場		12人	
R4年11月20日～24日 計3回	横浜町養鶏場		10人	
R4年12月15日～29日 計6回	三沢市養鶏場		24人	
R5年3月25日～29日 計2回	蓬田村養鶏場		8人	

【13】予防接種事業

1. 定期の予防接種

- ・目的 予防接種法に基づき、予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生及び蔓延の予防及び個人の発病・重症化を防止し、併せて公衆衛生の向上及び増進を図る。

(1) BCG接種（結核）

- ・場所 受託医療機関
- ・対象 生後3月から1歳に至るまでの間にある者
- ・時期 通年
- ・接種方法 個別接種、経皮接種1回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 昭和23年より実施
平成17年度より、集団接種から個別接種に移行して実施

(2) 麻しん・風しん予防接種

- ・場所 受託医療機関
- ・対象 第1期 生後12月から24月に至るまでの間にある者
第2期 小学校へ入学する前年の4月1日から入学する前月の3月31日まで
(5歳以上7歳未満)
- ・時期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射（1期1回、2期1回）
- ・周知方法 個別通知（第2期）、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」、ポスター等
- ・実施経過 昭和52年から風しん予防接種、昭和53年から麻しん予防接種を実施
平成18年度から麻しん風しん混合ワクチンを導入し2回接種を開始
平成20年度から24年度まで第3期（中学校1年生）・第4期（高校3年生）を実施

(3) 水痘予防接種

- ・場所 受託医療機関
- ・対象 生後12月から36月に至るまでの間にある者 3か月以上の間隔で2回
- ・時期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射2回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 平成26年10月1日から実施

(4) B型肝炎予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 1歳に至るまでの間にある者
27日以上の間隔で2回、さらに1回目から139日以上の間隔で1回
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射3回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 平成28年10月1日から実施

(5) 四種混合（ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風）予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 1期初回 生後3月から90月に至るまでの間にある者
20日以上の間隔で皮下注射3回
1期追加 生後3月から90月に至るまでの間にある者
1期初回（3回）終了後、6か月以上の間隔で皮下注射1回
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射（1期初回3回、1期追加1回）
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 昭和43年より実施してきた三種混合（ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎）予防接種に不活化ポリオを加え、平成24年11月1日から四種混合として実施

(6) 二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種（四種混合・三種混合2期）

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 小学校6年生で、四種混合又は三種混合予防接種を3～4回終了している児童
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射1回
- ・周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 令和元年度から接種期間を、「8月～10月」から「通年」に変更

(7) 日本脳炎予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 1期 生後6月から90月に至るまでの間にある者
2期 9歳以上13歳未満で1期追加を終了している者 皮下注射1回
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種、皮下注射
 - 1期初回 6日以上の間隔で皮下注射2回
 - 1期追加 1期初回終了後、6か月以上（概ね1年）を経過した時期に皮下注射1回

※ 平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者への措置として

 - ・平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（特例対象者）は、20歳未満の時期に1～2期全4回のうち不足分を接種することができる。
 - ・平成19年4月2日から平成21年4月2日までに生まれた者（特例対象者）は、13歳未満の時期に1期の不足分を接種することができる。
- ・周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ※ 平成17年5月30日より積極的な勧奨を差し控えていたが、平成22年4月1日から勧奨が再開された。
- ※ 平成28年度から第1期の標準的な接種期間に該当する者（3歳）、第2期の標準的な接種期間に該当する者（9歳）及び特例対象者である18歳になる者に積極的な勧奨を実施

(8) H i b 感染症の予防接種（ヒブ）

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 生後2月から60月に至るまでの間にある者
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種 皮下注射 最高4回（接種開始年齢により接種回数・間隔が異なる）
 - 1) 初回接種開始時に、生後2月から7月に至るまでの間にある者
 - 初回 27日以上の間隔で皮下注射3回
 - 追加 初回終了後7か月以上の間隔で皮下注射1回
 - 2) 初回接種開始時に、生後7月に至った日の翌日から12月に至るまでの間にある者
 - 初回 27日以上の間隔で皮下注射2回
 - 追加 初回終了後7か月以上の間隔で皮下注射1回
 - 3) 初回接種開始時に、生後12月に至った日の翌日から60月に至るまでの間にある者
 - 皮下注射1回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 平成22年7月から任意接種として接種費用の一部助成を開始
平成23年2月23日から任意接種として接種費用の全額助成を開始
平成25年4月1日から定期接種を実施

(9)小児の肺炎球菌感染症の予防接種（小児用肺炎球菌）

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 生後2月から60月に至るまでの間にある者
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種 皮下注射 最高4回（接種開始年齢により接種回数・間隔が異なる）
 - 1) 初回接種開始時に、生後2月から7月に至るまでの間にある者
初回 27日以上の間隔で皮下注射3回
追加 生後12月以降、初回終了後60日以上の間隔で皮下注射1回
 - 2) 初回接種開始時に、生後7月に至った日の翌日から12月に至るまでの間にある者
初回 27日以上の間隔で皮下注射2回
追加 生後12月以降、初回終了後60日以上の間隔で皮下注射1回
 - 3) 初回接種開始時に、生後12月に至った日の翌日から24月に至るまでの間にある者
60日以上の間隔で皮下注射2回
 - 4) 初回接種開始時に、生後24月に至った日の翌日から60月に至るまでの間にある者
皮下注射1回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 平成23年2月23日から任意接種として接種費用の全額助成を開始
平成25年4月1日から定期接種を実施

(10)口タウイルス感染症の予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 【1価ワクチン】生後6週に至った日の翌日から24週に至った日の翌日までにある者
27日以上の間隔で2回
【5価ワクチン】生後6週に至った日の翌日から32週に至った日の翌日までにある者
27日以上の間隔で3回
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種 経口接種
1価または5価のどちらかを接種し、同じワクチンで接種を完了する
初回接種を出生14週6日までに行う
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 令和2年10月1日から定期接種を実施（令和2年8月1日以降に生まれた方が対象）

(11)ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（子宮頸がん）

- ・場所 受託医療機関
- ・対象 小学校6年生相当から高校1年生相当の年齢の女性
- ・時期 通年
- ・接種方法 個別接種 筋肉注射3回（ワクチンの種類により接種間隔が異なる）

※積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した者への措置として
平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性に対して、
従来の定期接種の対象年齢を超えての接種（キャッチアップ接種）が実施されることとなった。実施期間は3年間（令和4年度～6年度）で、不足分を無料で接種することができる。
- ・周知方法 個別通知（小6・高1）、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「子どもの予防接種」「わが家の健康カレンダー」等
- ・実施経過 平成23年2月23日から任意接種として接種費用の全額助成を開始
平成25年4月1日から定期接種を実施
平成25年6月14日付けの国の勧告により、積極的勧奨が差し控えとなる。
令和元年度から定期接種の対象であることを知らせる個別通知を開始
令和3年11月26日付けの国の通知により、令和4年度より積極的勧奨の再開が決定
令和4年4月1日よりキャッチアップ接種が開始（令和7年3月31日まで）

(12)高齢者の季節性インフルエンザ予防接種

- ・場所 受託医療機関
- ・対象 満65歳以上
満60歳以上65歳未満で心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- ・時期 10月～12月
- ・接種方法 個別接種 毎年皮下注射1回
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」等
- ・接種料金 1,000円（市民税非課税世帯の者は申請により免除、生活保護世帯は備考参照）
- ・実施経過 平成13年4月1日から定期接種を実施
令和3年度から生活保護世帯へは、専用の予診票を入れた個別通知により、事前申請不要とし接種料金を免除
- ・備考

(13)高齢者肺炎球菌予防接種

- ・場 所 受託医療機関
- ・対 象 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳
満60歳以上65歳未満で心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種 筋肉内又は皮下注射 1回
- ・周知方法 個別通知、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」「わが家の健康カレンダー」等
- ・接種料金 2,000円（市民税非課税世帯の者、生活保護世帯の者は申請により免除）
- ・実施経過 平成22年7月1日から平成26年9月30日まで任意接種として接種費用一部助成を実施
平成26年10月1日から定期接種を実施
平成26年度から平成30年度までの経過措置を令和5年度まで延長
- ・備 考 過去に接種したことがある場合は対象外

(14)成人男性の風しん 第5期の定期接種

- ・場 所 全国の受託医療機関
- ・対 象 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性
※これまで風しんの予防接種を受ける機会のなかった方で、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方
- ・時 期 通年
- ・接種方法 個別接種
- ・実施方法 抗体検査を受検し、検査の結果、十分な免疫がない場合のみワクチン接種
- ・周知方法 個別通知（クーポン券送付）、「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」、窓口チラシ等
- ・実施経過 国の風しんの追加的対策を受け、令和元年7月22日から実施
令和元年度から令和3年度までの実施期間を令和6年度まで延長

<実績>

(単位：人)

年度	抗体検査の受検者	ワクチン接種者
R2	4,610	518
R3	1,346	233
R4	1,167	149

<実績> (令和4年度実績)

区分		対象者 (人)	被接種者 (人)	接種率 (%)	受託医療機関数 (R4.4.1現在)
B C G	計	1,296	1,193	92.1	受託医療機関 15か所
麻しん風しん 混 合	1期	1,263	1,197	94.8	受託医療機関 36か所
	2期	1,706	1,629	95.5	
	計	2,969	2,826	95.2	
	1期初回	4,518	3,640	80.6	
四 種 混 合	1期追加	1,296	1,162	89.7	受託医療機関 23か所
	1期計	5,814	4,802	82.6	
	2期	1,541	1,309	84.9	
二 種 混 合	1期	7,894	4,749	60.2	受託医療機関 30か所
	2期	3,039	1,943	63.9	
	計	10,933	6,692	61.2	
	特例対象者		319		
水 痘	計	3,930	2,279	58.0	受託医療機関 30か所
ヒ ブ	計	5,158	4,838	93.8	受託医療機関 25か所
小児用肺炎球菌	計	5,741	4,810	83.8	受託医療機関 25か所
B型肝炎	計	3,888	3,607	92.8	受託医療機関 29か所
ロ タ タ	計	3,539	3,185	90.0	受託医療機関 17か所
ヒトパピローマ ウイルス (子宮頸がん)	中学生等	13,089	1,134	8.7	受託医療機関 44か所
	キャッチアップ 対象者		885		
インフルエンザ	高齢者	73,190	44,184	60.4	受託医療機関 139か所
肺 炎 球 菌	高齢者	2,955	1,651	55.9	受託医療機関 124か所
風しん(5期)	成人男性	—	149	—	全国の受託医療機関

年度別接種者数

(単位：人)

年度	乳幼児						
	B C G	麻しん 風しん	四種混合	二種混合	日本脳炎	水 痘	ヒ ブ
R2	1,402	3,150	5,711	1,515	7,525	2,884	5,765
R3	1,258	2,909	5,194	1,458	4,315	2,603	5,138
R4	1,193	2,826	4,802	1,309	6,692	2,279	4,838

年度	乳幼児			中学生等	高齢者		成人男性
	小児用 肺炎球菌	B型肝炎	ロタ	子宮頸がん	季節性 インフルエンザ	肺炎球菌	風しん (5期)
R2	5,622	4,152	1,422	661	52,019	2,072	518
R3	5,131	3,765	3,370	980	44,473	1,727	233
R4	4,810	3,607	3,185	1,134	44,184	1,651	149

2. 任意の予防接種

風しん抗体検査・ワクチン接種の費用助成 (平成25年11月11日から実施)

- ・目的 妊婦等に対する風しんの感染予防を図り、先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐことを目的に風しん抗体検査とワクチン接種の費用助成を実施する。
- ・場所 受託医療機関
- ・対象
 - ① 妊娠予定または妊娠を希望する女性(16歳以上50歳未満)
 - ② ①の夫 ③ 妊婦の夫 ④ 妊婦の同居家族(平成2年4月1日以前生まれ)
- ・時期 通年
- ・実施方法 事前に保健予防課に申し込みの上、抗体検査を受検し、検査の結果、十分な免疫がない場合のみワクチン接種も対象となる。
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」、窓口チラシ等
- ・接種料金 ①風しん抗体検査費 無料 ②ワクチン接種費 無料
- ・実施経過 平成25年11月11日から任意予防接種として抗体検査・接種費用の一部助成を開始
平成26年4月1日から抗体検査の全額助成、接種費用の1/2助成（上限4,500円）を開始
平成29年4月1日から抗体検査・接種費用の全額助成を開始

<実績> (単位：人)

風しん抗体検査・予防接種	R2	R3	R4
申請者	928	752	803
抗体検査 (ワクチン接種含む)	681	522	537
ワクチン接種のみ	247	230	266
抗体検査を受けた者	555	448	445
ワクチン接種者	437	416	446
低抗体価の者	207	197	193
ワクチン接種のみ	230	219	253

子宮頸がんワクチンの任意予防接種を自費で受けた方への費用助成 (令和4年7月から実施)

- ・目的 子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨を差し控えている間に接種の機会を逃した方で、17歳になる年度以降から令和4年3月31日までの間にHPVワクチンの任意接種を自費で受けた方に、接種費用の助成（償還払い）を実施する。
- ・対象 次の①から④までをすべて満たす方
 - ① 令和4年4月1日時点で八戸市に住民登録がある
 - ② 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子
 - ③ 16歳になる年度の年度末までにHPVワクチンの3回接種を完了していない
 - ④ 17歳になる年度以降、令和4年3月31日までに自己負担でHPVワクチンの予防接種を受けた
- ・助成額 実際の支払い額と市の定める額のいずれか少ない額（市の定める額/ 1回 16,775円）
- ・実施期限 令和7年3月31日まで（令和4年度から令和6年度までの3年間）

<実績> (単位：件)

年度	申請件数
R4	45

【14】感染症予防事業

1. エイズ予防関係

(1) 検査・相談

エイズ及び性感染症の予防及び蔓延の防止を図るため、正しい知識の普及や来所相談・検査及び電話相談を実施している。

検査では、HIV 抗体検査のほか、希望者には同時に性器クラミジア抗体検査及び梅毒血清検査を実施している。

<実績>

(単位：件)

年度	検査件数			相談件数			相談内訳					
	計	男	女	計	男	女	電話			来所		
							計	男	女	計	男	女
R2	54	32	22	42	34	8	38	32	6	4	2	2
R3	65	37	28	16	15	1	16	15	1	0	0	0
R4	100	58	42	21	12	9	21	12	9	0	0	0

(2) 普及啓発

○検査普及週間（6月1日～7日）と世界エイズデー（12月1日）にちなみ、6月5日と12月4日に特設検査を実施した。

○世界エイズデーにおいて、11月17日から12月15日の間、市総合保健センター1階にて、ポスター展示やレッドリボンツリーを設置し、エイズの正しい知識の普及及び患者等に対する偏見の解消を図るためにキャンペーンを実施した。また、梅毒についても合わせて掲示した。

2. ウィルス性肝炎相談・検査

B型肝炎・C型肝炎について、検査を受けたことがない方や不安を持つ人に対する相談や検査を実施している。

<実績>

(単位：件)

年度	検査件数			相談件数			相談内訳					
	計	男	女	計	男	女	電話			来所		
							計	男	女	計	男	女
R2	11	8	3	7	6	1	7	6	1	0	0	0
R3	8	2	6	9	3	6	9	3	6	0	0	0
R4	6	4	2	7	3	4	7	3	4	0	0	0

3. 感染症発生状況 (全数報告疾患)

<実績> (令和4年第1週～52週/令和4年12月31日)

(単位:件)

類型	疾病名	八戸市	青森県
一類感染症		0	0
二類感染症	結核	26	143
三類感染症	細菌性赤痢	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	6	17
四類感染症	E型肝炎	0	1
	A型肝炎	0	0
	つつが虫病	0	10
	レジオネラ症	2	11
五類感染症	アメーバ赤痢	1	3
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1	26
	急性弛緩性麻痺	0	0
	急性脳炎	1	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	3
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	16
	後天性免疫不全症候群	0	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	2	9
	水痘(入院例)	0	2
	梅毒	8	30
	播種性クリプトコックス症	1	1
	破傷風	1	1
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	0	0
	百日咳	1	3
	風しん	0	0

(令和5年3月18日現在 NESID)

4. 感染症発生動向調査状況

○週報告 ※管内医療機関定点(インフルエンザ13(内科5、小児科8)、小児科8、眼科2、基幹1)

<実績> (令和4年第1週～52週/令和4年12月31日実績)

(単位:件)

疾患名	報告件数	疾患名	報告件数
インフルエンザ	117	ヘルパンギーナ	45
R Sウイルス感染症	377	流行性耳下腺炎	9
咽頭結膜熱	62	急性出血性結膜炎	0
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	72	流行性角結膜炎	37
感染性胃腸炎	1,706	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0
水痘	24	細菌性髄膜炎	1
手足口病	417	マイコプラズマ肺炎	0
伝染性紅斑	3	無菌性髄膜炎	5
突発性発疹	190	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0

(令和5年3月3日現在 NESID)

○月報告 ※管内医療機関定点 (STD2、基幹1)

<実績> (令和4年第1週～52週/令和4年12月31日実績)

(単位:件)

STD 発生状況		薬剤耐性菌発生状況	
疾患名	報告件数	疾患名	報告件数
性器クラミジア	100	メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症	21
性器ヘルペスウイルス感染症	53	ペニシリソ耐性肺炎球菌感染症	4
尖圭コンジローマ	50	薬剤耐性緑膿菌感染症	1
淋菌感染症	33		

(令和5年3月3日現在 NESID)

5. 集団発生施設指導状況

施設より集団感染の発生報告を受けて、感染拡大防止の指導を実施した。

1) 現地指導

<実績> (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

実施年月日	施設の区分	指導対象疾病
令和5年1月21日	児童福祉施設	感染性胃腸炎
令和5年3月21日	高齢者施設	感染性胃腸炎

2) 電話指導

<実績> (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:件)

疾患種別	施設種別		介護・老人関係 福祉施設	その他施設	計
	保育園	幼稚園			
インフルエンザ	28	3	1	0	32
感染性胃腸炎(ノロウイルス等)	5	0	0	0	5
RSウイルス感染症	2	0	0	0	2
手足口病	4	0	0	0	4
水痘	1	0	0	0	1
計	40	3	1	0	44

6. 感染症診査協議会

感染症法第18条第6項(就業制限)の規定により、協議会に報告した。

<実績> (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:件)

実施年月日	就業制限対象疾病	件数
令和4年9月27日	腸管出血性大腸菌感染症 O-157 VT2	3
令和4年10月25日	腸管出血性大腸菌感染症 O-157 VT1、VT2	3

【15】結核予防事業

結核患者に対し、適正な医療を提供するとともに、患者の支援及び接触者等の健康診断等を実施し、結核のまん延予防と早期発見に努めた。

結核新登録患者数は、16人で前年と同数であった。

1. 結核患者登録状況

<実績> (全登録者数) (令和4年12月31日時点)

(単位：人)

年	総数	年齢階級									
		0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~
R2	30	0	0	0	0	4	2	5	3	1	15
R3	29	0	0	0	0	0	2	5	2	1	19
R4	27	0	0	0	0	0	0	5	1	2	19

<実績> (全登録者の活動性分類) (令和4年12月31日時点)

(単位：人)

年	総数	性別		活動性結核						肺外結核活動性	不活動性結核	活動性不明	潜在性結核(別掲)	非結核性抗酸菌陽性(別掲)		
				肺結核活動性				登録時喀痰塗抹陽性	登録時再治療	登録時その他						
		男	女	総数	初回治療	再治療	の結核			・						
R2	30	13	17	3	3	0	2	0	0	0	22	3	39	0	0	
R3	29	14	15	5	5	0	1	0	4	19	0	0	30	0	0	
R4	27	12	15	2	2	0	1	1	3	19	1	1	25	0	0	

<実績> (新登録者数) (令和4年1月1日～令和4年12月31日)

(単位：人)

年	総数	年齢階級									
		0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~
R2	15 (13)	0	0	0	0	0	1	3	1	1	9 (4)
R3	16 (12)	0	0	0	0	0	0	1	0	1	14 (6)
R4	16 (10)	0	0	0	0	1	0	3	1	1	10 (5)

※ 潜在性結核感染症は()内に別掲

<実績> (新登録者の活動性分類) (令和4年1月1日～令和4年12月31日) (単位：人)

年	総数	性別		活動性結核						肺外結核活動性	潜在性結核(別掲)	非結核性抗酸菌陽性(別掲)
				肺結核活動性				登録時喀痰塗抹陽性	登録時 その他の結核 菌陽性	登録時 菌陰性 ・ その他		
		男	女	総数	初回治療	再治療						
R2	15	7	8	8	8	0	4	0	3	13	0	
R3	16	6	10	10	10	0	2	0	4	12	0	
R4	16	7	9	7	6	1	2	3	4	10	0	

<実績> (結核罹患率及び有病率) (令和4年1月1日～令和4年12月31日)

年	区分	各年 10月1日時点 総人口(人)	新登録者数 (人)	罹患率 (人口10万対)	年末時活動性 全結核登録 患者数(人)	有病率 (人口10万対)
R3	八戸市	223,862	16	7.1	10	4.4
	青森県	1,221,324	105	8.6	56	4.6
	全国	125,502,000	11,519	9.2	7,744	6.2
R4	八戸市	221,712	16	7.2	7	3.1

2. 結核健診

<実績> (接触者健診及び管理検診実施状況)

(単位: 件)

区分	年度	接触者健診		管理検診
		家族	その他	その他
ツ反	R2	4	0	
	R3	1	0	
	R4	1	0	0
I G R A (Q F T、T-spot)	R2	74	195	
	R3	51	57	
	R4	61	24	
X線	間接撮影	R2	0	0
		R3	0	0
		R4	0	0
	直接撮影	R2	5	56
		R3	13	30
		R4	9	13
精密	X線直接撮影等	R2	5	9
		R3	0	0
		R4	0	0
	菌検査	R2	0	0
		R3	0	0
		R4	0	0
被発見(潜在性を含む)	R2	4	4	0
	R3	4	3	0
	R4	4	3	0

【参考】

<実績> (結核定期健康診断実施状況)

(単位:人、%)

区分	間接撮影			精密検査			指導区分		ツ反			B C G	
	対象数(A)	受診者数(B)	受診率(B)／(A)	対象数(C)	受診者数(D)	受診率(D)／(C)	菌検査	要医療	要観察	対象数(E)	受診者数(F)	受診率(F)／(E)	
事業所等	事業主	4,642	4,550	98.0	26	19	73.1	0	0				0
	学校長	1,753	1,729	98.6	9	9	100	0	0				0
	施設長	157	97	61.8	1	0	0.0	0	0				0
年度	R2	14,152	13,891	98.2	61	56	91.8	2	1	0			0
	R3	7,971	7,778	97.5	42	38	90.4	0	0	0			0
	R4	6,552	6,376	97.3	36	28	77.8	0	0	0			0

※ 実績値は各事業所等から報告があったもの。

※ (B) には間接撮影を省略し直接撮影をした者を含む。

3. 訪問指導等実施状況

<実績> (訪問指導等実施状況)

(単位:件)

区分	件数	内容
相談	延 55	・接触者健診、管理検診の相談、来所でのDOTS面接等
	電話延 247	・接触者健診・管理検診受診勧奨、受療の勧奨、服薬等指導、家族への感染防止指導
家庭訪問	実 32 (延 185)	・新登録患者の調査(実13件)、DOTS等 ・喀痰塗抹陽性患者及び家族への対応状況(登録14日以内):100%

4. 結核対策特別促進事業実施状況

(1) 特別対策事業

① 地域型DOTS推進事業

○退院DOTSカンファレンス

患者が退院後も服薬を継続し治療完遂するために、退院時、医師・薬剤師・看護師等の関係者とカンファレンス（青森病院2事例、八戸平和病院1事例）を実施した。

○訪問DOTS

潜在性結核感染症を含む全結核患者に対し、服薬中断を防ぎ治療終了に導くために、30人に対し継続した服薬支援を行った。

- 1) DOTS 訪問看護師1名によるDOTS 訪問指導

実人数 26人、延人数 135人

- 2) 保健師によるDOTS 訪問指導

実人数 12人、延人数 27人

② 院内DOTS

患者及び家族に対して結核の正しい知識を提供し、早期から不安の軽減と治療への動機づけを図った。 実人数 7人、延人数 16人

(2) 一般対策事業

○結核予防技術者地区別講習会、結核医療関係者研修会、国際結核セミナー・結核対策推進会議（すべてオンライン）に参加

○一般住民向け普及啓発活動

- 1) 9月24日～30日の結核予防週間について、広報や市ホームページにて周知、啓発

- 2) 結核予防のための講演会を開催

<実績> (結核予防のための講演会実施状況)

R4年度は講演会の実施なし。電話で個別対応した。

5. 感染症診査協議会の診査状況

<実績>

(単位：回、件)

年度	開催回数	感染症法第37条の2	感染症法第37条	計
R2	19	26	26	52
R3	21	42	45	87
R4	19	28	24	52

6. 結核読影会の実施状況

<実績>

(単位:回、件)

年度	開催回数	接触者健診	管理検診	計
R2	24	60	112	172
R3	24	43	92	135
R4	24	22	81	103

7. コホート検討会

結核患者の発見方法や治療成績の確認、DOTS 実施方法等について評価を行い、結核対策に役立てることを目的に実施している。

※R4年度は、新型コロナウイルス対応のため、実施なし。

【16】難病関係事業

難病患者やその家族からの日常生活及び療養相談に対し、医師、保健師または難病患者等訪問相談員が相談・指導・助言等を行い、在宅療養の推進を図った。

国では、指定難病にかかっている患者に対して、医療費の負担軽減を図るため、その治療に係る医療費の一部を助成している。平成27年1月1日から新たな指定難病医療費助成制度となり、対象疾病は令和3年11月から338疾患に拡大された。

指定難病医療費助成の申請窓口並びに特定医療受給者証新規交付は、三戸地方保健所が実施しており、指定難病医療費助成制度による八戸市の特定医療受給者数は1,609人（令和4年10月1日現在）であった。

1. 難病医療講演会

難病患者や家族が、専門の医師や看護師の講演により病気や日常生活の送り方に関する理解を深めると共に、個別相談を通して不安の解消を図り、住み慣れた地域で安心して療養できることを目的として毎年開催しているが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、開催を見合わせた。

2. 難病対策実務者連絡会

難病対策地域協議会の位置づけとして、難病患者の療養生活を支える関係者と当市が難病対策の課題について情報を共有することで連携体制の基盤を構築することを目的に毎年開催しているが、令和4年度は新型コロナウイルスの感染防止のため、開催を見合わせた。

3. 難病患者等相談

1) 所内相談 延13件

<実績>

(単位：件)

相談 実人員	相談内容(延件数)							
	申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就労・就学	食事・栄養	その他	計
13	4	3	0	3	2	0	1	13

2) 電話相談 延55件

3) ケア会議（医療機関や訪問看護ステーション等とケア会議を実施） 延0件

4) 関係機関連絡 延1件

4. 家庭訪問

○難病患者等訪問相談員(1名)による訪問相談

在宅療養支援が必要と思われた難病患者に対して難病患者等訪問相談員が家庭訪問を実施

訪問相談： 延20人（実人員13人）

○保健師による訪問相談

所内相談や療養生活アンケート等から、在宅療養支援が必要と思われた難病患者に対して保健師が家庭訪問を実施

訪問相談： 延1人（実人員1人）

5. 療養生活に関するアンケート調査

難病患者の療養生活状況を把握し、今後の療養生活の支援を行うための基礎資料とすることを目的として「療養生活アンケート」を実施した。

- ・調査方法 三戸地方保健所での特定医療受給者証新規申請時に、アンケートを配布、返信用封筒を同封し、郵送で回収
- ・回答数 38件
- ・事後支援 主に神経・筋疾患群の患者、医療機器装着者、不安の強い難病患者等へ電話や家庭訪問で相談支援を実施、継続支援者数は2名

6. 難病患者会活動支援

市内患者会は、八戸パーキンソン病友の会、みつばち会（全国膠原病友の会青森県支部）、青森S C D・M S A友の会八戸支部の3団体があり、窓口へのパンフレット設置を行う等の普及啓発を行った。また、医療講演会開催の周知について患者会を通して行った。

7. 青森県重症難病患者在宅療養支援事業の利用申込申請事業

青森県の事業の窓口として利用申込申請事務を実施、令和4年度時点の登録数は1件。

<実績>		(単位：件)		
年度	R2	R3	R4	
申請数	0	1	0	

【17】精神保健福祉関係事業

精神保健福祉法に基づき、通報や精神科入院届出等の受理・進達、精神科医師による定期相談、保健師や精神保健福祉士による相談指導、措置症状消退後の患者や医療観察法対象者への地域生活支援、医療を必要とする精神障がい者に対しては医療施設の紹介または受診支援を実施した。

1. 精神障害に係る申請・通報・届出

法第23条警察官通報を17件受理し、三戸地方保健所へ進達した。

2. 精神科入院届出等受理・進達

精神科医療機関からの届出書・報告書を受理し、所管の保健所へ1,268件進達した。

3. 精神保健福祉相談

- 定期相談：精神科医師による相談、月1回開催
- 随時相談：保健師や精神保健福祉士による相談

<実績> (方法別相談件数)

(単位：件)

区分	定期相談	随時相談					計
		訪問	来所	電話	メール	その他	
延件数	5	29	54	536	0	312	936

※その他（ケア会議、連絡調整等）

<実績> (目的別相談件数)

(単位：件)

区分	相談内容													計		
	受診・入院	通院・服薬	生活指導等	経済的問題	性格・行動のこと	患者への接し方	アルコール	薬物	人間関係	施設入所	社会復帰	福祉サービスの利用	ひきこもり	その他		
延件数	378	21	10	12	11	18	8	0	13	4	8	12	5	124	35	624

※延件数は、ケア会議・連絡調整等を除いたもの

4. ケア会議・連絡調整等

<実績>

(単位：件)

区分	延件数	内容等
一般	312	退院時ケア会議、対応困難事例、連絡調整等
その他	2	医療観察法関係（うち合同訪問含む）

【18】自殺対策強化関係事業 (令和4年4月1日 健康づくり推進課から移管)

1. 地域自殺対策強化事業 (平成22年度から実施)

(1) 普及啓発事業

- ・目的 自殺を防止するための相談機関の周知や心の健康に関する正しい知識の普及啓発を強化する。
- ・場所 八戸市総合保健センター、公民館等
- ・対象 一般市民、保健推進員
- ・回数 隨時
- ・内容 ①医師・保健師等による健康教室
②パンフレット等啓発グッズを利用した相談窓口の周知
③その他広報等を利用した知識の普及啓発
- ・周知方法 「広報はちのへ」、「八戸市ホームページ」、「わが家の健康カレンダー」、ポスター、パンフレット、府内キャンペーン
- ・従事者 医師、保健師等

<実績>

年度	自殺予防週間 キャンペーン	自殺対策強化月間 キャンペーン	自殺予防講演会等		
			回数	講師	参加者数
R2	パンフレット配布、 ポスター掲示、 八戸市総合保健セ ンターのライト アップ等	・市庁別館外壁に懸垂幕を設置 ・パンフレット配布、ポスター 掲示等 ・広報はちのへ特集ページ掲載 ・八戸市総合保健センターの ライトアップ等	1回	公認心理師	31人
R3	パンフレット配布、 ポスター掲示、 八戸市総合保健セ ンターのライト アップ等	・市庁別館外壁に懸垂幕を設置 ・パンフレット配布、ポスター 掲示等 ・広報はちのへ特集ページ掲載 ・八戸市総合保健センターの ライトアップ等	1回	精神保健福 祉士	22人
R4	パンフレット配布、 ポスター掲示、 八戸市総合保健セ ンターのライト アップ等	・市庁別館外壁に懸垂幕を設置 ・パンフレット配布、ポスター 掲示等 ・広報はちのへ特集ページ掲載 ※八戸市総合保健センターの ライトアップは政府の節電要 請のため中止	1回	精神保健福 祉士	42人

(2) 人材養成事業 (令和2年度から実施)

- ・目的 自殺予防対策を進めるため、身近にいるかもしれない、自殺を考えている人のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門の相談機関につなぐ役割を担う市民をゲートキーパーとして養成し、幅広く自殺対策を支える人材の育成を図る。
- ・場所 八戸市総合保健センター
- ・対象 一般市民、市職員
- ・回数 隨時

- ・内 容 講演及び演習
- ・周知方法 「広報はちのへ」「八戸市ホームページ」等
- ・従 事 者 公認心理師、保健師等

<実績>

(単位:回、人)

年度	回数	参加者数	内容
R2	2	30	ゲートキーパーの役割、悩んでいる人への声のかけ方等
R3	2	226	ゲートキーパーの役割、悩んでいる人への声のかけ方等

※ 令和4年度の開催は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止のため中止

2. いのち支える八戸市自殺対策計画（令和元年11月策定）

- ・計画策定経過 平成28年の自殺対策基本法の改正により、全都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられた。

自殺対策を総合的に推進するため、全庁的な自殺対策関連事業の洗い出し後、令和元年5月に、自殺対策関連事業を所管する19課（部署）で構成する八戸市自殺対策庁内検討会議、さらには保健、医療、福祉、教育、商工・労働、警察・消防、学識経験者、民間団体等で構成する八戸市自殺対策ネットワーク会議を設置し、計画についての検討を行い、令和元年11月に「いのち支える八戸市自殺対策計画」を策定した。また、令和2年11月に計画の進捗管理を行う「八戸市自殺対策推進本部」を設置した。

- ・計画の概要 基盤的な取組である基本施策と、本市の自殺者数の多いハイリスク群（高齢者、生活困窮者、勤務・経営）に対する重点施策、基本・重点施策以外の生きることの包括的な支援に対する生きる支援関連施策から構成され、すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない八戸市を目指す。

<実績>

実施時期	内容	
令和元年5月	第1回八戸市自殺対策庁内検討会議 第1回八戸市自殺対策ネットワーク会議	概要説明
8月	第2回八戸市自殺対策庁内検討会議 第2回八戸市自殺対策ネットワーク会議	素案検討・意見聴取
9月	パブリックコメント	
10月	第3回八戸市自殺対策庁内検討会議 第3回八戸市自殺対策ネットワーク会議	最終案検討・意見聴取
11月	八戸市自殺対策計画策定	
令和2年8月	八戸市自殺対策庁内検討会議	計画進捗状況報告・意見聴取
11月	八戸市自殺対策推進本部 八戸市自殺対策ネットワーク会議	計画進捗状況報告・意見聴取 情報提供・意見交換
令和3年8月	八戸市自殺対策庁内検討会議	計画進捗状況報告・意見聴取
10月	八戸市自殺対策推進本部	計画進捗状況報告・意見聴取
11月	八戸市自殺対策ネットワーク会議	情報提供・意見交換

令和4年10月	八戸市自殺対策庁内検討会議	計画進捗状況報告・意見聴取
12月	八戸市自殺対策推進本部	計画進捗状況報告・意見聴取
令和5年2月	八戸市自殺対策ネットワーク会議	情報提供・意見交換

【19】ひきこもり関係事業 (令和4年4月1日 健康づくり推進課から移管)

1. ひきこもり講演会 (平成19年度から実施)

- ・目的 ひきこもりについての正しい知識の普及・啓発を図る。
- ・場所 令和2年度 八戸市総合保健センター 1階大ホール
令和3年度 八戸市総合福祉会館 2階多目的大ホール
令和4年度 八戸市総合保健センター 1階大ホール
- ・対象 一般市民

<実績>

年度	回数	参加者数	演題
R2	1回	35名	ひきこもりを理解するために ～当事者・家族への関わり方を学ぶ～
R3	1回	39名	ひきこもりの理解と対応
R4	1回	48名	ひきこもりの理解と対応

2. ひきこもり関係団体への支援

(1) ひきこもり対策ケース会議の開催

ひきこもり支援の充実を図るため、関係機関が相互に連携して取り組むことを目的に開催する。

- ・参集者 地域支援者、警察関係者、行政機関の職員、その他ひきこもりの相談に関する者

<実績>

年度	実施回数	参集者数	内容
R2	1回	13人	・各関係機関における取り組みについて ・意見交換「新型コロナウイルス感染症による相談支援等の影響について」
R3	1回	20人	・各関係機関における取組状況について ・情報提供「青森県ひきこもり地域支援センターの活動について」

※ 令和4年度の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(2) 民間団体への支援

民間団体主催の講演会、親の会等へ出席し、相談対応状況についての情報提供を行い、連携を図る。

- ・従事者 保健師

<実績>

年度	従事回数	参加人数	主催団体	場所
R2	1回	12人	学習サークル「サンハウス」	八戸市障害者地域生活支援センター(ハピア)
R3	1回	11人	学習サークル「サンハウス」	八戸市障害者地域生活支援センター(ハピア)

※ 令和4年度の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため出席見合わせ

【20】健康被害関係事業

1. 公害健康被害者救済事業

大気汚染の影響によると認められる健康被害者に対し、医療費の支給等の補償を行うことにより、被害者の救済を図った。

(1) 認定患者数

(単位：人)

区分	全認定者数	失効者内訳						現認定者数
		死亡	治癒	辞退	転出	取消	計	
R3 年度までの計	70	34	4	20	7	0	65	5
R4 年度中の変更	0	0	0	1	0	0	1	-1
累計	70	34	4	21	7	0	1	4

(2) 公害健康被害者認定審査会の実施

令和4年6月23日(木)に開催し、審査会委員4名による認定審査を実施し、認定患者4名は継続認定された。

2. 石綿健康被害の申請事務及び相談

独立行政法人環境再生保全機構から委託を受け、認定申請書等の書類受付、救済制度及び申請等手続きの説明・相談を行う。

申請及び相談件数 0 件

【21】衛生関係事業

1. 食品衛生関係

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況（旧法許可施設）

食品衛生法による営業許可是、申請に基づき施設を調査し、基準に適合すると認められたものに対して、期限を付して行っている。管内には、令和3年5月末までに許可を取得した施設は24業種3,119件あり、これらの施設に対する監視件数は延べ215件であった。

<実績>

(表中空欄の箇所は0件) (単位: 施設、件)

業種	営業 施設数	許可件数		廃業 施設数	監視指導 件数	行政処分件数				
		継続	新規			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他
飲食店営業	2,254			282	121					
一般食堂・レストラン等	718			66	34					
仕出し屋・弁当屋	83			11	6					
旅館	37			3	27					
その他	1,416			202	54					
喫茶店営業	30			3	1					
菓子(パンを含む。)製造業	279			28	7					
あん類製造業	1			1	3					
アイスクリーム類製造業	40			6	1					
清涼飲料水製造業	6			1						
乳酸菌飲料製造業										
冰雪製造業	12			2						
食用油脂製造業	1									
マーガリン又はショートニング製造業										
みそ製造業	9			2						
しょうゆ製造業	2									
酒類製造業	6									
豆腐製造業	3				2					
納豆製造業										
麵類製造業	28			1	2					
そうざい製造業	106			11	19					
かん詰又はびん詰食品製造業 (上記及び下記以外)	14			1	4					
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る)製造業	2									
ソース類製造業	3			1						
乳処理業										
特別牛乳搾取処理業										
乳製品製造業										
集乳業										
食肉処理業	6			1	1					
食肉販売業	80			10	13					
食肉製品製造業	2			1						
魚介類販売業	188			22	31					
魚介類競り売り営業	6									
魚肉練り製品製造業	6			1	2					
食品の冷凍または冷蔵業	35			1	8					
食品の放射線照射業										
計	3,119	0	0	375	215	0	0	0	0	0

(2) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況（新法許可施設）

令和3年6月1日から食品衛生法の一部が改正され、許可業種の見直しが行われた。旧法と同様に申請に基づき施設を調査し、新基準に適合すると認められたものに対して、期限を付して許可している。管内には、令和3年6月以降許可を取得した施設は21業種1,084件あり、これらの施設に対する監視件数は延べ550件であった。

<実績>

(表中空欄の箇所は0件) (単位:施設、件)

業種	営業 施設数	許可件数		廃業 施設数	監視指 導件数	行政処分件数				
		継続	新規			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他
飲食店営業	861		503	12	345					
調理の機能を有する自動販売機										
食肉販売業	16		7		18					
魚介類販売業	47		23	1	53					
魚介類競り売り営業	1				1					
集乳業										
乳処理業										
特別牛乳搾取処理業										
食肉処理業	6		5		6					
食品の放射線照射業										
菓子製造業	73		44	1	55					
アイスクリーム類製造業										
乳製品製造業										
清涼飲料水製造業	1									
食肉製品製造業	2		2		3					
水産製品製造業	27		18		25					
氷雪製造業										
液卵製造業	1		1		1					
食用油脂製造業										
みそ又はしょうゆ製造業	3									
酒類製造業										
豆腐製造業	2		2		2					
納豆製造業	1									
麵類製造業	7		3		5					
そうざい製造業	21		12		25					
複合型そうざい製造業	4		1		3					
冷凍食品製造業										
複合型冷凍食品製造業	1		1		3					
漬物製造業	3				1					
密封包装食品製造業	3				2					
食品の小分け業	2		1		1					
添加物製造業	2		2		1					
計	1,084	0	625	14	550	0	0	0	0	0

(3) 営業届出を要する業種・施設・監視等の状況

給食施設等の許可を要しない施設が管内には 1,845 件あり、これらの施設に対する監視件数は、延べ 116 件であった。

<実績>

(表中空欄の箇所は 0 件) (単位: 施設、件)

業種	施設数	監視指導 件数	行政処分件数				
			営業 禁止	営業 停止	改善 命令	物品 廃棄	その他
魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	187	10					
食肉販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	193	3					
乳類販売業	382	7					
氷雪販売業	1						
コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	168						
弁当販売業	3						
野菜果物販売業	94	18					
米穀類販売業	15	2					
通信販売・訪問販売による販売業	4						
コンビニエンスストア	109	12					
百貨店、総合スーパー	36	3					
自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) を除く。)	114						
その他の食料・飲料販売業	238	40					
添加物製造・加工業 (法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	4	1					
いわゆる健康食品の製造・加工業							
コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	7						
農産保存食料品製造・加工業	14	4					
調味料製造・加工業	3	1					
糖類製造・加工業							
精穀・製粉業	2						
製茶業	3						
海藻製造・加工業							
卵選別包装業	4						
その他の食料品製造・加工業	37	2					
行商	2						
集団給食施設	156	2					
器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	6						
露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの							
その他	63	11	0	0	0	0	0
計	1,845	116	0	0	0	0	0

(4) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除、適正な表示を徹底させるため、製造所及び販売所の監視指導を行ったほか、必要に応じて食品を収去し、理化学、細菌学及び放射性物質検査を実施した。収去検体数は 117 検体であった。

<実績>

(表中空欄の箇所は 0 件)

(単位: 検体)

食品名	検査した 収去検体数	理化学検査 (延数)		細菌学検査 (延数)		放射性物質 検査 (延数)	
		良	不良	良	不良	良	不良
魚介類	3	1		2			
冷凍食品	2			2			
魚介類加工品 (かん詰・びん詰を除く)	16	4		12			
肉卵類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	23	1		22			
乳製品	1			1			
乳類加工品 (アイスクリーム類を除き マーガリンを含む)							
アイスクリーム類・氷菓	1			1			
穀物及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	15	3		12			
野菜類・果物類及びその加工品 (かん詰・びん詰を除く)	22	12		10			
菓子類	15	9		6			
清涼飲料水	7	7					
酒精飲料							
かん詰・びん詰食品							
その他の食品	12			11	1		
添加物	化学的合成品及び製剤						
	その他の添加物						
器具及び容器包装							
おもちゃ							
飲料水							
乳類							
計	117	37	0	79	1	0	0

※不良は、旧衛生規範で示されている目標値の逸脱

(5) 不良食品等の発見及び措置状況

保健所による監視、消費者からの通報などにより発見された不良食品については、製造者に対し改善指導を行うとともに、必要な行政措置を講じるなど、再発の防止に努めた。不良食品発生件数は25件であった。

<実績>

(表中空欄の箇所は0件) (単位:件)

項目	不良食品発生件数	発見経緯			発見場所		不良理由					行政措置の状況					
		消費者の届出	保健所での発見	営業者等からの届出	県内	県外	表示違反	細菌	化学	カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	設備改善	指導	他の保健所に移送	その他
食品	菓子類	1			1	1		1				1					
	乳及び乳製品																
	食肉及び食肉製品	3			3	1	2	1	1		1	3					
	魚介類 及びその加工品	16	15	1		3	13	1	1		8	6	1		8		7
	冷凍食品																
	清涼飲料水																
	めん類																
	そうざい 及びその半製品	4			4	4		4				4					
	漬物																
	アイスクリーム類																
	果実及び野菜																
	その他の食品	1	1				1			1					1		
食品添加物 及びその他の製剤																	
器具及び容器包装																	
計		25	16	1	8	9	16	7	2		10	6	9		9		7

(6) 行政処分等の状況

食品衛生法違反事例については、八戸市食品衛生法関係行政処分等事務取扱要領に基づいて処理している。

令和4年度の行政処分等は0件であった。

(7) 食中毒発生状況

食中毒発生時には、迅速な調査を実施し、適切な措置を講じることにより、被害の拡大防止と再発防止に努めている。

令和4年度の食中毒事件の発生は1件であった。

(8) 食品衛生関係講習会の実施状況

食品衛生責任者講習会の他に、食品衛生指導員を対象として、食中毒予防や適正表示の講習会を実施した。衛生講習会は延べ19回実施し、受講者数は729人であった。

<実績>

(単位：回、人)

年度	食品衛生責任者等		その他		計	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
R2	13	511	6	213	19	724
R3	7	374	7	150	14	524
R4	15	616	4	113	19	729

2. 化製場等関係

(1) 化製場の設置状況

獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革・油脂・にかわ・肥料・飼料・その他の物を製造するために設けられた施設であり、3施設が許可を受けている。

（令和5年3月31日現在）

名 称	所在地	許可年月日	製品の種目	取扱原料の種目
三共理化工業(株)八戸工場	八戸市大字市川町字下揚 45-60	S58. 6. 20	飼料	肉、皮、骨、臓器
青森県化製事業協同組合	八戸市大字市川町字下揚 45-60	H14. 12. 3	肉骨粉	へい獸（牛、豚）
青森県化製事業協同組合	八戸市大字市川町字下揚 45-93	H24. 7. 20	蒸製骨粉	豚の骨

(2) 化製場法第8条で規定される施設の設置状況

魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料として油脂・にかわ・肥料・飼料・その他の物の製造施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するための貯蔵施設であり、8施設が許可を受けている。

（令和5年3月31日現在）

名 称	所在地	許可年月日	製品の種目	取扱原料の種目
(有)島守水産加工場	八戸市大字市川町字下揚 49-9	S49. 12. 23	油脂・肥料 ・飼料	魚介類
(有)丸三 三浦商店	八戸市大字市川町字下揚 49-7	S54. 8. 30	油脂	魚介類
(株)丸昌 工藤商店	八戸市大字市川町字下揚 45-36	H17. 6. 16	皮革	豚・牛皮
(株)丸昌 工藤商店	八戸市大字市川町字下揚 45-71	S61. 4. 12	皮革	豚・牛皮
丸光水産(株)本社工場	八戸市諏訪二丁目 26-16	S45. 1. 12	飼料	魚介類 (仕入れ魚粉)
丸光水産(株)加工団地工場	八戸市大字市川町字下揚 45-64	S54. 9. 25	飼料	魚介類 (仕入れ魚粉)
日本化工(株)八戸工場	八戸市大字市川町字下揚 17-1	S50. 5. 29	魚油・魚粕	魚介類
(株)ダイニチ 八戸工場	八戸市大字白銀町字洲賀 端 75-1	R3. 11. 24	飼料	魚介類

(3) 死亡獣畜取扱場の設置状況

死亡獣畜の解体焼却埋却のために設けられた死亡獣畜取扱場は、1施設が認可を受けている。

(令和5年3月31日現在)

名 称	所在地	許可年月日	区分	処理能力
環境技術株	八戸市大字尻内町字下毛 合清水1-29	H6.1.11	焼却	めん羊3頭 / 3時間 牛豚処理実績なし

3. 生活衛生関係

(1) 生活衛生関係営業施設の状況

生活衛生関係営業施設の施設数は理容所316件、美容所547件、クリーニング所（一般）44件、クリーニング所（取次）75件、旅館業（旅館・ホテル）68件、旅館業（簡易宿所）6件、旅館業（下宿）2件、公衆浴場（一般）25件、公衆浴場（その他）20件、興行場10件であった。

(2) 生活衛生関係営業施設の検査確認、許可等に関する状況

生活衛生関係営業施設における衛生を確保するため、理容所・美容所・クリーニング所・旅館・公衆浴場・興行場について、検査確認、許可に関する事務を行っている。

令和4年度の検査確認、許可等の件数は、理容所5件、美容所16件、クリーニング所（一般）2件、クリーニング所（取次）7件、公衆浴場（その他）1件であった。

また、変更届を177件、廃止届を84件受理した。

(3) 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

生活衛生関係営業施設に対しては定期的な監視・指導を行い衛生確保に努めている。

令和4年度に理容所121件、美容所203件、クリーニング所52件、旅館40件、公衆浴場18件、興行場3件の監視指導を行った。

4. 専用水道、簡易専用水道関係

専用水道、簡易専用水道の施設数は専用水道7件、簡易専用水道239件であり、令和4年度の設置届は簡易専用水道4件、変更届は専用水道1件、簡易専用水道12件、廃止届は簡易専用水道2件であった。また、令和4年度に専用水道2件、簡易専用水道27件の監視指導を行った。

5. 特定建築物衛生関係

八戸市内に特定建築物は78件あり、変更届を33件、廃止届を3件受理した。また、令和4年度の監視指導件数は20件であった。

6. その他の施設関係

その他の生活衛生関係施設として、コインオペレーションクリーニング営業施設が 52 施設あり、令和 4 年度の開設届は 1 件、変更届は 1 件、廃止届は 2 件、監視指導件数は 2 件であった。

また、遊泳用プールは 8 施設あり、令和 4 年度の監視指導件数は 7 件であった。

7. 温泉利用許可関係

温泉利用施設は許可 60 件（22 施設）あり、温泉利用許可について、令和 4 年度の変更届は 2 件（許可 2 件 2 施設）、廃止届は 2 件（許可 2 件 1 施設）であった。また、温泉利用施設 1 施設の監視指導を行った。

8. 家庭用品関係

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では健康被害を起こすことが明らかになった家庭用品の中の化学物質を「有害物質」に指定し、家庭用品の種類に応じてその含有、溶出量等の基準を設けている。

市民の家庭用品による健康被害を防止するため、試買した繊維製品及び家庭用化学製品 16 検体のホルムアルデヒドについて検査を実施したが、基準値を超えるものはなかった。

【22】動物愛護関係事業

1. 飼い犬の登録、狂犬病予防関係

犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき「犬の登録」、「毎年の狂犬病予防注射の接種」が義務付けられている。平成 12 年度から法改正に伴い登録・狂犬病予防注射済票交付は市町村長の事務となり、現在に至っている。

(1) 犬の登録

登録は衛生課及び集合注射会場で受付している。令和 4 年度の登録頭数は 8,678 頭で前年度より 32 頭減少した。

<実績>

(単位：頭)

年度		H30	R1	R2	R3	R4
年度末登録数		8,934	8,853	8,663	8,710	8,678
異動	新規登録	692	698	785	768	754
	転入	81	89	97	105	124
	転出	△89	△140	△125	△100	△149
	引取り	△5	△2	△2	△2	0
	死亡等	△876	△726	△945	△724	△761

(2) 狂犬病予防注射

令和 4 年度の狂犬病予防注射は、4 月下旬から春の集合注射を実施し、その未接種者を対象として、10 月上旬から秋の臨時集合注射を実施した。

<実績>

区分	実施期間	実施会場
集合注射 春	4 月下旬～5 月下旬(19 日間)	148 会場
集合注射 秋 (臨時)	10 月上旬～中旬(9 日間)	108 会場

① 予防注射（注射済票交付）の推移

令和 4 年度の注射頭数は 7,655 頭で前年度より 14 頭減少、接種率は 88.2% で前年度より 0.2 ポイント増加した。

<実績>

(単位：頭、%)

年度		H30	R1	R2	R3	R4
予防注射数	春	3,782	3,514	0	2,946	2,863
	秋	718	685	2,327	0	517
	計	4,500	4,199	2,327	2,946	3,380
	個別注射 (うち窓口交付分)	3,809 (192)	3,911 (212)	5,287 (300)	4,723 (333)	4,275 (363)
	合 計	8,309	8,110	7,614	7,669	7,655
登録数(年度末)		8,934	8,853	8,663	8,710	8,678
接種率		93.0%	91.6%	87.9%	88.0%	88.2%

② 狂犬病予防事業及び手数料徴収事務委託

集合注射、個別注射（市内指定動物病院）における注射済票交付及び交付手数料徴収事務は、（公社）青森県獣医師会に委託している。

衛生課では、市外またはペットショップ併設の動物病院接種分の注射済票の交付と再交付を実施している。

③ 接種率向上の取り組み

① 未接種者への催告

平成 26 年度より、秋（臨時）集合注射終了後、未接種犬の飼い主を対象に、1 月末までの接種を促す通知を発送している。

催告通知による接種率は、令和 4 年度は 17.9% であった。

<実績>

（単位：件、頭、%）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
催告書発送件数	1,432	1,506	1,860	1,744	1,433
催告通知による接種数	309	344	404	428	256
接種率	21.6	22.8	21.7	24.5	17.9

② 飼い犬飼育指導員

未接種犬の飼い主に、注射の接種及び適正飼育について電話による指導等を実施した。なお、令和元年度までは飼い主宅に委託指導員が訪問し指導を行っていた。

<実績>

（単位：頭）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
指導対象数	1,227	1,348	1,333	1,214	876

2. 動物愛護管理関係

平成 28 年度（平成 29 年 1 月）から狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、放浪犬の捕獲・抑留・返還、犬猫の引取り、負傷動物の収容・治療、犬による咬傷事故の対応、ペットの苦情相談等の業務を行っている。

(1) 捕獲・引取り・収容状況

衛生課で動物愛護管理関係の各種業務を行うほか、青森県三戸地方保健所庁舎内に八戸市保健所分室を設置し、併設されている県の抑留施設において、捕獲した犬、引取りした犬猫並びに負傷した動物の収容及び管理等の業務を行っている。

なお、令和 4 年度の処分については青森県（青森県動物愛護センター）に、負傷動物の治療については（一社）青森県三八支部獣医師会に業務を委託した。

<実績> (犬についての処分等状況)

(単位: 頭)

年度	区分	捕獲	引取り			負傷 収容	処分			
			所有者	所有者 以外	小計		返還	譲渡	殺処分	小計
R2	成犬	33	2	31	33	2	54	5	9	68
	子犬	0	0	1	1	0	0	1	0	1
	計	33	2	32	34	2	54	6	9	69
R3	成犬	15	2	30	32	0	36	4	7	47
	子犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	15	2	30	32	0	36	4	7	47
R4	成犬	22	1	33	34	1	49	7	2	58
	子犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	22	1	33	34	1	49	7	2	58

<実績> (猫についての処分等状況)

(単位: 頭)

年度	区分	引取り			負傷 収容	処分			
		所有者	所有者 以外	小計		返還	譲渡	殺処分	小計
R2	成猫	3	18	21	22	4	2	39	45
	子猫	0	77	77	15	0	11	81	92
	計	3	95	98	37	4	13	120	137
R3	成猫	3	3	6	21	1	4	24	29
	子猫	0	68	68	25	6	3	84	93
	計	3	71	74	46	7	7	108	122
R4	成猫	2	1	3	7	2	3	5	10
	子猫	0	46	46	32	0	0	78	78
	計	2	47	49	39	2	3	83	88

(2) 苦情・相談等処理状況

犬や猫に関する苦情や相談の受付を行い、適正飼育のための指導を行った。

<実績> (犬についての苦情等処理状況)

(単位：件)

年度	内容						計
	野犬※	吠え声	放し飼い	係留不適	汚損	その他	
R2	68	12	8	5	18	3	114
R3	34	14	9	1	15	4	77
R4	46	16	9	1	18	7	97

※所有者が判明しないもの

<実績> (猫についての苦情等処理状況)

(単位：件)

年度	内容					計
	野良猫※	鳴き声	放し飼い	汚損	その他	
R2	80	2	2	41	19	144
R3	67	3	4	44	3	121
R4	53	4	9	58	12	136

※所有者が判明しないもの

(3) 咬傷事故

犬による咬傷事故発生の際は、加害者及び被害者に保健所への届出を指導し、事故発生状況及び加害犬の確認、飼い主に対する再発防止指導等を行っている。

令和4年度の咬傷事故は9件発生し、再発防止指導を行った。

<実績> (咬傷事故の状況)

年度	件数	発生場所(件)			咬傷犬の登録状況等(頭)				被害者数(人)							
		犬舎等の周辺	公共の場所	その他の	飼い犬		飼い主不明	野犬	小計	死亡		その他				
					飼い主判明					飼い主・家族	それ以外	飼い主・家族	それ以外			
					登録済	未登録				飼い主・家族	それ以外	飼い主・家族	それ以外			
R2	9	3	3	3	8	1	0	0	9	0	0	0	9			
R3	16	6	5	5	15	1	0	0	16	0	0	0	16			
R4	9	1	5	3	5	2	2	0	9	0	0	0	9			

【23】新型コロナウイルス感染症への対応状況

1. 八戸市保健所の動き

(1) 八戸市保健所の新型コロナウイルス感染症対策の経過（会議関係を除く）

年月日	内容
令和3年度から 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・【県】感染不安を感じる無症状の県民を対象とした無料検査を、木下グループ新型コロナPCR検査センターのほか、市内薬局等で実施（～令和5年5月7日まで） ・全庁からの応援職員の受入（令和4年1月27日～令和4年9月17日まで） ・【国】令和3年3月16日「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の事務連絡を发出。全ての感染者への濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を、同居家族や高齢者施設等に限定。 ・【県】3月16日発出の国事務連絡をもとに、県では3月29日に濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に係る新たな方針を公表。積極的疫学調査を同居家族、医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育施設に限定。（4月28日までの取り扱い）
令和4年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保健予防課に設置している受診相談センターが2人から3人体制となる。（～令和5年3月31日）
4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・【県】濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に係わる方針を一部修正 3月29日公表の方針を当面の間継続
6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養者の健康観察をMy HER-SYSで開始
7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライブスルーによる行政検査（PCR）の対象を原則有症状の同居家族に限定 (ドライブスルーによる行政検査は8月2日まで)
7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・人材派遣会社の活用（～令和5年5月31日） (患者搬送、低リスク者への自宅療養支援等に従事。1日当たり最大21名)
7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性者の急増に伴い、行動歴の聴取を必要時のみにするなど、疫学調査を簡略化
7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症緊急対策チーム5名を配置（～8月31日） (公費負担申請等業務3名、検査体制強化2名とし、事務に従事。)
7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・【国】3月16日の事務連絡を一部改正。 濃厚接触者の自宅待機期間を7日間から5日間に短縮
8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間急病診療所において、臨時の日中診療を開始 (15歳以上が対象。診療時間：14時～18時)
8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・【県】7月22日の国事務連絡をもとに、濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に係わる方針の一部修正を公表。 濃厚接触者の自宅待機期間を7日間から5日間に短縮したほか、積極的疫学調査について、保育施設等は実施しないこととした。

新型コロナウイルス感染症関係

	<ul style="list-style-type: none"> ・【県】青森県臨時Webキット検査センターを設置。抗原定性検査キット配付、陽性者登録を開始。 ・有症状の同居家族に対し、抗原定性検査キットをドライブスルーで配付開始(～8/12)
8月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・【県】高齢・障害者施設に抗原定性検査キット(6回分)を配付し、無症状の職員を対象とした集中的検査を実施(8月31日まで)
8月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・有症状の同居家族に抗原定性検査キットを郵送で配付開始(～9/25)
8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・【県】県内の病院・薬局において、無料の抗原定性検査キット配付事業を開始(在庫がなくなり次第、配付終了)
8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の職員を対象に抗原定性検査キットを配付(ドライブスルーで配付。8/26まで)
8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者に対する療養解除の連絡を中止。
8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・「八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンター」を設置(業務委託)
8月30日 31日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等の職員を対象に抗原定性検査キットを配付
9月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・【県】自宅療養者サポートセンターを設置・稼働
9月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・【国】自宅療養者の療養期間を10日間から7日間に短縮(高齢者施設入所者、医療機関入院中の患者は10日間)
9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間(17～23時)の患者搬送業務を委託(業務委託)
9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅療養者に配付している食品セットを5日分から3日分に変更
9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・【国】全数把握を見直し、発生届を①65歳以上、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、新型コロナ感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊婦、に限定。 ・医療機関で発症日や陽性判明日等を記入した「陽性と診断された方へ」のチラシを配付し、療養のフォローアップを実施。 ・積極的疫学調査を発生届が出た患者に限定 ・発生届対象外の患者について、支援を要する場合は、八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンターに連絡するよう周知。
10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間急病診療所における日中の臨時診療時間が16～18時に変更
12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害者施設に抗原検査キット(6回分)を配付し、無症状の職員を対象とした集中的検査を実施(12月25日まで)
12月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間急病診療所における日中の臨時診療時間が14～18時に変更
令和5年 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・【国】新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から「5類感染症」に位置付ける方針を決定。
2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・【県】市内宿泊療養施設を2か所から1か所へ縮小
3月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者数減少のため、休日夜間急病診療所における日中の臨時診療終了

4月27日	・【国】感染症法上の位置付けを、5月8日に、「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行することを正式決定
5月7日	【県】宿泊療養施設廃止、臨時キット検査センター及び陽性者登録廃止 ・食品セット支援廃止 ・毎日の健康観察を廃止 ・パルスオキシメーター貸出終了 ・患者搬送業務委託終了 ・「陽性と判断された方へ」のチラシ配付終了
5月8日	【国】新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に位置づけ変更となる。 ※八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンターと高齢者施設等への抗原定性検査キット配付については、当面継続

(2) 保健師等応援職員の受入・派遣状況

年月日	内容
令和4年3月31日	・八戸市立市民病院の感染管理認定看護師（以下ICN）を派遣依頼 医療機関クラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年4月2日	・八戸赤十字病院のICNを派遣依頼 住宅型有料老人ホームのクラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年4月3日	・八戸市立市民病院の医師・看護師を派遣依頼 住宅型有料老人ホームのクラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年4月13日	・八戸市立市民病院感染対策室主任看護師2名を派遣依頼 八戸市保健所職員のPPE着脱訓練を指導
令和4年4月13日	・青森労災病院のICNを派遣依頼 有料老人ホームのクラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年4月15日	・八戸赤十字病院のICN、感染制御実践看護師を派遣依頼 医療機関クラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年5月6日	・八戸赤十字病院の感染制御実践看護師を派遣依頼 介護老人保健施設のクラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年6月30日	・八戸赤十字病院のICNを派遣依頼 有料老人ホームのクラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年7月1日	・八戸赤十字病院のICNを派遣依頼 有料老人ホームのクラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年7月9日	・八戸赤十字病院のICNを派遣依頼 医療機関クラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年7月21日	・青森県立中央病院のICN・看護師を派遣依頼 医療機関クラスター・施設クラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年7月27日	・八戸赤十字病院の感染制御実践看護師を派遣依頼 介護老人保健施設のクラスターに係る感染対策指導を支援
令和4年8月3日	・八戸赤十字病院の感染制御実践看護師を派遣依頼

	医療機関クラスターに係る感染対策指導を支援
令和5年4月6日	<ul style="list-style-type: none"> 八戸赤十字病院ICNと八戸市立市民病院ICNを派遣依頼 医療機関クラスターに係る感染対策指導を支援
令和5年4月6日	<ul style="list-style-type: none"> 公益社団法人青森県看護協会を通じた新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員の応援派遣として八戸市立市民病院看護師を派遣依頼（～4月10日） 医療機関クラスターに係る看護業務を支援（実7人、延13人）

2. 対策会議及び対策本部の運営状況

(1) 八戸市新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・設置日 令和2年3月16日（廃止日 令和5年5月8日（5類感染症への移行による））
- ・設置根拠 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項及び八戸市新型インフルエンザ等対策本部条例
- ・構成員 本部長：市長
副本部長：副市長、保健所長
本部員：教育長、病院事業管理者、各部局長、消防長、水道企業団事務局長
- ・名称 当初の「八戸市新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症）対策本部」の名称を令和2年5月27日開催の第8回市対策本部会議から「八戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」に変更
- ・体制 緊急事態宣言時には特措法等に基づく市対策本部として設置し、緊急事態宣言解除時には特措法等に基づく市対策本部を廃止して、八戸市健康危機管理対策実施要綱に基づく市対策本部へ体制を移行
- ・その他
 - (1) 令和元年度から3年度まで計16回開催
 - (2) 令和4年2月18日開催の第14回市対策本部会議から事務局所管を保健総務課から防災危機管理課へ移管

第17回	日時・場所	令和4年4月7日（木）17時00分から	市庁別館2階会議室B・C
	内 容	(1) 県の第67回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議の内容について（市民防災部） (2) 新型コロナウイルス感染症に係る感染の状況等について（健康部） (3) 各部局の対応状況等について（市民防災部） (4) 本部長指示	
第18回	日時・場所	令和4年7月14日（木）17時30分から	市庁別館2階会議室B・C
	内 容	(1) 新型コロナウイルス感染症に係る感染の状況等について（健康部） (2) 各部局の対応状況等について（総務部） (3) 本部長指示	
第19回	日時・場所	令和5年4月28日（金）15時30分から	市庁別館2階会議室C
	内 容	(1) 国及び県の状況並びに市対策本部の廃止の考え方について（危機管理部） (2) 新型コロナウイルス感染症に係る感染の状況について（こども健康部） (3) 感染症法上の位置づけ変更に伴う5月8日以降の対応について（こども健康部） (4) 本部長指示	

(2) 感染症診査協議会

(単位：回、件)

年度	開催回数	新型コロナウイルス感染症
R2	11	152
R3	23	6,059
R4	24	32,424

3. 感染防止対策事業

はちのへ with コロナあんしん行動サービス (CODE 8)

- ・目的 市民が自身の行動履歴を登録するためのサービスを運用することにより、市民や事業者等が社会・経済活動へ参加しやすい環境を整えるとともに、感染症発生時の迅速な連絡体制を整える。
- ・事業概要 店舗等に掲示されたQRコードを読み込んでメール送信画面を起動し、送信ボタンを押すことでメールアドレスを登録する。利用した店舗等で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合、注意を促すメールを一斉配信する。
- ・対象 不特定多数の来客がある施設又はイベント
(市内飲食店、市内でのイベント主催者、市内観光施設、市内公共施設など)
- ・事業期間 令和2年6月6日から令和5年3月31日
- ・申請方法 利用を希望する民間事業者等については、下記のいずれかの方法により申請
 - 1) 市ホームページから申請書をダウンロードし、メールまたは郵送する
 - 2) 市ホームページの申込フォームから申請する
- ・その他 令和5年3月31日をもって運用終了

<実績> (令和5年3月31日時点)

(単位：件)

年度	公共施設	登録件数								イベント等	合計	延利用者数			
		民間事業者													
		小売業	飲食店	宿泊業	医療	サービス業	理容・美容等	娯楽業	その他施設 (屋内)						
R2	80	30	162	13	1	30	11	31	278	27	385	39,250			
R3	82	32	166	13	1	33	11	33	289	40	411	68,097			
R4	82	32	166	13	1	33	11	33	289	45	416	76,124			

4. 相談の状況

(1) 受診相談センター（令和2年2月7日開設、令和2年12月1日名称変更）

・目的	新型コロナウイルス感染が疑われる場合、感染者の体調が悪化した場合等、必要に応じて診療・検査医療機関や受診方法を案内する。（24時間受付、夜間は緊急電話にて対応）		
・場所	八戸市保健所 保健予防課 八戸市田向三丁目6-1		
・従事者	保健師、看護師		
・経過	令和2年2月7日 「帰国者・接触者相談センター」設置。 令和2年12月1日 新型コロナウイルス感染症に対する相談体制が変更されたことに伴い、「受診相談センター」に名称変更。 令和4年8月29日～ 「八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンター」開設に伴い、「受診相談センター」は主に受診調整、体調や医療に関わる相談に対応。 令和5年5月31日 閉設		

(2) 八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンター（令和4年8月29日開設）

・目的	市民からの新型コロナウイルス感染症に関する相談に対する専用回線を設置し、受付・相談対応を行う。（24時間受付）		
・経過	令和4年8月29日 感染拡大に伴う相談数増加に対応するため「八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンター」を開設。 令和4年9月26日 全数把握の見直しにより、4類型に該当しない自宅療養者のフォローアップ機能を追加し、食品支援や宿泊療養支援の相談を受付、支援決定は保健所の担当部署で実施。 令和5年9月30日 終了予定		

<実績> (相談受付件数)

(単位：件)

年度	一般健康相談	受診相談センター			合計
	合計 ※コロナ関連の相談	受診相談	その他	合計	
R2	1,544	4,400	3,319	7,719	9,263
R3	225	2,069	6,898	8,967	9,192
R4	327	※12,820	※25,201	※38,021	38,345

※R4年度は八戸市新型コロナウイルス感染症コールセンター分含む

・発生届が4類型に限定された令和4年9月26日以降、社会福祉施設より集団感染の報告を受けて、電話指導した件数は5件であった。

5. 検査の状況

(1)検査体制

<実績>

(単位：件)

年度	(保健所依頼分)					診療・検査 医療機関	(再掲) 医師 会PCRセ ンター	合 計
	青森県 環境保健 センター	外注	自院	医師会 臨床検 査セン ター	抗原検 査キット配付			
R2	1,768	0	0	0	-	5,168	149	6,936
R3	2,073	13,552	1,180	3,930	-	32,162	77	52,897
R4	3	11,679	453	2,606	369	120,030	-	134,771

※外注 … 検体採取協力医療機関から、民間の検査機関へ検査分析業務を委託し実施したもの

※自院 … 検体採取協力医療機関が自院で検査分析を実施したもの

※抗原検査キット配付 … 有症状の濃厚接触者を対象としたもの

(2) クラスター対策事業

・目的 感染の連鎖が生じやすい集団に対して集中的検査等を実施し、集団感染を未然に防ぎ、感染者の早期発見や感染拡大防止を図る。

・内容 【保育施設】

①感染者発生時の有症状職員向けの抗原検査キットを配付

【高齢・障害者施設】

①感染拡大時に無症状職員を対象とした集中的検査（一斉・頻回検査）を実施

②感染者発生時の利用者向けの抗原検査キットを配付

<実績>

【保育施設】

①抗原検査キットの配付：127 施設 2,483 個（令和4年8月30・31日）

【高齢・障害者施設】

①集中的検査（令和4年12月5日～25日）

対象施設数	検査数	陽性者数	陽性率
735 箇所	36,369 件	169 人	0.46 %

②抗原検査キットの配付：127 施設 4,270 個（令和4年8月10日～令和5年3月31日）

(3) 妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査事業

新型コロナウイルス感染症により不安を抱える妊婦の不安解消を図るため、令和2年10月より実施。妊婦に対し分娩前に新型コロナウイルス感染症検査を実施し、それにかかる費用の一部を助成する。(上限20,000円)

<実績>

(単位:件)

年度	市民	県外からの里帰り	計
R2	123	22	145
R3	308	52	360
R4	41	5	46

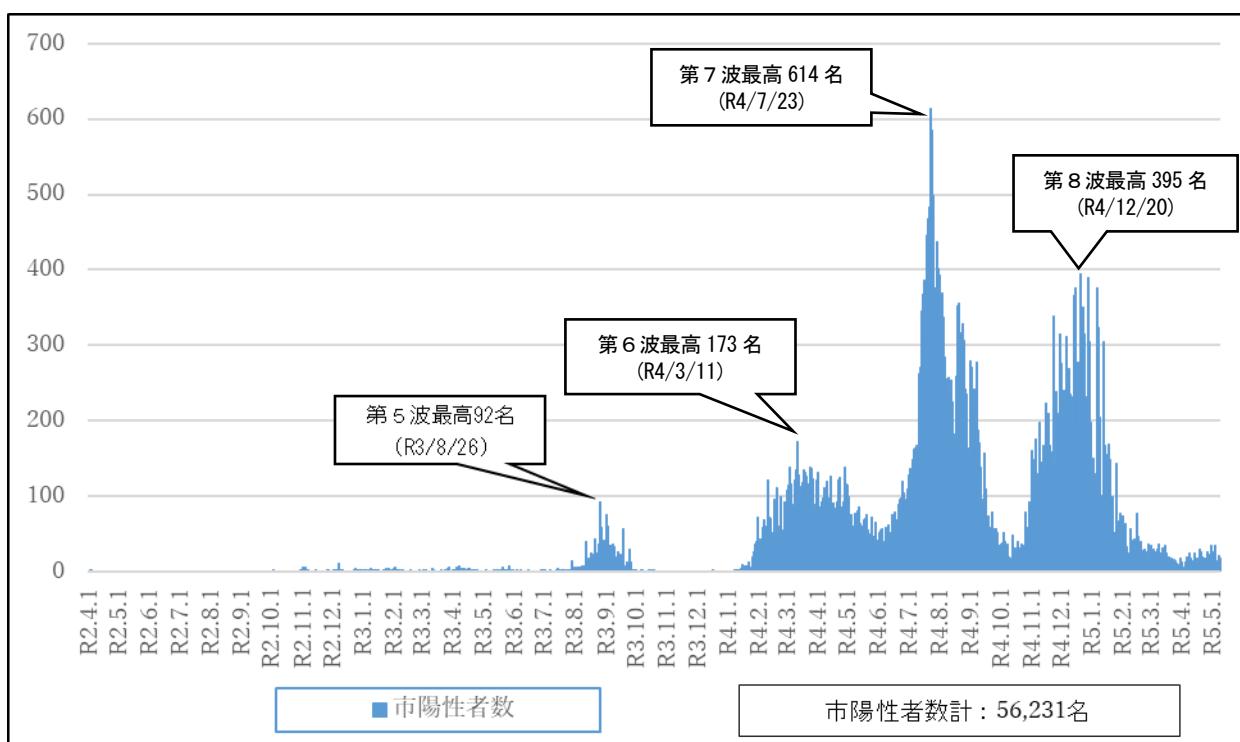
6. 陽性者の状況

(単位：人)

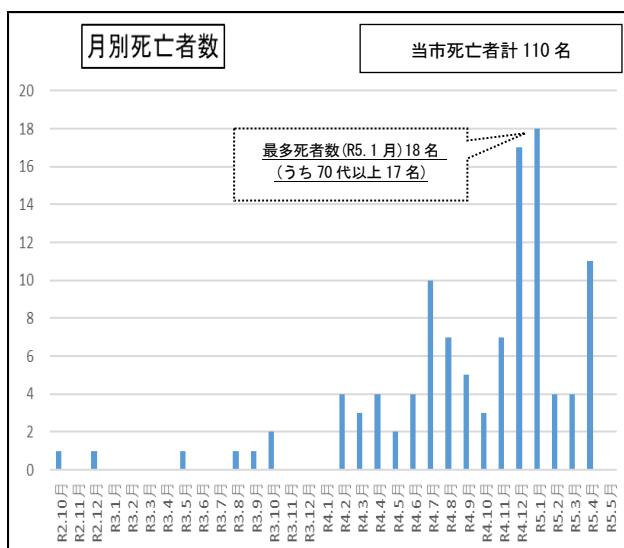
年度	患者総数 ※	内訳				
		入院	宿泊療養	自宅療養	他管内 へ移管	死亡
R2	151	101	49	0	0	2
R3	7,205	573	764	5,835	15	18
R4	32,078	1,579	704	29,624	86	85

※発生届対象者で計上

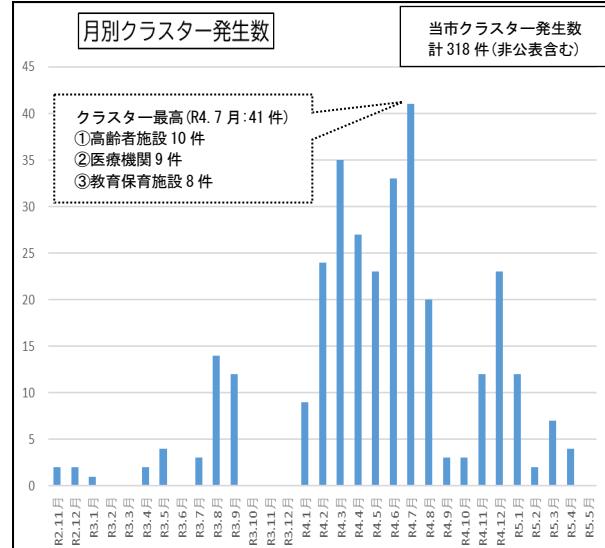
<当初(R2.3.23)～最終(R5.5.7)の陽性者発生状況> (人数は全て公表ベース)



<月別死者の状況> (公表日ベース)



<月別クラスター発生数> (公表日及び県報告日)



7. ワクチン接種の状況

年月日	実施経過
令和4年 4月 11 日	八戸版職域追加接種（3回目）の開始（～4/30）
5月 25 日	第2期追加接種（4回目）の開始（60歳以上及び基礎疾患等） 個別接種：5/25～（順次。7月から本格化）、集団接種：8/1～
5月 28 日	青森県営広域追加接種（3回目）の開始（～6/19） ※6/4から4回目接種も受付
7月 22 日	第2期追加接種（4回目）の対象拡大（医療従事者及び高齢者・障害者施設等従事者）
7月 30 日	ノババックスワクチン接種（市民病院） 当初日程：7/30及び8/20、追加日程9/3及び9/24
9月 6 日	5～11歳（小児）への努力義務の適用、小児向けの第1期追加接種（3回目）の開始
9月 20 日	令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の開始 ※11/8より使用ワクチンにノババックスワクチンを追加
10月 24 日	生後6か月～4歳（乳幼児）向け接種の開始（個別接種のみ）
11月 6 日	青森県営広域追加接種（オミクロン株対応）の開始（～12/11）
12月 2 日	八戸版職域追加接種（オミクロン株対応）の開始（～12/11）
令和5年 2月 25 日	ノババックスワクチン接種（市民病院） 日程：2/25及び3/25 ※令和4年秋開始接種への対応として
3月 8 日	小児向けの令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の開始（個別接種のみ）

発行年月 令和5年7月

保健所業務概要

発行 青森県八戸市
編集 こども健康部 保健総務課
(八戸市保健所)
